枚方市議会定例会議案書

（令和7年3月定例月議会）

目　　次

議案第97号	令和６年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第10号）	…	1
議案第98号	令和６年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第６号）	…	81
議案第99号	令和６年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第５号）	…	93
議案第100号	令和６年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）	…	105
議案第101号	令和６年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第５号）	…	113
議案第102号	令和６年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第４号）	…	131
議案第103号	令和６年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第４号）	…	137
議案第104号	枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について	…	152
議案第105号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	…	158
議案第106号	枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	…	173
議案第107号	枚方市公設市場条例の廃止について	…	182
議案第108号	枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例及び枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例の廃止等について		184
議案第109号	枚方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	…	187
議案第110号	枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	…	190
議案第111号	枚方市国民健康保険条例の一部改正について	…	194
議案第112号	枚方市税条例の一部改正について	…	198
議案第113号	枚方市職員給与条例等の一部改正について	…	202
議案第114号	枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	…	227
議案第115号	職員の旅費に関する条例の一部改正について	…	233
議案第116号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	…	247
議案第117号	枚方市附属機関条例の一部改正について	…	253
議案第118号	枚方市基金条例の一部改正について	…	257
議案第119号	枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	…	260
議案第120号	枚方市臨時保育室条例の一部改正について	…	274
議案第121号	枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例の一部改正について	…	281
議案第123号	令和７年度包括外部監査契約の締結について	…	291
議案第124号	枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業請負契約締結について	…	292
議案第125号	ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業請負契約締結について	…	326
議案第126号	枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）請負変更契約締結について	…	335

議案第127号　財産（執務室等什器）の取得について　…　338
議案第128号　枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務及び同組合規約の変更に関する協議について　…　340
議案第129号　教育長の任命の同意について　…　343
議案第130号　教育委員会委員の任命の同意について　…　344
議案第131号　固定資産評価員の選任の同意について　…　345

議案第９７号

令和６年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第１０号）

令和６年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,273,625千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 174,192,069千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の変更は、「第３表　繰越明許費補正」による。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1.　市　　税		55,765,411	1,234,224	56,999,635
	(1) 市　民　税	24,373,628	1,010,974	25,384,602
	(2) 固定資産税	22,346,527	174,274	22,520,801
	(3) 軽自動車税	645,243	27,901	673,144
	(4) 市たばこ税	2,120,501	▲45,611	2,074,890
	(5) 都市計画税	4,822,002	40,747	4,862,749
	(6) 事業所税	1,457,510	25,939	1,483,449
2.　地方譲与税		663,451	▲31,160	632,291
	(3) 森林環境譲与税	77,160	▲31,160	46,000
3.　利子割交付金		51,736	2,479	54,215
	(1) 利子割交付金	51,736	2,479	54,215
4.　配当割交付金		478,960	52,881	531,841
	(1) 配当割交付金	478,960	52,881	531,841
5.　株式等譲渡所得割交付金		500,432	65,698	566,130
	(1) 株式等譲渡所得割交付金	500,432	65,698	566,130
6.　法人事業税交付金		855,390	59,337	914,727
	(1) 法人事業税交付金	855,390	59,337	914,727
7.　地方消費税交付金		8,915,085	132,368	9,047,453
	(1) 地方消費税交付金	8,915,085	132,368	9,047,453
8.　ゴルフ場利用税交付金		78,922	1,503	80,425
	(1) ゴルフ場利用税交付金	78,922	1,503	80,425
9.　自動車税環境性能割交付金		159,858	15,216	175,074
	(1) 自動車税環境性能割交付金	159,858	15,216	175,074
10.　地方特例交付金		2,136,577	12,117	2,148,694
	(1) 地方特例交付金	2,121,302	12,117	2,133,419
11.　地方交付税		17,437,914	1,569,576	19,007,490
	(1) 地方交付税	17,437,914	1,569,576	19,007,490
13.　分担金及び負担金		509,133	1,732	510,865
	(1) 分　担　金	5,125	1,732	6,857
14.　使用料及び手数料		2,302,169	12,672	2,314,841
	(1) 使　用　料	1,719,710	13,426	1,733,136
	(2) 手　数　料	582,459	▲754	581,705
15.　国庫支出金		42,018,490	1,000,351	43,018,841
	(1) 国庫負担金	30,266,189	796,430	31,062,619

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	(2) 国庫補助金	11,655,412	206,992	11,862,404
	(3) 国庫委託金	96,889	▲3,071	93,818
16. 府支出金		15,636,233	▲998,237	14,637,996
	(1) 府負担金	10,068,810	118,453	10,187,263
	(2) 府補助金	2,467,772	▲64,850	2,402,922
	(3) 府委託金	3,099,651	▲1,051,840	2,047,811
17. 財産収入		111,514	10,848	122,362
	(1) 財産運用収入	62,176	10,848	73,024
18. 寄附金		443,252	20,991	464,243
	(1) 寄附金	443,252	20,991	464,243
19. 繰入金		8,898,337	▲1,353,717	7,544,620
	(1) 基金繰入金	8,775,738	▲1,353,717	7,422,021
20. 諸収入		2,822,628	▲349,454	2,473,174
	(4) 収益事業収入	449,938	▲9,209	440,729
	(5) 雑入	1,956,417	▲340,245	1,616,172
21. 市債		7,769,347	2,814,200	10,583,547
	(1) 市債	7,769,347	2,814,200	10,583,547
歳入合計		169,918,444	4,273,625	174,192,069

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		668,133	▲1,728	666,405
	(1) 議会費	668,133	▲1,728	666,405
2. 総務費		13,031,484	▲159,548	12,871,936
	(1) 総務管理費	9,646,768	59,532	9,706,300
	(2) 徴税費	1,698,171	▲189,322	1,508,849
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,316,824	▲21,579	1,295,245
	(4) 選挙費	236,632	▲8,179	228,453
3. 民生費		88,733,702	995,378	89,729,080
	(1) 社会福祉費	40,787,404	68,716	40,856,120
	(2) 児童福祉費	33,445,755	926,662	34,372,417
4. 衛生費		15,749,012	▲428,533	15,320,479
	(1) 保健衛生費	8,663,121	▲352,392	8,310,729
	(2) 清掃費	7,085,891	▲76,141	7,009,750
5. 農林水産業費		195,562	7,491	203,053
	(1) 農業費	195,562	7,491	203,053
6. 商工費		483,519	▲30,807	452,712
	(1) 商工費	483,519	▲30,807	452,712
7. 土木費		15,013,491	23,899	15,037,390
	(1) 土木管理費	392,026	▲9,428	382,598
	(2) 道路橋梁費	3,458,952	▲143,040	3,315,912
	(4) 都市計画費	11,120,071	176,367	11,296,438
8. 消防費		4,968,727	▲194,054	4,774,673
	(1) 消防費	4,968,727	▲194,054	4,774,673
9. 教育費		16,227,015	2,959,225	19,186,240
	(1) 教育総務費	4,701,908	30,226	4,732,134
	(2) 小学校費	4,455,232	1,824,242	6,279,474
	(3) 中学校費	1,440,829	1,148,637	2,589,466
	(4) 幼稚園費	681,040	▲3,888	677,152
	(5) 社会教育費	1,784,277	▲16,907	1,767,370
	(6) 保健体育費	3,163,729	▲23,085	3,140,644
10. 公債費		11,707,141	▲97,783	11,609,358
	(1) 公債費	11,707,141	▲97,783	11,609,358
11. 諸支出金		2,740,658	1,200,085	3,940,743
	(1) 諸費	2,740,658	1,200,085	3,940,743
歳出合計		169,918,444	4,273,625	174,192,069

第２表　地方債補正

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
庁舎施設改修事業	73,000	普通貸借又は証券発行	８％以内	政府資金又は銀行その他資金	３０年以内	１０年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
総合文化芸術センター別館施設等改修事業	1,200						
生涯学習市民センター設備等改修事業	128,100						
総合福祉会館設備更新事業	133,300						
楽寿荘施設等整備事業	15,900						
市立くずは北デイサービスセンター施設改修事業	2,000						
公立保育所改修等事業	16,200						
中宮浄水場更新事業（一般会計出資債）	260,000						
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	304,700						
枚方市駅前行政サービス再編事業	366,600						
京阪本線連続立体交差事業	680,100						
光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	199,600						
長尾杉線整備事業	414,400						
中振交野線整備事業	11,700						
公園施設長寿命化改築等事業	25,500						
主要道路リフレッシュ整備事業	194,800						

（単位：千円）

	補正後							
法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
その他				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	69,200	普通貸借又は証券発行	８％以内	政府資金又は銀行その他資金	３０年以内	１０年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	－							
	99,300							
	114,100							
	11,500							
	－							
	12,600							
	360,000							
	373,100							
	344,100							
	462,700							
	136,600							
	688,800							
	2,700							
	60,500							
	499,800							

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
施設改善維持補修事業	277,600	普通貸借又は証券発行	８％以内	政府資金又は銀行その他資金	３０年以内	１０年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
禁野小学校整備事業	406,700						
学校空調設備整備事業	837,500						
学校エレベーター整備事業業	17,800						
渚市民体育館施設等改修事業	5,800						
老朽ため池改修事業	300						
用排水施設等整備事業	10,300						
合計	7,769,347						

（注）　借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

（単位：千円）

	補正後							
法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
その他				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	1,408,500	普通貸借又は証券発行	８％以内	政府資金又は銀行その他資金	３０年以内	１０年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	443,600							
	1,914,000							
	145,400							
	30,000							
	5,700							
	15,100							
	10,583,547							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

第3表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2. 総務費	(1) 総務管理費	システム標準化・共通化対応経費	-	5,008
	(3) 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム経費	-	15,356
4. 衛生費	(1) 保健衛生費	保健所移転準備経費	-	169,979
		施設改修事業	-	52,500
		水道事業会計への出資金	-	100,000
5. 農林水産業費	(1) 農業費	老朽ため池改修経費	-	4,691
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	枚方高槻線整備事業	-	18,522
		主要道路リフレッシュ整備事業	-	506,060
		交通バリアフリー道路整備事業	-	6,030
		歩道拡幅事業	-	19,910
	(4) 都市計画費	空き家・空き地対策推進事業	-	36,000
		公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	-	52,500
		京阪本線連続立体交差事業	-	11,986
		連続立体交差事業関連まちづくり事業	-	8,437
		下水道事業会計への負担金	-	403,000
		牧野長尾線整備事業	-	98,522

（単位：千円）

款	項	事業名	金額 補正前	金額 補正後
		御殿山小倉線整備事業	－	35,000
		長尾杉線整備事業	－	428,417
		北山通線整備事業	－	20,000
		枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	－	157,750
		新庁舎整備機能検討支援業務委託	－	13,272
8. 消防費	(1) 消防費	防災備蓄倉庫管理経費	－	20,430
9. 教育費	(2) 小学校費	禁野小学校整備事業	－	238,054
		施設改善維持補修経費	－	1,068,331
		学校エレベーター整備事業	－	110,420
		学校空調設備整備事業	－	504,484
		禁野小学校（旧中宮北小学校）体育館空調設備整備事業	－	10,928
	(3) 中学校費	施設改善維持補修経費	－	338,740
		学校エレベーター整備事業	－	59,320
		学校空調設備整備事業	－	780,620
	(6) 保健体育費	スポーツ施設管理運営経費	－	33,171
合計			2,163,102	7,490,540

凡　例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報償費……報	旅費……旅	交際費……交	消耗品費……消
燃料費……燃	食糧費……食	印刷製本費……印	光熱水費……光
修繕料……修	賄材料費……賄	飼料費……飼	医薬材料費……医
通信運搬費……通	広告料……広	手数料……手	筆耕翻訳料……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料……保			
委託料……委	使用料及び賃借料……使	工事請負費……工	原材料費……原
備品購入費……備	負担金……負	補助金……補	扶助費……扶
賠償金……賠	償還金……償	還付加算金……還加	還付金……還
投資及び出資金……投	公課費……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　入

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
(款) 1. 市税	55,765,411	1,234,224	56,999,635		
(項) (1) 市民税	24,373,628	1,010,974	25,384,602		
1. 個人	21,233,837	383,704	21,617,541	1. 現年課税分	373,647
				2. 滞納繰越分	10,057
2. 法人	3,139,791	627,270	3,767,061	1. 現年課税分	628,431
				2. 滞納繰越分	▲1,161
(項) (2) 固定資産税	22,346,527	174,274	22,520,801		
1. 固定資産税	22,015,384	174,274	22,189,658	1. 現年課税分	197,170
				2. 滞納繰越分	▲22,896
(項) (3) 軽自動車税	645,243	27,901	673,144		
1. 軽自動車税	645,243	27,901	673,144	1. 現年課税分	23,183

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明	
1. 均等割	5,541	1. 現年課税分	373,647
		(1) 均等割	5,541
2. 所得割	368,106	(2) 所得割	368,106
		2. 滞納繰越分	10,057
1. 滞納繰越分	10,057		
1. 均等割	20,661	1. 現年課税分	628,431
		(1) 均等割	20,661
2. 法人税割	607,770	(2) 法人税割	607,770
		2. 滞納繰越分	▲1,161
1. 滞納繰越分	▲1,161		
1. 土地	102,344	1. 現年課税分	197,170
		(1) 土地	102,344
2. 家屋	93,213	(2) 家屋	93,213
		(3) 償却資産	1,613
3. 償却資産	1,613	2. 滞納繰越分	▲22,896
1. 滞納繰越分	▲22,896		
1. 環境性能割	14,775	1. 現年課税分	23,183
		(1) 環境性能割	14,775
2. 種別割	8,408	(2) 種別割	8,408
		2. 滞納繰越分	4,718

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
				2. 滞納繰越分	4,718
(項) (4)市たばこ税	2,120,501	▲45,611	2,074,890		
1.市たばこ税	2,120,501	▲45,611	2,074,890	1. 現年課税分	▲45,611
(項) (5)都市計画税	4,822,002	40,747	4,862,749		
1.都市計画税	4,822,002	40,747	4,862,749	1. 現年課税分	45,735
				2. 滞納繰越分	▲4,988
(項) (6)事業所税	1,457,510	25,939	1,483,449		
1.事業所税	1,457,510	25,939	1,483,449	1. 現年課税分	28,587
				2. 滞納繰越分	▲2,648
(款) 2.地方譲与税	663,451	▲31,160	632,291		
(項) (3)森林環境譲与税	77,160	▲31,160	46,000		
1.森林環境譲与税	77,160	▲31,160	46,000	1. 森林環境譲与税	▲31,160
(款) 3.利子割交付金	51,736	2,479	54,215		
(項) (1)利子割交付金	51,736	2,479	54,215		

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明	
1. 滞納繰越分	4,718		
1. 現年課税分	▲45,611	1. 現年課税分	▲45,611
1. 土　　地	20,033	1. 現年課税分	45,735
		(1) 土　　地	20,033
2. 家　　屋	25,702	(2) 家　　屋	25,702
		2. 滞納繰越分	▲4,988
1. 滞納繰越分	▲4,988		
1. 資　産　割	21,771	1. 現年課税分	28,587
		(1) 資　産　割	21,771
2. 従業者割	6,816	(2) 従業者割	6,816
		2. 滞納繰越分	▲2,648
1. 滞納繰越分	▲2,648		
1. 森林環境譲与税	▲31,160	1. 森林環境譲与税	▲31,160

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
1. 利子割交付金	51,736	2,479	54,215	1. 利子割交付金	2,479
(款) 4. 配当割交付金	478,960	52,881	531,841		
(項) (1) 配当割交付金	478,960	52,881	531,841		
1. 配当割交付金	478,960	52,881	531,841	1. 配当割交付金	52,881
(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金	500,432	65,698	566,130		
(項) (1) 株式等譲渡所得割交付金	500,432	65,698	566,130		
1. 株式等譲渡所得割交付金	500,432	65,698	566,130	1. 株式等譲渡所得割交付金	65,698
(款) 6. 法人事業税交付金	855,390	59,337	914,727		
(項) (1) 法人事業税交付金	855,390	59,337	914,727		
1. 法人事業税交付金	855,390	59,337	914,727	1. 法人事業税交付金	59,337
(款) 7. 地方消費税交付金	8,915,085	132,368	9,047,453		
(項) (1) 地方消費税交付金	8,915,085	132,368	9,047,453		
1. 地方消費税交付金	8,915,085	132,368	9,047,453	1. 地方消費税交付金	132,368
(款) 8. ゴルフ場利用税交付金	78,922	1,503	80,425		
(項) (1) ゴルフ場利用税交付金	78,922	1,503	80,425		
1. ゴルフ場利用税交付金	78,922	1,503	80,425	1. ゴルフ場利用税交付金	1,503

（単位：千円）

細節		概要説明	
区分	金額		
1. 利子割交付金	2,479	1. 利子割交付金	2,479
1. 配当割交付金	52,881	1. 配当割交付金	52,881
1. 株式等譲渡所得割交付金	65,698	1. 株式等譲渡所得割交付金	65,698
1. 法人事業税交付金	59,337	1. 法人事業税交付金	59,337
1. 地方消費税交付金	132,368	1. 地方消費税交付金	132,368
1. ゴルフ場利用税交付金	1,503	1. ゴルフ場利用税交付金	1,503

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
(款) 9. 自動車税環境性能割交付金	159,858	15,216	175,074		
(項) (1) 自動車税環境性能割交付金	159,858	15,216	175,074		
1. 自動車税環境性能割交付金	159,858	15,216	175,074	1. 自動車税環境性能割交付金	15,216
(款) 10. 地方特例交付金	2,136,577	12,117	2,148,694		
(項) (1) 地方特例交付金	2,121,302	12,117	2,133,419		
1. 地方特例交付金	2,121,302	12,117	2,133,419	1. 地方特例交付金	12,117
(款) 11. 地方交付税	17,437,914	1,569,576	19,007,490		
(項) (1) 地方交付税	17,437,914	1,569,576	19,007,490		
1. 地方交付税	17,437,914	1,569,576	19,007,490	1. 地方交付税	1,569,576
(款) 13. 分担金及び負担金	509,133	1,732	510,865		
(項) (1) 分　担　金	5,125	1,732	6,857		
1. 農林水産業費分担金	5,125	1,732	6,857	1. 農林水産業費分担金	1,732
(款) 14. 使用料及び手数料	2,302,169	12,672	2,314,841		
(項) (1) 使　用　料	1,719,710	13,426	1,733,136		
3. 衛生使用料	252,622	12,077	264,699	1. 衛生使用料	12,077
5. 土木使用料	857,354	1,349	858,703	1. 土木使用料	1,349

（単位：千円）

細節		概要説明	
区分	金額		
1. 自動車税環境性能割交付金	15,216	1. 自動車税環境性能割交付金	15,216
1. 地方特例交付金	12,117	1. 地方特例交付金	12,117
1. 普通交付税	1,569,576	1. 普通交付税	1,569,576
1. 土地改良事業分担金	1,732	1. 土地改良事業分担金	1,732
1. 火葬場使用料	12,077	1. 火葬場使用料	12,077
8. 行政財産使用料	1,349	1. 行政財産使用料	1,349

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
(項) (2)手　数　料	582,459	▲754	581,705		
3.衛生手数料	413,239	▲754	412,485	2.　し尿処理手数料	▲754
(款) 15.国庫支出金	42,018,490	1,000,351	43,018,841		
(項) (1)国庫負担金	30,266,189	796,430	31,062,619		
1.民生費国庫負担金	29,353,548	601,530	29,955,078	4.　児童扶養手当負担金	▲40,723
				5.　障害者自立支援医療費負担金	10,859
				6.　障害者自立支援給付費負担金	93,563
				7.　障害児通所給付費等負担金	18,457
				9.　教育・保育施設型給付負担金	529,078
				10.　地域型保育給付負担金	10,949
				11.　国民健康保険基盤安定負担金	▲23,276
				12.　低所得者介護保険料軽減負担金	4,832
				14.　国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲966
				15.　国民健康保険産前産後保険料負担金	▲1,243
3.教育費国庫負担金	624,444	194,900	819,344	1.　教育費負担金	194,900

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明		
1. 現年度分	▲754	1. 現年度分		▲754
1. 児童扶養手当負担金	▲40,723	1. 児童扶養手当負担金		▲40,723
1. 障害者自立支援医療費負担金	10,859	2. 障害者自立支援医療費負担金		10,859
1. 障害者自立支援給付費負担金	93,563	3. 障害者自立支援給付費負担金		93,563
1. 障害児通所給付費等負担金	18,457	4. 障害児通所給付費等負担金		18,457
1. 教育・保育施設型給付負担金	529,078	5. 教育・保育施設型給付負担金		529,078
		(1) 私立保育所運営費負担金	382,829	
		(2) 私立認定こども園給付費負担金	146,249	
1. 地域型保育給付負担金	10,949	6. 地域型保育給付負担金		10,949
		(1) 私立小規模保育給付費負担金	10,949	
1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲23,276	7. 国民健康保険基盤安定負担金		▲23,276
1. 低所得者介護保険料軽減負担金	4,832	8. 低所得者介護保険料軽減負担金		4,832
		(1) 現年度分	114	
		(2) 過年度分	4,718	
1. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲966	9. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金		▲966
1. 国民健康保険産前産後保険料負担金	▲1,243	10. 国民健康保険産前産後保険料負担金		▲1,243
1. 教育・保育施設型給付負担金	17,469	1. 教育・保育施設型給付負担金		17,469
		(1) 私立幼稚園給付費負担金	17,469	
		2. 公立学校施設整備費負担金		177,431

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
(項) (2)国庫補助金	11,655,412	206,992	11,862,404		
1.総務費国庫補助金	7,703,480	▲734,269	6,969,211	1. 総務費補助金	▲734,269
2.民生費国庫補助金	1,765,523	▲3,370	1,762,153	1. 児童福祉費補助金	▲3,950
				34. 障害者総合支援事業費補助金	580
3.衛生費国庫補助金	612,894	▲22,478	590,416	1. 衛生費補助金	▲22,478
5.土木費国庫補助金	987,485	484,452	1,471,937	1. 都市計画費補助金	484,452

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明	
3. 公立学校施設整備費負担金	177,431		
2. 個人番号カード交付事務費補助金	▲5,000	1. 個人番号カード交付事務費補助金	▲5,000
3. デジタル基盤改革支援補助金	▲275,436	2. デジタル基盤改革支援補助金	▲275,436
5. デジタル田園都市国家構想交付金	▲2,403	3. デジタル田園都市国家構想交付金	▲2,403
8. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	▲451,702	4. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	▲451,702
52. クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	272	5. クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	272
9. 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	▲423	1. 児童福祉費補助金	▲3,950
10. 就学前教育・保育施設整備交付金	▲5,443	(1) 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	▲423
15. 児童虐待防止対策等総合支援事業補助金	1,487	(2) 就学前教育・保育施設整備交付金	▲5,443
17. こども政策推進事業費補助金	429	(3) 児童虐待防止対策等総合支援事業補助金	1,487
		(4) こども政策推進事業費補助金	429
1. 障害者総合支援事業費補助金	580	2. 障害者総合支援事業費補助金	580
7. 妊娠・出産包括支援事業補助金	4,596	1. 妊娠・出産包括支援事業補助金	4,596
17. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	▲27,074	2. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	▲27,074
1. 社会資本整備総合交付金	487,452	1. 社会資本整備総合交付金	487,452
2. 街路交通調査費補助金	▲3,000	(1) 街なみ環境整備事業	▲3,000
		(2) 住宅・建築物アスベスト改修事業	▲4,664
		(3) 既存民間建築物耐震診断補助金（特定既存耐震不適格建築物・共同住宅等）	▲500
		(4) 木造住宅等耐震改修補助金	▲6,451
		(5) 主要道路リフレッシュ整備事業	201,018

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
6. 消防費国庫補助金	4, 262	7, 390	11, 652	1. 消防費補助金	7, 390
7. 教育費国庫補助金	581, 431	475, 267	1, 056, 698	1. 教育費補助金	475, 267
(項) (3) 国庫委託金	96, 889	▲3, 071	93, 818		
3. 衛生費委託金	10, 016	▲3, 071	6, 945	1. 衛生費委託金	▲3, 071
(款) 16. 府支出金	15, 636, 233	▲998, 237	14, 637, 996		
(項) (1) 府負担金	10, 068, 810	118, 453	10, 187, 263		
1. 民生費府負担金	9, 850, 979	109, 719	9, 960, 698	1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲124, 469
				2. 児童福祉費負担金	7, 699
				3. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲74, 346
				4. 障害者自立支援医療費負担金	5, 429

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明	
		(6) 長尾杉線整備事業	13,200
		(7) 公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	17,500
		(8) 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業	▲4,714
		(9) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	83,600
		(10) 連続立体交差事業関連まちづくり事業	191,463
		2. 街路交通調査費補助金	▲3,000
		(1) 土地区画整理事業調査費補助金	▲3,000
1. 社会資本整備総合交付金	▲2,825	1. 社会資本整備総合交付金	▲2,825
		(1) 防災・安全交付金	▲2,825
3. 新しい地方経済・生活環境創生交付金	10,215	2. 新しい地方経済・生活環境創生交付金	10,215
5. 文化財保存事業補助金	▲12,198	1. 文化財保存事業補助金	▲12,198
10. 学校施設環境改善交付金	487,465	2. 学校施設環境改善交付金	487,465
1. 国民健康・栄養調査委託金	▲3,071	1. 国民健康・栄養調査委託金	▲3,071
1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲124,469	1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲124,469
		2. 児童福祉費負担金	7,699
2. 児童発達支援センター施設給付費負担金	5,729	(1) 児童発達支援センター施設給付費負担金	5,729
3. 児童発達支援センター相談支援給付費負担金	1,970	(2) 児童発達支援センター相談支援給付費負担金	1,970
		3. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲74,346
1. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲74,346	4. 障害者自立支援医療費負担金	5,429
		5. 障害者自立支援給付費負担金	46,780
		6. 障害児通所給付費等負担金	9,228
		7. 教育・保育施設型給付負担金	234,295
1. 障害者自立支援医療費負担金	5,429	(1) 私立保育所運営費負担金	148,518
		(2) 私立認定こども園給付費負担金	85,777
		8. 地域型保育給付負担金	3,791

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
				5. 障害者自立支援給付費負担金	46,780
				6. 障害児通所給付費等負担金	9,228
				7. 教育・保育施設型給付負担金	234,295
				8. 地域型保育給付負担金	3,791
				9. 低所得者介護保険料軽減負担金	2,416
				11. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲483
				12. 国民健康保険産前産後保険料負担金	▲621
3. 教育費府負担金	210,961	8,734	219,695	1. 教育費負担金	8,734
(項) (2) 府補助金	2,467,772	▲64,850	2,402,922		
1. 総務費府補助金	25,089	▲466	24,623	1. 総務費補助金	▲466
2. 民生費府補助金	2,133,201	▲6,352	2,126,849	1. 社会福祉費補助金	▲19,565
				4. 児童福祉費補助金	13,213
3. 衛生費府補助金	166,370	▲43,201	123,169	1. 衛生費補助金	▲43,201

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明		
1. 障害者自立支援給付費負担金	46,780	(1) 私立小規模保育給付費負担金	3,791	
		9. 低所得者介護保険料軽減負担金		2,416
		(1) 現年度分	62	
		(2) 過年度分	2,354	
		10. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金		▲483
		11. 国民健康保険産前産後保険料負担金		▲621
1. 障害児通所給付費等負担金	9,228			
1. 教育・保育施設型給付負担金	234,295			
1. 地域型保育給付負担金	3,791			
1. 低所得者介護保険料軽減負担金	2,416			
1. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲483			
1. 国民健康保険産前産後保険料負担金	▲621			
1. 教育・保育施設型給付負担金	8,734	1. 教育・保育施設型給付負担金		8,734
		(1) 私立幼稚園給付費負担金	8,734	
5. 特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金	▲466	1. 特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金		▲466
1. 障害者医療費補助金	▲36,000	1. 社会福祉費補助金		▲19,565
		(1) 障害者医療費補助金	▲36,000	
28. 安心こども基金特別対策事業費補助金	16,435	(2) 安心こども基金特別対策事業費補助金	16,435	
		2. 児童福祉費補助金		13,213
2. 乳幼児医療費補助金	▲1,900	(1) 乳幼児医療費補助金	▲1,900	
5. 教育・保育施設型給付補助金	15,113	(2) 教育・保育施設型給付補助金	15,113	
18. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	▲43,201	1. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金		▲43,201

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
6. 土木費府補助金	14,091	▲5,032	9,059	1. 都市計画費補助金	▲5,032
8. 教育費府補助金	95,342	▲9,799	85,543	1. 教育費補助金	▲9,799
(項) (3)府委託金	3,099,651	▲1,051,840	2,047,811		
1. 総務費委託金	746,525	43,686	790,211	1. 総務費委託金	43,686
4. 土木費委託金	2,352,446	▲1,095,526	1,256,920	1. 都市計画費委託金	▲427,650
				2. 土木費委託金	▲667,876
(款) 17. 財産収入	111,514	10,848	122,362		
(項) (1)財産運用収入	62,176	10,848	73,024		
2. 利子及び配当金	16,745	10,848	27,593	2. 基金積立金利子収入	10,848
(款) 18. 寄　附　金	443,252	20,991	464,243		

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明		
1. 都市計画費補助金	▲5,032	1. 都市計画費補助金		▲5,032
		(1) 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業補助金	▲2,357	
		(2) 震災対策推進事業補助金（木造住宅改修）	▲2,675	
1. 教育・保育施設型給付補助金	5,854	1. 教育・保育施設型給付補助金		5,854
		(1) 私立幼稚園給付費補助金	5,854	
2. スクールサポートスタッフ配置事業費補助金	▲12,098	2. スクールサポートスタッフ配置事業費補助金		▲12,098
4. 地域クラブ活動体制整備等事業費補助金	▲3,777	3. 地域クラブ活動体制整備等事業費補助金		▲3,777
6. 副校長・教頭マネジメント支援員配置事業費補助金	222	4. 副校長・教頭マネジメント支援員配置事業費補助金		222
1. 府税徴収交付金	51,865	1. 府税徴収交付金		51,865
9. 衆議院議員選挙委託金	▲8,179	2. 衆議院議員選挙委託金		▲8,179
2. 連続立体交差事業関連委託金	▲427,650	1. 連続立体交差事業関連委託金		▲427,650
		2. 土木費委託金		▲667,876
1. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲614,376	(1) 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲614,376	
2. 枚方高槻線整備事業関連委託金	▲53,500	(2) 枚方高槻線整備事業関連委託金	▲53,500	
1. 基金積立金利子収入	10,848	1. 基金積立金利子収入		10,848
		(1) 地域経済活性化基金	5	
		(2) 施設保全整備基金	1,900	
		(3) 枚方市駅周辺再整備推進基金	8,900	
		(4) 環境基金	43	

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
(項) (1)寄　附　金	443,252	20,991	464,243		
1.総務関係寄附金	305,969	35,788	341,757	1. 指定寄附金	35,788
3.衛生関係寄附金	40,104	▲3,494	36,610	1. 指定寄附金	▲3,494
5.土木関係寄附金	28,438	▲7,500	20,938	1. 指定寄附金	▲7,500
6.消防関係寄附金	15,303	▲7,368	7,935	1. 指定寄附金	▲7,368
7.教育関係寄附金	16,139	3,565	19,704	1. 指定寄附金	3,565
(款) 19.繰　入　金	8,898,337	▲1,353,717	7,544,620		
(項) (1)基金繰入金	8,775,738	▲1,353,717	7,422,021		
1.基金繰入金	8,775,738	▲1,353,717	7,422,021	1. 基金繰入金	▲1,353,717
(款) 20.諸　収　入	2,822,628	▲349,454	2,473,174		
(項) (4)収益事業収入	449,938	▲9,209	440,729		

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明	
1. 指定寄附金	35,788	1. 指定寄附金 枚方市財政のために	35,788
1. 指定寄附金	▲3,494	1. 指定寄附金	▲3,494
1. 指定寄附金	▲7,500	1. 指定寄附金	▲7,500
1. 指定寄附金	▲7,368	1. 指定寄附金	▲7,368
1. 指定寄附金	3,565	1. 指定寄附金 子どもに本を届けるために	3,565
1. 大気質等測定局管理基金繰入金	▲617	1. 大気質等測定局管理基金繰入金	▲617
4. こども夢基金繰入金	▲3,761	2. こども夢基金繰入金	▲3,761
8. 安心安全基金繰入金	▲17,675	3. 安心安全基金繰入金	▲17,675
18. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	4,800	4. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	4,800
21. 枚方宿地区賑わい創出基金繰入金	▲28,845	5. 枚方宿地区賑わい創出基金繰入金	▲28,845
23. 財政調整基金繰入金	▲1,307,619	6. 財政調整基金繰入金	▲1,307,619

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
1. 競艇収入	449, 938	▲9, 209	440, 729	1. 競艇収入	▲9, 209
(項)					
(5) 雑　　入	1, 956, 417	▲340, 245	1, 616, 172		
1. 雑　　入	1, 956, 417	▲340, 245	1, 616, 172	1. 雑　　入	▲340, 245
(款)					
21. 市　　債	7, 769, 347	2, 814, 200	10, 583, 547		
(項)					
(1) 市　　債	7, 769, 347	2, 814, 200	10, 583, 547		
1. 総　務　債	213, 400	▲33, 800	179, 600	1. 総　務　債	▲33, 800
2. 民　生　債	345, 000	▲29, 200	315, 800	1. 民　生　債	▲29, 200

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明	
1. 競艇収入	▲9,209	1. 競艇収入	▲9,209
13. 留守家庭児童会室間食費負担金	▲11,959	1. 留守家庭児童会室間食費負担金	▲11,959
23. 東部清掃工場電力供給収入	▲40,190	2. 東部清掃工場電力供給収入	▲40,190
31. 広報ひらかた等有料広告収入	1,159	3. 広報ひらかた等有料広告収入	1,159
39. 北河内こども夜間救急センター診療収入	41,036	4. 北河内こども夜間救急センター診療収入	41,036
51. 図書館廃棄資料等売払収入	94	5. 図書館廃棄資料等売払収入	94
67. 新名神高速道路事業に係る公園・緑地整備事業助成金	▲80,000	6. 新名神高速道路事業に係る公園・緑地整備事業助成金	▲80,000
68. その他雑入	▲10,761	7. その他雑入	▲10,761
81. 低所得者世帯及び調整給付の返還金等	70	8. 低所得者世帯及び調整給付の返還金等	70
84. ワクチン生産体制等緊急整備助成金	▲239,694	9. ワクチン生産体制等緊急整備助成金	▲239,694
1. 総務債	▲33,800	1. 総務債	▲33,800
		(1) 庁舎施設改修事業	▲3,800
		(2) 総合文化芸術センター別館施設等改修事業	▲1,200
		(3) 生涯学習市民センター設備等改修事業	▲28,800
1. 民生債	▲29,200	1. 民生債	▲29,200
		(1) 総合福祉会館設備更新事業	▲19,200
		(2) 楽寿荘施設等整備事業	▲4,400
		(3) 市立くずは北デイサービスセンター施設改修事業	▲2,000
		(4) 公立保育所改修等事業	▲3,600

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
3. 衛　生　債	1,096,600	100,000	1,196,600	1. 衛　生　債	100,000
4. 土　木　債	3,473,000	370,900	3,843,900	1. 都市計画事業債	65,900
				2. 土　木　債	305,000
6. 教　育　債	1,861,700	2,396,100	4,257,800	1. 教　育　債	2,396,100
16. 農林水産業債	10,600	10,200	20,800	1. 農林水産業債	10,200
歳　入　合　計	169,918,444	4,273,625	174,192,069		

（単位：千円）

細節		概要説明	
区分	金額		
1. 衛生債	100,000	1. 衛生債	100,000
		(1) 中宮浄水場更新事業（一般会計出資債）	100,000
1. 都市計画事業債	65,900	1. 都市計画事業債	65,900
		(1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	68,400
		(2) 枚方市駅前行政サービス再編事業	▲22,500
1. 土木債	305,000	(3) 京阪本線連続立体交差事業	▲217,400
		(4) 光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	▲63,000
		(5) 長尾杉線整備事業	274,400
		(6) 中振交野線整備事業	▲9,000
		(7) 公園施設長寿命化改築等事業	35,000
		2. 土木債	305,000
		(1) 主要道路リフレッシュ整備事業	305,000
1. 教育債	2,396,100	1. 教育債	2,396,100
		(1) 施設改善維持補修事業	1,130,900
		(2) 禁野小学校整備事業	36,900
		(3) 学校空調設備整備事業	1,076,500
		(4) 学校エレベーター整備事業	127,600
		(5) 渚市民体育館施設等改修事業	24,200
1. 農林水産業債	10,200	1. 農林水産業債	10,200
		(1) 老朽ため池改修事業	5,400
		(2) 用排水施設等整備事業	4,800

歳　出

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
(款)							
1. 議　会　費	668, 133	▲1, 728	666, 405	−	−	−	▲1, 728
(項)							
(1) 議　会　費	668, 133	▲1, 728	666, 405	−	−	−	▲1, 728
1. 議　会　費	483, 666	▲1, 728	481, 938	−	−	−	▲1, 728
(款)							
2. 総　務　費	13, 031, 484	▲159, 548	12, 871, 936	▲69, 547	▲33, 200	▲86, 048	29, 247
(項)							
(1) 総務管理費	9, 646, 768	59, 532	9, 706, 300	▲64, 907	▲33, 200	▲86, 048	243, 687
1. 一般管理費	4, 083, 128	248, 654	4, 331, 782	−	−	2, 394	246, 260
3. 広　報　費	128, 973	▲11, 318	117, 655	−	−	1, 159	▲12, 477
4. 自治推進費	134, 175	▲20, 544	113, 631	−	−	▲4, 663	▲15, 881
5. 友好都市交流事業費	8, 876	▲532	8, 344	−	−	−	▲532
7. 財政管理費	9, 725	501, 970	511, 695	−	−	1, 900	500, 070

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
8. 旅費 ▲888	1. 費用弁償 ▲888	1. 活動経費 ▲1,728 (1) 費用弁償 ▲888 ア. 委員会等活動費用弁償 ▲888 (2) 政務活動費〔交付金〕 ▲840
18. 負担金補助及び交付金 ▲840	3. 交付金 ▲840	
3. 職員手当等 258,654	12. 退職手当 258,654	1. 人件費 258,654 (1) 一般職員 258,654
10. 需用費 ▲10,000	1. 消耗品費 ▲10,000	2. 共用物品購入費 ▲10,000 消 ▲10,000
12. 委託料 ▲11,318	1. 委託料 ▲11,318	1. 広報活動経費 ▲11,318 (1) 広報ひらかた発行経費 ▲11,318 ア. 配布委託料 ▲10,382 イ. 点字広報作成委託料 ▲936
18. 負担金補助及び交付金 ▲15,881	2. 補助金 ▲15,881	1. 自治会館建設補助等経費 ▲15,101 (1) 自治会館建設補助金 ▲15,101 2. コミュニティ推進経費 ▲780 (1) 地域づくりデザイン事業補助金 ▲780 3. ＮＰＯ活動応援基金積立金 ▲4,663 (1) 指定寄附金分 ▲4,663
24. 積立金 ▲4,663	1. 基金積立金 ▲4,663	
12. 委託料 ▲532	1. 委託料 ▲532	1. 国内友好都市交流経費 ▲532 委 ▲532
22. 償還金利子及び割引料 70	1. 償還金 70	1. 国庫負担金等償還金 70 2. 施設保全整備基金積立金 501,900 (1) 本年度積立分 500,000 (2) 基金利子分 1,900
24. 積立金 501,900	1. 基金積立金 501,900	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
9. 庁舎管理費	870,567	▲114,478	756,089	－	▲3,200	－	▲111,278
10. 財産管理費	159,013	▲51,199	107,814	－	－	－	▲51,199
11. 車両管理費	34,438	－	34,438	272	－	－	▲272
12. 企　画　費	414,665	▲69,484	345,181	－	－	▲28,722	▲40,762

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
12. 委託料 ▲27,654	1. 委託料 ▲27,654	1. 庁舎管理経費 ▲32,734 (1) 庁舎借上料 ▲8,471 ア. サンプラザ３号館借上料（４１０号室） ▲8,471 (2) 庁舎施設改修工事費 ▲4,363 ア. サンプラザ３号館４１０号室内装改修工事 ▲2,230 イ. 第１公用車駐車場出入口門扉改修工事 ▲2,133 (3) 電話交換機器使用料 ▲621 (4) 各種委託料 ▲19,279 ア. 庁舎本館外建具改修工事実施設計委託料 ▲1,300 イ. 分館清掃委託料 ▲572 ウ. 本館南側駐車場屋根改修工事実施設計委託料 ▲700 エ. 議員駐車場屋根改修工事実施設計委託料 ▲500 オ. 庁舎清掃委託料 ▲1,512 カ. サプリ村野給水設備更新工事実施設計委託料 ▲972 キ. 第３分館施設管理委託料 ▲9,558 ク. 春日野倉庫屋根他改修工事実施設計委託料 ▲1,305 ケ. 庁舎別館外壁調査業務委託料 ▲2,860 2. 市駅前行政サービス再編関連事業経費 ▲81,744 委 ▲8,375 備 ▲73,369
13. 使用料及び賃借料 ▲9,092	1. 使用料及び賃借料 ▲9,092	
14. 工事請負費 ▲4,363	1. 工事請負費 ▲4,363	
17. 備品購入費 ▲73,369	1. 庁用器具費 ▲73,369	
11. 役務費 ▲9,000	4. 手数料 ▲9,000	1. 財産管理経費 ▲1,986 (1) 市有地掘削等委託料 ▲1,986 2. 不動産鑑定手数料 ▲9,000 3. 物件調査・補償金算定委託料 ▲9,053 4. 森林環境基金積立金 ▲31,160 (1) 本年度積立分 ▲31,160
12. 委託料 ▲11,039	1. 委託料 ▲11,039	
24. 積立金 ▲31,160	1. 基金積立金 ▲31,160	
		（財源補正）
11. 役務費 ▲615	4. 手数料 ▲615	1. こども夢基金積立金 ▲21,000 (1) 指定寄附金分 ▲21,000 2. 大阪・関西万博関係事業経費 ▲3,761 (1) 大阪・関西万博関係事業費（こども夢基金繰入金分） ▲3,761 委 ▲3,761 3. ふるさと寄附金推進事業経費 ▲38,562
12. 委託料 ▲35,829	1. 委託料 ▲35,829	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
14. 男女共同参画推進事業費	34,012	▲7,242	26,770	－	－	－	▲7,242
15. 情報管理費	1,177,427	▲267,648	909,779	▲64,713	－	▲21,110	▲181,825

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
13. 使用料及び賃借料 ▲5,879	1. 使用料及び賃借料 ▲5,879	手 ▲615 委 ▲32,068 使 ▲5,879 4. まち・ひと・しごと創生基金積立金 1,000 (1) 指定寄附金分 1,000 5. ひらかた万博推進基金積立金 ▲7,161 (1) 指定寄附金分 ▲7,161
24. 積立金 ▲27,161	1. 基金積立金 ▲27,161	
10. 需用費 ▲6,529	1. 消耗品費 ▲6,529	1. 枚方市男女共同参画計画策定経費 ▲713 通 ▲713 2. 生理用品配置事業経費 ▲6,529 消 ▲6,529
11. 役務費 ▲713	1. 通信運搬費 ▲713	
10. 需用費 ▲1,707	1. 消耗品費 ▲1,707	1. 市駅前行政サービス再編関連事業経費 ▲99,887 消 ▲1,707 委 ▲21,075 使 ▲57,049 備 ▲20,056 2. 情報システム等管理・運用経費 ▲105,598 (1) ガバメントクラウド等関係費 ▲88,289 ア. ガバメントクラウド運用管理補助委託料 ▲74,066 イ. 庁内NW機器設定変更委託料 ▲2,258 ウ. NW接続・運用管理委託料 ▲11,965 (2) 各種委託料 ▲17,309 ア. データ入力業務委託料 ▲778 イ. ヘルプデスク業務委託料 ▲5,021 ウ. 業務運用維持委託料 ▲10,770 エ. ネットワーク運用管理業務委託料 ▲740 3. 端末・ネットワーク管理経費 ▲28,275 (1) 電子計算機器賃借料 ▲20,507 ア. OAパソコン・プリンタ等 ▲16,232 イ. 地域イントラネットワーク機器 ▲1,980 ウ. クラウドサービス通信制御用装置 ▲2,295 (2) 各種委託料 ▲1,033 ア. 庁内ネットワーク環境整備委託料 ▲1,033 (3) 諸経費 ▲6,735 備 ▲6,735 4. DX推進経費 ▲29,653 委 ▲2,365 使 ▲27,288 5. システム標準化・共通化対応経費 ▲4,235 委 ▲4,235
12. 委託料 ▲134,306	1. 委託料 ▲134,306	
13. 使用料及び賃借料 ▲104,844	1. 使用料及び賃借料 ▲104,844	
17. 備品購入費 ▲26,791	1. 庁用器具費 ▲26,791	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
18. 津田支所費	9,522	▲3,100	6,422	−	−	−	▲3,100
22. 文化振興費	922,334	▲69,185	853,149	−	▲1,200	▲29,123	▲38,862
23. 環境保全費	256,918	▲29,193	227,725	−	−	−	▲29,193
26. 生涯学習費	905,416	▲42,780	862,636	−	▲28,800	▲3,960	▲10,020

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
12. 委託料 ▲3,100	1. 委託料 ▲3,100	1. 支所管理経費 ▲3,100 (1) 各種委託料 ▲3,100 ア. 津田支所外建具他改修工事設計委託料 ▲3,100
12. 委託料 ▲8,644	1. 委託料 ▲8,644	1. 国際交流推進事業経費 ▲4,741 委 ▲4,741 2. 幼児療育園跡地活用事業経費 ▲36,584 (1) 整備事業費 ▲7,739 負 ▲7,739 (2) 整備事業費（枚方宿地区賑わい創出基金繰入金分） ▲28,845 委 ▲845 負 ▲28,000 3. 市駅前行政サービス再編関連事業経費 ▲3,414 負 ▲3,414 4. 枚方宿地区賑わい創出基金積立金 ▲21,388 (1) 指定寄附金分 ▲21,388 5. 総合文化芸術センター管理運営経費 ▲1,397 (1) 諸経費 ▲1,397 委 ▲1,397 6. 事務経費 ▲1,661 委 ▲1,661
18. 負担金補助及び交付金 ▲39,153	1. 負担金 ▲39,153	
24. 積立金 ▲21,388	1. 基金積立金 ▲21,388	
12. 委託料 ▲29,193	1. 委託料 ▲29,193	1. 地球温暖化防止地域対策事業経費 ▲19,000 (1) 各種委託料 ▲19,000 ア. 補助事業委託料 ▲19,000 2. 電力一括購入等事業経費 ▲10,193 (1) 各種委託料 ▲10,193 ア. 支援業務委託料 ▲10,193
10. 需用費 ▲693	5. 光熱水費 ▲693	1. 生涯学習市民センター管理運営経費 ▲5,570 (1) 各種委託料 ▲385 ア. 空調設備保守点検委託料 ▲345 イ. 防火対象物定期点検委託料 ▲40 (2) サンプラザ生涯学習市民センター共益費 ▲4,492 (3) 諸経費 ▲693 光 ▲693 2. 生涯学習市民センター設備・機器等改修経費 ▲37,210 (1) 各種設備・機器等改修事業費 ▲37,210
12. 委託料 ▲8,983	1. 委託料 ▲8,983	
14. 工事請負費 ▲28,612	1. 工事請負費 ▲28,612	
18. 負担金補助及び交付金 ▲4,492	1. 負担金 ▲4,492	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
27. 防犯対策費	210, 788	▲4, 389	206, 399	▲466	−	▲3, 923	−
(項) (2) 徴　税　費	1, 698, 171	▲189, 322	1, 508, 849	18, 551	−	−	▲207, 873
1. 賦　課　費	668, 740	−	668, 740	14, 993	−	−	▲14, 993
2. 徴　収　費	476, 086	▲1, 008	475, 078	36, 872	−	−	▲37, 880
3. 税総合システム費	553, 345	▲188, 314	365, 031	▲33, 314	−	−	▲155, 000
(項) (3) 戸籍住民基本台帳費	1, 316, 824	▲21, 579	1, 295, 245	▲15, 012	−	−	▲6, 567
1. 戸籍住民基本台帳費	1, 311, 911	▲21, 579	1, 290, 332	▲15, 012	−	−	▲6, 567
(項) (4) 選　挙　費	236, 632	▲8, 179	228, 453	▲8, 179	−	−	−
13. 衆議院議員選挙費	160, 136	▲8, 179	151, 957	▲8, 179	−	−	−

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
		委　▲8,598 工　▲28,612
10. 需用費 ▲4,389	1. 消耗品費 ▲4,389	1. 防犯対策事業経費　▲4,389 (1) 特殊詐欺対策機器普及啓発事業費　▲4,389 消　▲4,389
		（財源補正）
11. 役務費 ▲1,008	4. 手数料 ▲1,008	1. 債権回収対策事業経費　▲1,008 手　▲1,008
12. 委託料 ▲188,314	1. 委託料 ▲188,314	1. システム標準化・共通化対応経費　▲188,314 委　▲188,314
12. 委託料 ▲13,609	1. 委託料 ▲13,609	1. 社会保障・税番号制度関係事務経費　▲5,000 委　▲5,000
13. 使用料及び賃借料 ▲3,163	1. 使用料及び賃借料 ▲3,163	2. 住民基本台帳事務経費　▲2,163 (1) 諸経費　▲2,163 使　▲2,163
17. 備品購入費 ▲4,807	1. 庁用器具費 ▲4,807	3. 住民基本台帳ネットワークシステム事業経費　▲1,000 委　▲1,000 4. システム標準化・共通化対応経費　▲7,609 委　▲7,609 5. 市駅前行政サービス再編関連事業経費　▲5,807 (1) キオスク端末運営費　▲5,807 使　▲1,000 備　▲4,807
12. 委託料 ▲8,179	1. 委託料 ▲8,179	1. 入場整理券発送経費　▲1,106 委　▲1,106 2. ポスター掲示場経費　▲3,115 (1) ポスター掲示板作製・設置・撤収委託料　▲3,115

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
(款) 3. 民　生　費	88, 733, 702	995, 378	89, 729, 080	80, 025	▲29, 200	▲10, 959	955, 512
(項) (1) 社会福祉費	40, 787, 404	68, 716	40, 856, 120	▲648, 647	▲25, 600	−	742, 963
1. 社会福祉総務費	1, 262, 551	▲21, 950	1, 240, 601	−	▲19, 200	−	▲2, 750
2. 老人福祉費	1, 364, 405	▲8, 698	1, 355, 707	−	▲6, 400	−	▲2, 298
4. 障害者福祉総務費	843, 144	871	844, 015	580	−	−	291
5. 障害者自立支援費	12, 357, 100	208, 847	12, 565, 947	156, 631	−	−	52, 216

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
		3. 期日前投票・不在者投票事務経費 ▲1,377 委 ▲1,377 4. 選挙公報発行経費 ▲1,640 (1) 選挙公報配布委託料 ▲1,640 5. 事務経費 ▲941 委 ▲941
12. 委託料 ▲9,493	1. 委託料 ▲9,493	1. 総合福祉会館管理運営経費 ▲23,050 (1) 維持補修工事費 ▲13,557 (2) 実施設計委託料 ▲10,900 (3) 指定管理料 1,407 委 1,407
14. 工事請負費 ▲13,557	1. 工事請負費 ▲13,557	
18. 負担金補助及び交付金 1,100	2. 補助金 1,100	2. 補聴器購入助成事業経費 1,100 補 1,100
12. 委託料 ▲8,698	1. 委託料 ▲8,698	1. シルバー作業所管理運営経費 ▲376 (1) 各種委託料 ▲376 ア. 施設改修実施設計委託料 ▲376 2. 楽寿荘管理運営経費 ▲4,337 (1) 各種委託料 ▲4,337 ア. 実施設計委託料 ▲4,337 3. 指定管理施設改修経費 ▲3,985 (1) 市立特別養護老人ホーム・デイサービスセンター施設改修費 ▲1,400 ア. 実施設計委託料 ▲1,400 (2) 市立くずは北デイサービスセンター施設改修費 ▲2,585 ア. 実施設計委託料 ▲2,585
18. 負担金補助及び交付金 871	2. 補助金 871	1. 障害福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業経費 871 補 871
19. 扶助費 208,847	75. 介護給付費 187,129	1. 重度訪問介護事業経費 18,139 (1) 介護給付費 18,139 2. 生活介護事業経費 54,669

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
7. 障害者医療助成費	1,072,665	▲72,000	1,000,665	▲36,000	−	−	▲36,000
8. 国民健康保険費	3,962,810	509,531	4,472,341	▲151,058	−	−	660,589
9. 国民年金費	202,752	▲130,851	71,901	▲100,000	−	−	▲30,851
10. 介護保険費	5,824,572	36,488	5,861,060	7,248	−	−	29,240
11. 後期高齢者医療費	6,587,242	▲1,820	6,585,422	▲74,346	−	−	72,526
12. 低所得世帯等に対する給付金事業費	3,155,120	▲451,702	2,703,418	▲451,702	−	−	−

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
	77. 更生医療費 21,718	(1) 介護給付費 54,669 3. 共同生活援助（グループホーム）事業経費 47,859 (1) 訓練等給付費〔扶〕 47,859 4. 施設入所支援事業経費 18,384 (1) 介護給付費 18,384 5. 就労継続支援事業経費 48,078 (1) 訓練等給付費〔扶〕 48,078 6. 自立支援医療費 21,718 (1) 更生医療費 21,718
19. 扶助費 ▲72,000	36. 重度障害者医療費公費負担金 ▲72,000	1. 重度障害者医療費負担金 ▲72,000 扶 ▲72,000
27. 繰出金 509,531	1. 繰出金 509,531	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 509,531 (1) 保険基盤安定制度分（保険料軽減分） ▲150,444 (2) 保険基盤安定制度分（保険者支援分） ▲46,552 (3) 未就学児均等割保険料分 ▲1,932 (4) 産前産後保険料分 ▲2,488 (5) 国保財政安定化支援事業 680,178 (6) 地方単独事業減額調整分 30,769
12. 委託料 ▲130,851	1. 委託料 ▲130,851	1. システム標準化・共通化対応経費 ▲130,851 委 ▲130,851
27. 繰出金 36,488	1. 繰出金 36,488	1. 介護保険特別会計への繰出金 36,488 (1) 介護給付費分 28,053 (2) 事務費等分 ▲1,232 (3) 低所得者介護保険料軽減分 9,667
18. 負担金補助及び交付金 98,848	1. 負担金 98,848	1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 ▲100,668 (1) 事務費等分 ▲1,540 (2) 保険基盤安定制度分 ▲99,128 2. 後期高齢者医療事業経費 98,848 (1) 療養給付費負担金 98,848
27. 繰出金 ▲100,668	1. 繰出金 ▲100,668	
11. 役務費 ▲1,203	1. 通信運搬費 ▲1,203	1. 低所得世帯等に対する給付金事業経費 ▲427,458 補 ▲427,458 2. 事務経費 ▲24,244 通 ▲1,203 委 ▲23,041

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
(項) (2)児童福祉費	33,445,755	926,662	34,372,417	728,672	▲3,600	▲10,959	212,549
1.児童福祉総務費	12,623,746	▲147,566	12,476,180	▲64,487	−	−	▲83,079
2.保育所費	15,995,117	1,121,783	17,116,900	787,360	▲3,600	1,000	337,023

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
12. 委託料 ▲23,041	1. 委託料 ▲23,041	
18. 負担金補助及び交付金 ▲427,458	2. 補助金 ▲427,458	
12. 委託料 ▲70,625	1. 委託料 ▲70,625	1. 児童扶養手当等事業経費 ▲115,162 (1) 児童扶養手当〔扶〕 ▲115,162 2. 障害児通所支援事業経費 39,798 (1) 児童発達支援事業費〔扶〕 36,915 (2) 性被害防止対策に係る設備等支援事業費 648 補 648 (3) 地域障害児支援体制充実ＩＣＴ化推進事業費 2,235 補 2,235 3. システム標準化・共通化対応経費 ▲72,202 委 ▲70,625 備 ▲1,577
17. 備品購入費 ▲1,577	1. 庁用器具費 ▲1,577	
18. 負担金補助及び交付金 2,883	2. 補助金 2,883	
19. 扶助費 ▲78,247	50. 障害児通所給付費 36,915 56. 児童扶養手当 ▲115,162	
12. 委託料 803,640	1. 委託料 803,640	1. 公立保育所管理経費 ▲4,450 (1) 施設改善補修事業費 ▲4,450 ア. 設計委託料 ▲1,204 イ. 施設改善補修工事 ▲3,246 2. 私立保育所等経費 1,110,627 (1) 保育所各種委託料 808,609 ア. 保育委託料 808,568 イ. 月途中入所保育委託料 41 (2) 認定こども園施設型給付費〔扶〕 340,311 ア. 初日分 339,486 イ. 月途中分 72 ウ. 市独自副食費免除分 753 (3) 各種補助金 ▲38,293 ア. 子ども・子育て支援事業補助金 ▲14,806 イ. 産休等代替職員費補助金 ▲928 ウ. 一時預かり保育事業補助金 ▲22,559 3. 小規模保育事業経費 19,371
14. 工事請負費 ▲3,246	1. 工事請負費 ▲3,246	
18. 負担金補助及び交付金 ▲45,539	2. 補助金 ▲45,539	
19. 扶助費 366,928	71. 施設型給付費 340,311 72. 地域型保育給付費 26,617	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5. 子ども・若者医療助成費	1,903,589	▲29,000	1,874,589	▲1,900	－	－	▲27,100
8. 放課後児童対策費	1,639,773	▲16,959	1,622,814	－	－	▲11,959	▲5,000
9. 児童発達支援センター費	710,567	▲1,596	708,971	7,699	－	－	▲9,295
(款)							
4. 衛　生　費	15,749,012	▲428,533	15,320,479	▲68,750	100,000	▲248,921	▲210,862
(項)							
(1) 保健衛生費	8,663,121	▲352,392	8,310,729	▲68,750	100,000	▲197,554	▲186,088
2. 保健所費	1,284,525	▲43,443	1,241,082	▲46,272	－	1,721	1,108

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
		(1) 地域型保育給付費〔扶〕 26,617 ア．初日分 26,617 (2) 各種補助金 ▲7,246 ア．私立小規模保育事業補助金 ▲7,246 4. 保育所等研修経費 ▲790 委 ▲790 5. 臨時保育室事業経費 ▲2,975 (1) 運営委託料 ▲2,975
19. 扶助費 ▲29,000	39. 子ども医療費公費負担金 ▲29,000	1. 子ども医療費負担金 ▲29,000 扶 ▲29,000
12. 委託料 ▲16,959	1. 委託料 ▲16,959	1. 運営経費 ▲1,131 (1) 諸経費 ▲1,131 委 ▲1,131 2. 総合型放課後事業運営委託料 ▲15,828
12. 委託料 ▲1,596	1. 委託料 ▲1,596	1. 施設運営経費 ▲1,596 (1) 各種委託料 ▲1,596 ア．預かり業務委託料 ▲1,596
8. 旅費 ▲70	3. 特別旅費 ▲70	1. 感染症予防対策経費 ▲43,201 (1) 新型コロナウイルス感染症対策費 ▲43,201 委 ▲43,201 2. 衛生統計調査経費 ▲1,144 (1) 国民健康・栄養調査費 ▲1,144 旅 ▲70 消 ▲175 医 ▲106 通 ▲23 委 ▲400 使 ▲300 備 ▲70 3. 国庫負担金等償還金 902
10. 需用費 ▲281	1. 消耗品費 ▲175 9. 医薬材料費 ▲106	
11. 役務費 ▲23	1. 通信運搬費 ▲23	
12. 委託料 ▲43,601	1. 委託料 ▲43,601	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3. 予　防　費	4,990,491	▲387,186	4,603,305	▲22,478	−	▲198,658	▲166,050
5. 葬　儀　費	250,619	▲11,980	238,639	−	−	−	▲11,980
6. 公害対策費	180,513	▲9,783	170,730	−	−	▲617	▲9,166

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
13. 使用料及び賃借料 ▲300	1. 使用料及び賃借料 ▲300	
17. 備品購入費 ▲70	1. 庁用器具費 ▲70	
22. 償還金利子及び割引料 902	1. 償還金 902	
12. 委託料 ▲428,418	1. 委託料 ▲428,418	1. 予防接種実施経費 ▲386,587 (1) 新型コロナウイルス予防接種委託料 ▲386,587 2. 母子保健事業経費 4,592 (1) 産後ケア事業費 4,592 委 4,592 3. 救急医療経費 41,036 (1) 北河内こども夜間救急センター運営費負担金 41,036 4. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲30,771 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 ▲30,771 委 ▲30,771 5. 出産・子育て応援事業経費 ▲15,652 委 ▲15,652 6. 府補助金等償還金 196
18. 負担金補助及び交付金 41,036	1. 負担金 41,036	
22. 償還金利子及び割引料 196	1. 償還金 196	
12. 委託料 ▲2,780	1. 委託料 ▲2,780	1. 枚方市立やすらぎの杜経費 ▲11,980 (1) 維持補修工事費 ▲9,200 (2) 各種委託料 ▲2,780 ア. 外壁調査業務委託料 ▲2,780
14. 工事請負費 ▲9,200	1. 工事請負費 ▲9,200	
12. 委託料 ▲4,225	1. 委託料 ▲4,225	1. 公害調査・指導経費 ▲4,225 (1) 環境調査等事業費 ▲4,225 ア. 地盤沈下一級水準測量委託料 ▲4,225 2. 大気汚染測定局管理経費 ▲5,558 (1) 常時監視等関係機器購入費 ▲4,941 備 ▲4,941 (2) 第二京阪道路環境監視局管理費 ▲617 備 ▲617
17. 備品購入費 ▲5,558	2. 機械器具費 ▲5,558	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
8. 上水道費	371, 684	100, 000	471, 684	−	100, 000	−	−
(項)							
(2) 清　掃　費	7, 085, 891	▲76, 141	7, 009, 750	−	−	▲51, 367	▲24, 774
1. 塵芥処理費	6, 649, 030	▲76, 141	6, 572, 889	−	−	▲50, 613	▲25, 528
2. し尿処理費	436, 861	−	436, 861	−	−	▲754	754
(款)							
5. 農林水産業費	195, 562	7, 491	203, 053	−	10, 200	▲3, 800	1, 091
(項)							
(1) 農　業　費	195, 562	7, 491	203, 053	−	10, 200	▲3, 800	1, 091
3. 農業振興費	21, 225	−	21, 225	−	−	▲1, 000	1, 000
4. 農　地　費	51, 554	7, 491	59, 045	−	10, 200	▲2, 800	91
(款)							
6. 商　工　費	483, 519	▲30, 807	452, 712	−	−	5	▲30, 812
(項)							
(1) 商　工　費	483, 519	▲30, 807	452, 712	−	−	5	▲30, 812
2. 商工業振興費	299, 063	▲28, 585	270, 478	−	−	5	▲28, 590

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
23. 投資及び出資金 100,000	1. 投資及び出資金 100,000	1. 水道事業会計への出資金 100,000
14. 工事請負費 ▲2,045	1. 工事請負費 ▲2,045	1. ごみ処理（工場）経費（穂谷川資源循環センター） ▲2,045 (1) 改善・補修工事費 ▲2,045 ア. 第３プラント定期補修工事 ▲2,045
18. 負担金補助及び交付金 ▲59,713	1. 負担金 ▲59,713	2. 環境基金積立金 ▲14,383 (1) 本年度積立分 ▲10,932 (2) 指定寄附金分 ▲3,494 (3) 基金利子分 43 3. 枚方京田辺環境施設組合負担金 ▲59,713
24. 積立金 ▲14,383	1. 基金積立金 ▲14,383	
		（財源補正）
		（財源補正）
18. 負担金補助及び交付金 7,491	1. 負担金 7,491	1. 老朽ため池改修経費（安心安全基金繰入金分） 5,513 負 5,513 2. 用排水施設等整備事業経費(安心安全基金繰入金分) 1,978 負 1,978
12. 委託料 ▲1,196	1. 委託料 ▲1,196	1. 地域経済活性化基金積立金 5 (1) 基金利子分 5 2. 商業振興対策事業経費 ▲5,000 (1) 商店街等活性化促進事業補助金 ▲5,000
18. 負担金補助及び交付金 ▲27,394	2. 補助金 ▲27,394	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
3. 消費者対策費	20,557	▲2,222	18,335	−	−	−	▲2,222
(款) 7. 土　木　費	15,013,491	23,899	15,037,390	▲616,106	370,300	▲63,251	332,956
(項) (1) 土木管理費	392,026	▲9,428	382,598	▲41,847	−	▲2,357	34,776
1. 土木総務費	392,026	▲9,428	382,598	▲41,847	−	▲2,357	34,776
(項) (2) 道路橋梁費	3,458,952	▲143,040	3,315,912	▲432,082	305,000	500	▲16,458
1. 道路橋梁総務費	1,734,210	▲645,100	1,089,110	▲633,100	−	−	▲12,000

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
24. 積立金 5	1. 基金積立金 5	3. 工業振興対策事業経費 ▲22,402 (1) 地域産業基盤強化奨励金 ▲21,206 補 ▲21,206 (2) 工場立地法関係調査委託料 ▲1,196 4. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲1,188 (1) 新型コロナウイルス感染症関係制度融資信用保証料補給金 ▲1,188 補 ▲1,188
10. 需用費 ▲234	5. 光熱水費 ▲234	1. 消費生活センター管理経費 ▲2,222 (1) 各種委託料 ▲86 ア. 空調機保守点検委託料 ▲68 イ. 防火対象物定期点検委託料 ▲18 (2) 各種負担金 ▲1,902 ア. サンプラザ３号館２０２号室共益費 ▲1,842 イ. サンプラザ３号館振興会負担金 ▲30 ウ. ごみ処理負担金 ▲30 (3) 諸経費 ▲234 光 ▲234
12. 委託料 ▲86	1. 委託料 ▲86	
18. 負担金補助及び交付金 ▲1,902	1. 負担金 ▲1,902	
18. 負担金補助及び交付金 ▲9,428	2. 補助金 ▲9,428	1. 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業経費 ▲9,428 補 ▲9,428
7. 報償費 ▲1,000	1. 報償金 ▲1,000	1. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連経費 ▲591,600 (1) 牧野高槻線及び京都守口線整備事業費 ▲590,800 ア. 立会報償金 ▲100 イ. 旅費交通費 ▲200 ウ. 不動産鑑定手数料 ▲5,500 エ. 用地交渉委託料 ▲12,000 オ. 物件調査委託料 ▲58,000 カ. 登記委託料 ▲15,000 キ. 土壌汚染調査委託料 ▲10,000
8. 旅費 ▲400	3. 特別旅費 ▲400	
10. 需用費 ▲1,600	1. 消耗品費 ▲1,600	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2. 道路橋梁維持費	1, 206, 384	506, 060	1, 712, 444	201, 018	305, 000	−	42
4. 交通対策費	422, 240	▲4, 000	418, 240	−	−	500	▲4, 500
(項) (4)都市計画費	11, 120, 071	176, 367	11, 296, 438	▲142, 177	65, 300	▲61, 394	314, 638
1. 都市計画総務費	735, 554	▲20, 362	715, 192	▲6, 000	▲600	1, 349	▲15, 111
2. 開　発　費	379, 056	▲18, 566	360, 490	▲14, 290	−	▲4, 276	−

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
11. 役務費 ▲5,500	4. 手数料 ▲5,500	ク. 土地購入経費 ▲400,000 ケ. 物件補償費 ▲90,000 (2) 諸経費 ▲800 消 ▲800 2. 枚方高槻線整備事業関連経費 ▲53,500 (1) 枚方高槻線整備事業費 ▲52,700 ア. 立会報償金 ▲900 イ. 旅費交通費 ▲200 ウ. 用地測量委託料 ▲10,000 エ. 登記委託料 ▲1,600 オ. 用地管理費 ▲11,000 カ. 土地購入経費 ▲30,000 キ. 物件補償費 1,000 (2) 諸経費 ▲800 消 ▲800
12. 委託料 ▲106,600	1. 委託料 ▲106,600	
14. 工事請負費 ▲11,000	1. 工事請負費 ▲11,000	
16. 公有財産購入費 ▲430,000	2. 土地購入費 ▲430,000	
21. 補償補填及び賠償金 ▲89,000	1. 補償金 ▲89,000	
12. 委託料 14,060	1. 委託料 14,060	1. 主要道路リフレッシュ整備事業経費 506,060 (1) 設計委託料 (2) 工事請負費
14. 工事請負費 492,000	1. 工事請負費 492,000	
14. 工事請負費 ▲4,000	1. 工事請負費 ▲4,000	1. 生活ゾーン交通安全対策経費 ▲4,000 (1) 交差点マーク・カーブミラー等設置工事費 ▲4,000
12. 委託料 ▲14,362	1. 委託料 ▲14,362	1. 歴史的景観保全事業経費 ▲6,000 (1) 枚方宿街なみ環境整備事業費 ▲6,000 ア. 修景補助金 ▲6,000 2. 長尾駅周辺地区まちづくり推進事業経費 ▲13,542 (1) 長尾駅周辺地区土地区画整理事業検討業務委託料 ▲13,542 3. 都市整備部分室管理経費 ▲820 (1) 分室施設管理委託料 ▲820
18. 負担金補助及び交付金 ▲6,000	2. 補助金 ▲6,000	
12. 委託料 ▲4,664	1. 委託料 ▲4,664	1. 建築指導行政経費 ▲4,664 (1) 各種委託料 ▲4,664 ア. アスベスト台帳整備等委託料 ▲4,664

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3. 公園費	972, 387	▲35, 000	937, 387	17, 500	35, 000	▲87, 500	−
4. 立体交差事業費	2, 503, 199	▲649, 804	1, 853, 395	▲236, 187	▲280, 400	20, 033	▲153, 250
6. 公共下水道費	4, 477, 330	−	4, 477, 330	−	−	−	−

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
18. 負担金補助及び交付金 ▲13,902	2. 補助金 ▲13,902	2. 住宅・建築物耐震化促進事業経費 ▲13,902 (1) 既存民間建築物耐震診断補助金 ▲1,000 ア. 特定既存耐震不適格建築物・共同住宅等 ▲1,000 (2) 木造住宅等耐震改修補助金 ▲12,902
14. 工事請負費 ▲27,500	1. 工事請負費 ▲27,500	1. 公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業経費 52,500 工 52,500 2. 花と緑のまちづくり基金積立金 ▲7,500 (1) 指定寄附金分 ▲7,500 3. 新名神高速道路事業に係る公園・緑地整備事業経費 ▲80,000 (1) 工事請負費 ▲80,000
24. 積立金 ▲7,500	1. 基金積立金 ▲7,500	
7. 報償費 ▲380	1. 報償金 ▲380	1. 京阪本線連続立体交差事業経費 ▲771,179 (1) 京阪本線連続立体交差事業費 ▲770,579 ア. 立会報償金 ▲380 イ. 高架化関連検討業務委託料 ▲4,500 ウ. 用地交渉業務委託料 ▲26,000 エ. 高架化関連測量委託料 ▲22,500 オ. 用地補償業務委託料 ▲8,000 カ. 高架化関連調査委託料 ▲9,500 キ. 草刈委託料 ▲2,000 ク. 登記委託料 ▲500 ケ. 文化財調査委託料 ▲32,700 コ. 収用関連業務委託料 ▲7,000 サ. 高架化付帯工事費 ▲6,000 シ. 土地購入経費 ▲145,000 ス. 連続立体交差事業負担金 ▲241,499 セ. 物件補償費 ▲265,000 (2) 諸経費 ▲600 手 ▲600 2. 連続立体交差事業関連まちづくり事業経費 121,375 (1) 光善寺駅周辺市街地再開発事業費 121,375 補 121,375
11. 役務費 ▲600	4. 手数料 ▲600	
12. 委託料 ▲112,700	1. 委託料 ▲112,700	
14. 工事請負費 ▲6,000	1. 工事請負費 ▲6,000	
16. 公有財産購入費 ▲145,000	2. 土地購入費 ▲145,000	
18. 負担金補助及び交付金 ▲120,124	1. 負担金 ▲241,499 2. 補助金 121,375	
21. 補償補填及び賠償金 ▲265,000	1. 補償金 ▲265,000	
18. 負担金補助及び交付金 ▲611,205	1. 負担金 ▲611,205	1. 下水道事業会計への負担金 ▲611,205 2. 下水道事業会計への出資金 611,205

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
9. 都市計画道路整備事業費	981, 223	276, 899	1, 258, 122	13, 200	265, 400	−	▲1, 701
10. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業費	1, 019, 903	623, 200	1, 643, 103	83, 600	45, 900	9, 000	484, 700
(款)							
8. 消　防　費	4, 968, 727	▲194, 054	4, 774, 673	7, 390	−	▲20, 661	▲180, 783
(項)							
(1) 消　防　費	4, 968, 727	▲194, 054	4, 774, 673	7, 390	−	▲20, 661	▲180, 783
1. 常備消防費	4, 665, 769	▲201, 466	4, 464, 303	−	−	−	▲201, 466
2. 非常備消防費	95, 204	−	95, 204	−	−	▲10, 468	10, 468

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
23. 投資及び出資金 611,205	1. 投資及び出資金 611,205	
14. 工事請負費 ▲5,156	1. 工事請負費 ▲5,156	1. 中振交野線整備事業費 ▲10,000 (1) 区分地上権購入費 ▲10,000 2. 長尾杉線整備事業費 286,899 (1) 工事請負費 ▲5,156 (2) 土地購入費（土地開発公社） 292,055 （長尾東町３丁目地区） 面　積　286.23㎡ 元　金　282,200千円 利　子　7,978千円 事務費　2,822千円
16. 公有財産購入費 282,055	1. 権利購入費 ▲10,000 2. 土地購入費 292,055	
12. 委託料 ▲1,700	1. 委託料 ▲1,700	1. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業経費 114,300 (1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業費 146,000 工 ▲6,000 補 152,000 (2) 枚方市駅周辺エリアマネジメント検討等事業費 ▲1,700 委 ▲1,700 (3) 枚方市駅前行政サービス再編事業費 ▲30,000 ア. 工事負担金 ▲30,000 2. 枚方市駅周辺再整備推進基金積立金 508,900 (1) 基金利子分 8,900 (2) 本年度積立分 500,000
14. 工事請負費 ▲6,000	1. 工事請負費 ▲6,000	
18. 負担金補助及び交付金 122,000	1. 負担金 ▲30,000 2. 補助金 152,000	
24. 積立金 508,900	1. 基金積立金 508,900	
18. 負担金補助及び交付金 ▲201,466	1. 負担金 ▲201,466	1. 枚方寝屋川消防組合に対する負担金 ▲201,466
		（財源補正）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
5. 災害対策費	143, 507	7, 412	150, 919	7, 390	−	▲10, 193	10, 215
(款)							
9. 教　育　費	16, 227, 015	2, 959, 225	19, 186, 240	669, 102	2, 396, 100	3, 659	▲109, 636
(項)							
(1) 教育総務費	4, 701, 908	30, 226	4, 732, 134	16, 404	−	−	13, 822
2. 事務局費	3, 425, 500	47, 521	3, 473, 021	32, 057	−	−	15, 464
3. 教育研究費	1, 206, 942	▲17, 295	1, 189, 647	▲15, 653	−	−	▲1, 642
(項)							
(2) 小学校費	4, 455, 232	1, 824, 242	6, 279, 474	470, 704	1, 402, 100	−	▲48, 562
1. 小学校管理費	4, 003, 611	1, 824, 242	5, 827, 853	470, 704	1, 402, 100	−	▲48, 562

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
12. 委託料 ▲5,650	1. 委託料 ▲5,650	1. 防災備蓄倉庫管理経費 20,430 (1) 備蓄品購入費 20,430 備 20,430 2. 防災啓発事業経費 ▲5,650 委 ▲5,650 3. 安心安全基金積立金 ▲7,368 (1) 指定寄附金分 ▲7,368
17. 備品購入費 20,430	1. 庁用器具費 20,430	
24. 積立金 ▲7,368	1. 基金積立金 ▲7,368	
18. 負担金補助及び交付金 871	2. 補助金 871	1. 各種補助金 871 (1) 私立幼稚園副食材料費補助金 871 2. 私立幼稚園等経費 46,650 (1) 私立幼稚園施設型給付費〔扶〕 46,650
19. 扶助費 46,650	71. 施設型給付費 46,650	
7. 報償費 ▲1,550	1. 報償金 ▲1,550	1. 学校園活性化事業経費 ▲1,000 報 ▲1,000 2. 学力向上推進事業経費 ▲11,072 委 ▲7,822 使 ▲3,250 3. 中学校武道推進事業経費 ▲4,034 使 ▲4,034 4. 中学校部活動地域連携事業経費 ▲1,189 (1) 中学校部活動地域連携事業費 ▲1,189 報 ▲550 委 ▲639
12. 委託料 ▲8,461	1. 委託料 ▲8,461	
13. 使用料及び賃借料 ▲7,284	1. 使用料及び賃借料 ▲7,284	
12. 委託料 ▲21,817	1. 委託料 ▲21,817	1. 禁野小学校整備事業経費 199,100 (1) 工事請負費 2. 学校園施設改善事業経費 1,121,560 (1) 施設改善維持補修経費 1,023,448 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費 (2) 学校エレベーター整備事業経費 98,612 ア. 実施設計委託料
13. 使用料及び賃借料 ▲500	1. 使用料及び賃借料 ▲500	
14. 工事請負費 1,846,559	1. 工事請負費 1,846,559	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
(項) (3)中学校費	1,440,829	1,148,637	2,589,466	185,310	973,200	−	▲9,873
1.中学校管理費	1,099,435	1,148,637	2,248,072	185,310	973,200	−	▲9,873
(項) (4)幼稚園費	681,040	▲3,888	677,152	−	▲3,400	−	▲488
1.幼稚園費	681,040	▲3,888	677,152	−	▲3,400	−	▲488
(項) (5)社会教育費	1,784,277	▲16,907	1,767,370	▲12,198	−	3,659	▲8,368
1.社会教育総務費	25,116	▲1,182	23,934	−	−	−	▲1,182
2.文化財保護費	397,653	▲18,270	379,383	▲12,198	−	▲5,173	▲899

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
		イ．工事請負費 (3) 学校グラウンド改修事業経費 ▲500 使 ▲500 3. 学校空調設備整備事業経費 503,582 (1) 体育館空調設備整備工事請負費 (2) 教室等空調設備更新ＤＢＯ事業工事請負費
12. 委託料 ▲10,933	1. 委託料 ▲10,933	1. 学校園施設改善事業経費 368,881 (1) 施設改善維持補修経費 312,284 ア．実施設計委託料 イ．工事請負費 (2) 学校グラウンド改修事業経費 ▲2,000 使 ▲700 原 ▲1,300 (3) 学校エレベーター整備事業経費 58,597 ア．実施設計委託料 イ．工事請負費 2. 学校ＩＣＴ機器等整備事業経費 ▲864 (1) 諸経費 ▲864 使 ▲864 3. 学校空調設備整備事業経費 780,620 (1) 教室等空調設備更新ＤＢＯ事業工事請負費
13. 使用料及び賃借料 ▲1,564	1. 使用料及び賃借料 ▲1,564	
14. 工事請負費 1,162,434	1. 工事請負費 1,162,434	
15. 原材料費 ▲1,300	1. 原材料費 ▲1,300	
12. 委託料 ▲3,888	1. 委託料 ▲3,888	1. 学校園施設改善事業経費 ▲3,888 (1) 施設改善維持補修経費 ▲3,888 ア．設計委託料 ▲3,888
12. 委託料 ▲1,182	1. 委託料 ▲1,182	1. はたちのつどい実施経費 ▲1,182 委 ▲1,182
12. 委託料 ▲12,174	1. 委託料 ▲12,174	1. 文化財保護管理経費 ▲923 (1) 楠葉台場跡管理事業費 ▲923 負 ▲923

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
3. 図書館費	1, 361, 508	2, 545	1, 364, 053	−	−	8, 832	▲6, 287
(項) (6) 保健体育費	3, 163, 729	▲23, 085	3, 140, 644	8, 882	24, 200	−	▲56, 167
3. スポーツ施設費	501, 158	10, 507	511, 665	8, 882	24, 200	−	▲22, 575
4. 学校給食費	2, 465, 796	▲33, 592	2, 432, 204	−	−	−	▲33, 592
(款) 10. 公　債　費	11, 707, 141	▲97, 783	11, 609, 358	−	−	46, 653	▲144, 436
(項) (1) 公　債　費	11, 707, 141	▲97, 783	11, 609, 358	−	−	46, 653	▲144, 436

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
18. 負担金補助及び交付金 ▲923	1. 負担金 ▲923	2. 埋蔵文化財発掘調査経費 ▲12,174 (1) 区画整理事業範囲内容確認調査事業費 ▲9,970 ア. 区画整理事業範囲内容確認調査委託料 ▲9,970 (2) 埋蔵文化財緊急発掘調査支援事業費 ▲2,204 ア. 埋蔵文化財緊急発掘調査支援業務委託料 ▲2,204 3. 文化財保存活用基金積立金 ▲5,173 (1) 指定寄附金分 ▲5,173
24. 積立金 ▲5,173	1. 基金積立金 ▲5,173	
12. 委託料 ▲6,287	1. 委託料 ▲6,287	1. 施設維持補修経費 ▲6,287 委 ▲6,287 2. 子どもに本を届ける基金積立金 8,832 (1) 本年度積立分 94 (2) 指定寄附金分 8,738
24. 積立金 8,832	1. 基金積立金 8,832	
12. 委託料 ▲5,515	1. 委託料 ▲5,515	1. 野外活動センター管理運営経費 ▲4,039 (1) 各種委託料 ▲4,039 ア. 業務委託料 ▲4,039 2. サプリ村野スポーツセンター管理運営経費 ▲945 (1) 各種委託料 ▲945 ア. 実施設計委託料 ▲945 3. スポーツ施設管理運営経費 15,491 (1) 指定管理料 7,000 委 7,000 (2) 諸経費 8,491 委 ▲7,531 工 16,022
14. 工事請負費 16,022	1. 工事請負費 16,022	
18. 負担金補助及び交付金 ▲33,592	1. 負担金 ▲70,000 2. 補助金 36,408	1. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 36,408 (1) 学校給食費支援事業費 36,408 補 36,408 2. 小学校給食無償化事業経費 ▲70,000 負 ▲70,000

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 元　金	11, 116, 619	70, 000	11, 186, 619	−	−	54, 289	15, 711
2. 利　子	589, 722	▲167, 783	421, 939	−	−	▲7, 636	▲160, 147
(款) 11. 諸支出金	2, 740, 658	1, 200, 085	3, 940, 743	−	−	90, 000	1, 110, 085
(項) (1) 諸　費	2, 740, 658	1, 200, 085	3, 940, 743	−	−	90, 000	1, 110, 085
1. 減債基金費	3, 287	1, 110, 085	1, 113, 372	−	−	−	1, 110, 085
2. 財政調整基金費	2, 337, 371	90, 000	2, 427, 371	−	−	90, 000	−
歳出合計	169, 918, 444	4, 273, 625	174, 192, 069	2, 114	2, 814, 200	▲293, 323	1, 750, 634

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
22. 償還金利子及び割引料 70,000	1. 償還金 70,000	1. 長期債償還金 70,000
22. 償還金利子及び割引料 ▲167,783	3. 利子及び割引料 ▲167,783	1. 長期債利子 ▲170,000 2. 一時借入金利子 2,217
24. 積立金 1,110,085	1. 基金積立金 1,110,085	1. 減債基金積立金 1,110,085 (1) 本年度積立分 1,110,085
24. 積立金 90,000	1. 基金積立金 90,000	1. 財政調整基金積立金 90,000 (1) 指定寄附金分 90,000

給　与　費　明　細　書

1. 一　般　職

(1) 総　　括

（単位：千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(2,970) 1,878	2,755,700	8,406,702	7,746,876	18,909,278	3,396,334	22,305,612	
補正額	(-) -	-	-	258,654	258,654	-	258,654	
補正後	(2,970) 1,878	2,755,700	8,406,702	8,005,530	19,167,932	3,396,334	22,564,266	

（注）　臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、（　）外数とする。

（単位：千円）

	区分	補正前	補正額	補正後
職員手当の内訳	扶養手当	169,593	-	169,593
	地域手当	887,547	-	887,547
	通勤手当	208,091	-	208,091
	管理職手当	281,537	-	281,537
	時間外勤務手当	410,547	-	410,547
	夜間勤務手当	-	-	-
	特殊勤務手当	5,945	-	5,945
	宿日直手当	-	-	-
	期末手当	2,407,973	-	2,407,973
	勤勉手当	1,962,569	-	1,962,569
	退職手当	1,259,388	258,654	1,518,042
	住居手当	138,315	-	138,315
	教員特別手当	4,326	-	4,326
	初任給調整手当	5,405	-	5,405
	管理職員特別勤務手当	5,640	-	5,640

(2)　職員手当の増減額の明細

（単位：千円）

区　分	増　減　額	増　減　事　由　別　内　訳		説　　明		備　　考
職員手当	258,654	1制度改正に伴う増減分	－			
		2その他の増減分	258,654	扶養手当	－	
				地域手当	－	
				通勤手当	－	
				管理職手当	－	
				時間外勤務手当	－	
				夜間勤務手当	－	
				特殊勤務手当	－	
				宿日直手当	－	
				期末手当	－	
				勤勉手当	－	
				退職手当	258,654	
				住居手当	－	
				教員特別手当	－	
				初任給調整手当	－	
				管理職員特別勤務手当	－	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区分		前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込額 当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	当該年度末現在高見込額
1. 普通債	補正前	46,955,154	51,900,837	7,026,200	5,458,137	53,468,900
	補正額	－	－	2,814,200	62,692	2,751,508
	補正後	46,955,154	51,900,837	9,840,400	5,520,829	56,220,408
(1) 総務	補正前	9,556,325	9,124,844	213,400	644,813	8,693,431
	補正額	－	－	▲33,800	▲894	▲32,906
	補正後	9,556,325	9,124,844	179,600	643,919	8,660,525
(2) 民生	補正前	2,128,308	2,222,683	345,000	195,548	2,372,135
	補正額	－	－	▲29,200	2,361	▲31,561
	補正後	2,128,308	2,222,683	315,800	197,909	2,340,574
(3) 衛生	補正前	5,283,217	4,829,074	1,096,600	723,575	5,202,099
	補正額	－	－	100,000	17,302	82,698
	補正後	5,283,217	4,829,074	1,196,600	740,877	5,284,797
(4) 農林水産業	補正前	500	3,967	10,600	175	14,392
	補正額	－	－	10,200	▲68	10,268
	補正後	500	3,967	20,800	107	24,660
(5) 商工	補正前	168,450	170,350	－	7,306	163,044
	補正額	－	－	－	▲606	606
	補正後	168,450	170,350	－	6,700	163,650
(6) 土木	補正前	15,345,866	19,362,123	3,473,000	1,826,414	21,008,709
	補正額	－	－	370,900	141,228	229,672
	補正後	15,345,866	19,362,123	3,843,900	1,967,642	21,238,381
(7) 消防	補正前	886,726	623,454	25,900	93,995	555,359
	補正額	－	－	－	－	－
	補正後	886,726	623,454	25,900	93,995	555,359
(8) 教育	補正前	13,585,762	15,564,342	1,861,700	1,966,311	15,459,731
	補正額	－	－	2,396,100	▲96,631	2,492,731
	補正後	13,585,762	15,564,342	4,257,800	1,869,680	17,952,462
2. その他	補正前	65,937,727	61,893,304	743,147	5,658,482	56,977,969
	補正額	－	－	－	7,308	▲7,308
	補正後	65,937,727	61,893,304	743,147	5,665,790	56,970,661
(1) 地方税等減収補塡債	補正前	253,943	231,599	－	19,300	212,299
	補正額	－	－	－	－	－
	補正後	253,943	231,599	－	19,300	212,299
(2) 住民税等減税補塡債	補正前	402,876	228,772	－	127,260	101,512
	補正額	－	－	－	－	－
	補正後	402,876	228,772	－	127,260	101,512
(3) 臨時財政対策債	補正前	65,280,908	61,432,933	743,147	5,511,922	56,664,158
	補正額	－	－	－	7,308	▲7,308
	補正後	65,280,908	61,432,933	743,147	5,519,230	56,656,850
合計	補正前	112,892,881	113,794,141	7,769,347	11,116,619	110,446,869
	補正額	－	－	2,814,200	70,000	2,744,200
	補正後	112,892,881	113,794,141	10,583,547	11,186,619	113,191,069

議案第97号参考資料

性質別経費内訳

（単位：千円）

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	－	▲888	－	－	▲840	▲1,728
(2)総務費	258,654	▲743,299	▲28,612	▲4,363	358,072	▲159,548
(3)民生費	－	539,597	－	▲16,803	472,584	995,378
(4)衛生費	－	▲485,326	▲11,245	－	68,038	▲428,533
(5)農林水産業費	－	－	－	－	7,491	7,491
(6)商工費	－	▲1,516	－	－	▲29,291	▲30,807
(7)土木費	－	▲235,446	－	139,399	119,946	23,899
(8)消防費	－	14,780	－	－	▲208,834	▲194,054
(9)教育費	－	▲82,455	341,006	2,684,009	16,665	2,959,225
(10)公債費	－	－	－	－	▲97,783	▲97,783
(11)諸支出金	－	－	－	－	1,200,085	1,200,085
(12)予備費	－	－	－	－	－	－
合計	258,654	▲994,553	301,149	2,802,242	1,906,133	4,273,625
現計予算の内訳	23,237,776	33,331,366	1,956,486	6,717,647	104,675,169	169,918,444
総計	23,496,430	32,336,813	2,257,635	9,519,889	106,581,302	174,192,069
総計の構成比（％）	13.5	18.5	1.3	5.5	61.2	100.0

議案第９８号

令和６年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第６号）

令和６年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 144,060千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,957,704千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2.　府支出金		27,425,616	2,433	27,428,049
	(1)　府補助金	27,425,616	2,433	27,428,049
3.　財産収入		100	100	200
	(1)　財産運用収入	100	100	200
4.　繰　入　金		3,962,810	681,416	4,644,226
	(1)　一般会計繰入金	3,962,810	509,531	4,472,341
	(2)　基金繰入金	－	171,885	171,885
5.　諸　収　入		939,506	▲828,009	111,497
	(2)　雑　　入	906,506	▲828,009	78,497
歳　　入　　合　　計		40,101,764	▲144,060	39,957,704

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総　務　費		690,353	－	690,353
	(1) 総務管理費	655,005	－	655,005
4. 国民健康保険事業費納付金		11,790,757	－	11,790,757
	(1) 医療給付費分	8,530,466	－	8,530,466
	(2) 後期高齢者支援金等分	2,448,143	－	2,448,143
	(3) 介護納付金分	812,148	－	812,148
7. 基金積立金		100	100	200
	(1) 基金積立金	100	100	200
8. 予　備　費		286,316	▲144,160	142,156
	(1) 予　備　費	286,316	▲144,160	142,156
歳　出　合　計		40,101,764	▲144,060	39,957,704

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

歳　入

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　分	金　額
(款) 2. 府支出金	27,425,616	2,433	27,428,049		
(項) (1) 府補助金	27,425,616	2,433	27,428,049		
2. 事業助成補助金	33,231	2,433	35,664	1. 事業助成補助金	2,433
(款) 3. 財産収入	100	100	200		
(項) (1) 財産運用収入	100	100	200		
1. 利子及び配当金	100	100	200	1. 基金積立金利子収入	100
(款) 4. 繰　入　金	3,962,810	681,416	4,644,226		
(項) (1) 一般会計繰入金	3,962,810	509,531	4,472,341		
1. 一般会計繰入金	3,962,810	509,531	4,472,341	1. 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	▲150,444
				2. 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	▲46,552
				6. 未就学児均等割保険料繰入金	▲1,932
				7. 産前産後保険料繰入金	▲2,488
				10. 地方単独事業減額調整分	30,769
				11. 国保財政安定化支援事業繰入金	680,178
(項) (2) 基金繰入金	−	171,885	171,885		
1. 基金繰入金	−	171,885	171,885	1. 基金繰入金	171,885

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明
1. 事業助成補助金	2,433	1. 事業助成補助金 2,433
1. 基金積立金利子収入	100	1. 基金積立金利子収入 100 (1) 国民健康保険財政調整基金 100
1. 保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)	▲150,444	1. 保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分) ▲150,444 2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) ▲46,552 3. 未就学児均等割保険料繰入金 ▲1,932 4. 産前産後保険料繰入金 ▲2,488 5. 地方単独事業減額調整分 30,769 6. 国保財政安定化支援事業繰入金 680,178 (1) 国保財政安定化支援事業分 680,178
1. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	▲46,552	
1. 未就学児均等割保険料繰入金	▲1,932	
1. 産前産後保険料繰入金	▲2,488	
1. 地方単独事業減額調整分	30,769	
1. 国保財政安定化支援事業繰入金	680,178	
1. 基金繰入金	171,885	1. 基金繰入金 171,885

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
(款)					
5. 諸　収　入	939,506	▲828,009	111,497		
(項)					
(2) 雑　　入	906,506	▲828,009	78,497		
3. 雑　　入	828,506	▲828,009	497	1. 雑　　入	▲828,009
歳　入　合　計	40,101,764	▲144,060	39,957,704		

（単位：千円）

細節		概要説明
区分	金額	
1. 雑入	▲828,009	1. 雑入 ▲828,009

歳　　出

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
(款)							
1. 総　務　費	690, 353	−	690, 353	−	−	▲2, 310	2, 310
(項)							
(1) 総務管理費	655, 005	−	655, 005	−	−	▲2, 310	2, 310
1. 一般管理費	647, 716	−	647, 716	−	−	▲2, 310	2, 310
(款)							
4. 国民健康保険事業費納付金	11, 790, 757	−	11, 790, 757	2, 433	−	▲519, 251	516, 818
(項)							
(1) 医療給付費分	8, 530, 466	−	8, 530, 466	2, 433	−	▲540, 104	537, 671
1. 医療給付費分	8, 530, 466	−	8, 530, 466	2, 433	−	▲540, 104	537, 671
(項)							
(2) 後期高齢者支援金等分	2, 448, 143	−	2, 448, 143	−	−	4, 106	▲4, 106
1. 後期高齢者支援金等分	2, 448, 143	−	2, 448, 143	−	−	4, 106	▲4, 106
(項)							
(3) 介護納付金分	812, 148	−	812, 148	−	−	16, 747	▲16, 747
1. 介護納付金分	812, 148	−	812, 148	−	−	16, 747	▲16, 747
(款)							
7. 基金積立金	100	100	200	−	−	100	−
(項)							
(1) 基金積立金	100	100	200	−	−	100	−
1. 基金積立金	100	100	200	−	−	100	−
(款)							
8. 予　備　費	286, 316	▲144, 160	142, 156	−	−	▲134, 563	▲9, 597
(項)							
(1) 予　備　費	286, 316	▲144, 160	142, 156	−	−	▲134, 563	▲9, 597

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
		（財源補正）
		（財源補正）
		（財源補正）
		（財源補正）
24. 積立金 100	1. 基金積立金 100	1. 国民健康保険財政調整基金積立金 100

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1.予　備　費	286,316	▲144,160	142,156	−	−	▲134,563	▲9,597
歳出合計	40,101,764	▲144,060	39,957,704	2,433	−	▲656,024	509,531

（単位：千円）

節	細節	概要説明
区分	区分	
金額	金額	

議案第９９号

令和６年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第５号）

令和６年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 179,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,327,786千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		7,948,203	▲219	7,947,984
	(1) 介護保険料	7,948,203	▲219	7,947,984
2. 支払基金交付金		10,092,940	60,593	10,153,533
	(1) 支払基金交付金	10,092,940	60,593	10,153,533
3. 国庫支出金		8,536,341	56,726	8,593,067
	(1) 国庫負担金	6,578,832	46,765	6,625,597
	(2) 国庫補助金	1,957,509	9,961	1,967,470
4. 府支出金		5,173,231	26,172	5,199,403
	(1) 府負担金	4,915,522	26,172	4,941,694
6. 繰入金		6,491,908	36,488	6,528,396
	(1) 一般会計繰入金	5,823,939	36,488	5,860,427
歳入合計		39,148,026	179,760	39,327,786

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総務費		717,788	－	717,788
	(1) 総務管理費	484,523	－	484,523
2. 保険給付費		35,364,258	224,421	35,588,679
	(1) 介護サービス等諸費	32,539,613	78,437	32,618,050
	(2) 介護予防サービス等諸費	1,133,047	114,397	1,247,444
	(3) 高額介護サービス等費	1,143,648	69,215	1,212,863
	(4) 特定入所者介護サービス等費	516,281	▲37,628	478,653
6. 基金積立金		504,714	▲44,661	460,053
	(1) 基金積立金	504,714	▲44,661	460,053
歳　出　合　計		39,148,026	179,760	39,327,786

歳　入

歳入歳出補正予算事項別明細書

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節	
				区　分	金　額
(款) 1. 保　険　料	7,948,203	▲219	7,947,984		
(項) (1) 介護保険料	7,948,203	▲219	7,947,984		
1. 第1号被保険者保険料	7,948,203	▲219	7,947,984	1. 現年賦課分	▲219
(款) 2. 支払基金交付金	10,092,940	60,593	10,153,533		
(項) (1) 支払基金交付金	10,092,940	60,593	10,153,533		
1. 介護給付費交付金	9,597,352	60,593	9,657,945	1. 現年度分	60,593
(款) 3. 国庫支出金	8,536,341	56,726	8,593,067		
(項) (1) 国庫負担金	6,578,832	46,765	6,625,597		
1. 介護給付費負担金	6,578,832	46,765	6,625,597	1. 現年度分	46,765
(項) (2) 国庫補助金	1,957,509	9,961	1,967,470		
1. 調整交付金	1,446,593	8,729	1,455,322	1. 現年度分	8,729
5. 事務費補助金	2,000	1,232	3,232	1. 事務費補助金	1,232
(款) 4. 府支出金	5,173,231	26,172	5,199,403		
(項) (1) 府負担金	4,915,522	26,172	4,941,694		
1. 介護給付費負担金	4,915,522	26,172	4,941,694	1. 現年度分	26,172
(款) 6. 繰　入　金	6,491,908	36,488	6,528,396		

（単位：千円）

細節 区分	細節 金額	概要説明
1. 現年度分	▲219	1. 現年度分 ▲219 (1) 特別徴収分 ▲202 (2) 普通徴収分 ▲17
1. 現年度分	60,593	1. 現年度分 60,593
1. 現年度分	46,765	1. 現年度分 46,765
1. 現年度分	8,729	1. 現年度分 8,729 (1) 介護給付費分 8,729
6. 介護保険事業費補助金	1,232	1. 介護保険事業費補助金 1,232
1. 現年度分	26,172	1. 現年度分 26,172

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　分	金　額
(項) (1)一般会計繰入金	5,823,939	36,488	5,860,427		
1.一般会計繰入金	5,823,939	36,488	5,860,427	1. 介護給付費繰入金	28,053
				4. 事務費等分繰入金	▲1,232
				5. 低所得者保険料軽減繰入金	9,667
歳　入　合　計	39,148,026	179,760	39,327,786		

（単位：千円）

細節	
区分	金額
1. 介護給付費繰入金	28,053
1. 事務費等分繰入金	▲1,232
1. 低所得者保険料軽減繰入金	9,667

概要説明		
1. 介護給付費繰入金		28,053
(1) 現年度分	28,053	
2. 事務費等分繰入金		▲1,232
3. 低所得者保険料軽減繰入金		9,667
(1) 現年度分	219	
(2) 過年度分	9,448	

歳　出

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
(款) 1. 総　務　費	717,788	−	717,788	1,232	−	−	▲1,232
(項) (1) 総務管理費	484,523	−	484,523	1,232	−	−	▲1,232
1. 一般管理費	484,523	−	484,523	1,232	−	−	▲1,232
(款) 2. 保険給付費	35,364,258	224,421	35,588,679	81,666	−	114,483	28,272
(項) (1) 介護サービス等諸費	32,539,613	78,437	32,618,050	28,543	−	39,888	10,006
1. 介護サービス等給付費	32,539,613	78,437	32,618,050	28,543	−	39,888	10,006
(項) (2) 介護予防サービス等諸費	1,133,047	114,397	1,247,444	41,629	−	58,460	14,308
1. 介護予防サービス等給付費	1,133,047	114,397	1,247,444	41,629	−	58,460	14,308
(項) (3) 高額介護サービス等費	1,143,648	69,215	1,212,863	25,187	−	35,369	8,659
1. 高額介護サービス等給付費	1,143,648	69,215	1,212,863	25,187	−	35,369	8,659
(項) (4) 特定入所者介護サービス等費	516,281	▲37,628	478,653	▲13,693	−	▲19,234	▲4,701

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
		（財源補正）
18. 負担金補助及び交付金 78,437	1. 負担金 78,437	1. 居宅介護サービス給付費負担金 ▲207,504 2. 施設介護サービス給付費負担金 307,789 3. 居宅介護福祉用具購入費負担金 ▲658 4. 居宅介護住宅改修費負担金 1,000 5. 居宅介護サービス計画給付費負担金 ▲73,321 6. 地域密着型介護サービス給付費負担金 51,131
18. 負担金補助及び交付金 114,397	1. 負担金 114,397	1. 介護予防サービス給付費負担金 62,728 2. 介護予防福祉用具購入費負担金 3,623 3. 介護予防住宅改修費負担金 26,018 4. 介護予防サービス計画給付費負担金 11,742 5. 地域密着型介護予防サービス給付費負担金 10,286
18. 負担金補助及び交付金 69,215	1. 負担金 69,215	1. 高額介護サービス費負担金 57,462 2. 高額介護予防サービス費負担金 77 3. 高額医療合算介護サービス費負担金 12,236 4. 高額医療合算介護予防サービス費負担金 ▲560

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 特定入所者介護サービス等給付費	516,281	▲37,628	478,653	▲13,693	－	▲19,234	▲4,701
(款)							
6. 基金積立金	504,714	▲44,661	460,053	－	－	▲54,109	9,448
(項)							
(1) 基金積立金	504,714	▲44,661	460,053	－	－	▲54,109	9,448
1. 基金積立金	504,714	▲44,661	460,053	－	－	▲54,109	9,448
歳出合計	39,148,026	179,760	39,327,786	82,898	－	60,374	36,488

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
18. 負担金補助及び交付金 ▲37,628	1. 負担金 ▲37,628	1. 特定入所者介護サービス費負担金 ▲37,628
24. 積立金 ▲44,661	1. 基金積立金 ▲44,661	1. 介護給付費準備基金積立金 ▲44,661

議案第１００号

令和６年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）

令和６年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 49,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,974,617千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1.　後期高齢者医療保険料		6,911,559	149,902	7,061,461
	(1)　後期高齢者医療保険料	6,911,559	149,902	7,061,461
2.　繰　入　金		1,609,765	▲100,668	1,509,097
	(1)　一般会計繰入金	1,609,765	▲100,668	1,509,097
歳　入　合　計		8,925,383	49,234	8,974,617

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総　務　費		215,766	▲1,540	214,226
	(1) 総務管理費	192,036	▲1,540	190,496
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		8,695,475	50,774	8,746,249
	(1) 後期高齢者医療広域連合納付金	8,695,475	50,774	8,746,249
歳　出　合　計		8,925,383	49,234	8,974,617

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　入

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
(款) 1. 後期高齢者医療保険料	6,911,559	149,902	7,061,461		
(項) (1) 後期高齢者医療保険料	6,911,559	149,902	7,061,461		
1. 特別徴収保険料	3,279,726	70,856	3,350,582	1. 現年賦課分	70,856
2. 普通徴収保険料	3,631,833	79,046	3,710,879	1. 現年賦課分	82,635
				2. 滞納繰越分	▲3,589
(款) 2. 繰入金	1,609,765	▲100,668	1,509,097		
(項) (1) 一般会計繰入金	1,609,765	▲100,668	1,509,097		
1. 一般会計繰入金	1,609,765	▲100,668	1,509,097	1. 事務費等分繰入金	▲1,540
				2. 保険基盤安定繰入金	▲99,128
歳入合計	8,925,383	49,234	8,974,617		

（単位：千円）

細節		概要説明	
区分	金額		
1. 現年度分	70,856	1. 現年度分	70,856
		(1) 現年度分	70,856
1. 現年度分	84,734	1. 現年賦課分	82,635
		(1) 現年度分	84,734
2. 過年度分	▲2,099	(2) 過年度分	▲2,099
		2. 滞納繰越分	▲3,589
1. 滞納繰越分	▲3,589		
1. 事務費等分繰入金	▲1,540	1. 事務費等分繰入金	▲1,540
		2. 保険基盤安定繰入金	▲99,128
1. 保険基盤安定繰入金	▲99,128		

歳　出

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
(款) 1. 総務費	215,766	▲1,540	214,226	−	−	−	▲1,540
(項) (1) 総務管理費	192,036	▲1,540	190,496	−	−	−	▲1,540
1. 一般管理費	192,036	▲1,540	190,496	−	−	−	▲1,540
(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金	8,695,475	50,774	8,746,249	−	−	149,902	▲99,128
(項) (1) 後期高齢者医療広域連合納付金	8,695,475	50,774	8,746,249	−	−	149,902	▲99,128
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	8,695,475	50,774	8,746,249	−	−	149,902	▲99,128
歳出合計	8,925,383	49,234	8,974,617	−	−	149,902	▲100,668

（単位：千円）

節 区分 金額	細節 区分 金額	概要説明
12. 委託料 ▲1,540	1. 委託料 ▲1,540	1. 後期高齢者医療電子計算システム経費 ▲1,540 (1) システム機器改修委託料 ▲1,540
18. 負担金補助及び交付金 50,774	1. 負担金 50,774	1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金 50,774

議案第１０１号

令和６年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第５号）

（総則）

第１条 令和６年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条 令和６年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　　出

（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業費用	6,233,840	20,000	6,253,840
第１項　営業費用	5,818,759	20,000	5,838,759

（資本的収入及び支出）

第３条 予算第４条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,303,961千円は、当年度消費税資本的収支調整額638,595千円、建設改良積立金1,005,434千円、当年度損益勘定留保資金2,659,932千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的収入	3,512,150	1,364,946	4,877,096
第１項　企業債	3,074,000	984,000	4,058,000
第２項　工事負担金	178,050	▲ 15,000	163,050
第４項　他会計出資金	260,000	100,000	360,000
第５項　国府補助金	－	295,946	295,946

支　　出

（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的支出	7,547,798	1,633,259	9,181,057
第１項　建設改良費	5,631,844	1,633,259	7,265,103

（継続費）

第４条 継続費（中宮浄水場更新事業(PPP・PFI)、北中振他配水管整備事業、中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業）の総額、期間及び年割額を次のとおり改める。

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	中宮浄水場更新事業(PPP・PFI)	17,750,000	令和3	－	18,250,000	令和3	－
				4	432,000		4	432,000
				5	－		5	－
				6	1,900,000		6	2,733,819
				7	3,200,000		7	1,366,181
				8	6,100,000		8	5,100,000
				9	6,118,000		9	8,618,000
		北中振他配水管整備事業	703,000	4	2,000	614,000	4	2,000
				5	214,000		5	214,000
				6	398,000		6	398,000
				7	73,000		7	－
				8	16,000		8	－
		中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業	5,950,920	6	10,000	6,839,020	6	898,100
				7	1,565,790		7	1,565,790
				8	1,573,770		8	1,573,770
				9	1,306,780		9	1,306,780
				10	1,007,680		10	1,007,680
				11	157,300		11	157,300
				12	138,100		12	138,100
				13	127,300		13	127,300
				14	64,200		14	64,200

（企業債）

第５条 予算第７条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

（単位：千円）

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道施設改良事業	補正前	302,000	普通貸借又は証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	278,000			
中宮浄水場更新事業（PPP・PFI）	補正前	1,050,000			
	補正後	1,460,000			
送配水管更新事業	補正前	596,000			
	補正後	565,000			
中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業	補正前	9,000			
	補正後	638,000			

（注） 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条 予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（単位：千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計
１．職員給与費	938,332	20,000	958,332

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

１．収益的支出

款　　項	目	補正前の額	補　正　額	計
水道事業費用		6,233,840	20,000	6,253,840
営業費用		5,818,759	20,000	5,838,759
	総係費	312,972	20,000	332,972
支出合計		6,233,840	20,000	6,253,840

会計補正予算説明書（第５号）

（単位 ： 千円）

節		概　　要　　説　　明
区　　分	金　額	
		千円
退　職　給　付　費	20,000	1．人件費　20,000 退職給付引当金繰入額

2．資本的収入

款　項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		3,512,150	1,364,946	4,877,096
企業債		3,074,000	984,000	4,058,000
	上水道施設改良事業債	1,352,000	386,000	1,738,000
	上水道事業債	1,722,000	598,000	2,320,000
工事負担金		178,050	▲ 15,000	163,050
	工事負担金	178,050	▲ 15,000	163,050
他会計出資金		260,000	100,000	360,000
	他会計出資金	260,000	100,000	360,000
国府補助金		－	295,946	295,946
	国府補助金	－	295,946	295,946
収入合計		3,512,150	1,364,946	4,877,096

（単位 ： 千円）

節		概要説明
区分	金額	
		千円
上水道施設改良事業債	386,000	1．上水道施設改良事業債 386,000 (1) 上水道施設改良事業 ▲ 24,000 (2) 中宮浄水場更新事業（PPP・PFI） 410,000
上水道事業債	598,000	1．上水道事業債 598,000 (1) 送配水管更新事業 ▲ 31,000 (2) 中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業 629,000
		1．その他工事負担金 ▲ 15,000
その他工事負担金	▲ 15,000	
		1．他会計出資金 100,000 中宮浄水場更新事業
他会計出資金	100,000	
		1．国庫補助金 295,946 社会資本整備総合交付金
国庫補助金	295,946	

3．資本的支出

款　　項	目	補正前の額	補　正　額	計
資本的支出		7,547,798	1,633,259	9,181,057
建設改良費		5,631,844	1,633,259	7,265,103
	建設改良事業費	1,716,642	▲ 88,660	1,627,982
	中宮浄水場更新事業費	1,900,000	833,819	2,733,819
	中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業費	10,000	888,100	898,100
支出合計		7,547,798	1,633,259	9,181,057

（単位 ： 千円）

節		概要説明
区分	金額	
		千円
工事請負費	▲ 88,660	1．工事請負費 ▲ 88,660 (1) 施設改良事業 ▲ 27,660 (2) 配水管更新事業 ▲ 61,000
委託料	833,819	1．委託料 833,819 中宮浄水場更新委託
工事請負費	888,100	1．工事請負費 888,100

給与費明細書

1．総　　括　　（単位：千円）

区分		職員数 特別職 管理者（人）	職員数 特別職 その他（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計
補正前	損益勘定支弁職員	1	9	(15) 69	17,527	283,244	261,200	561,971	105,588	667,559
	資本勘定支弁職員	－	－	(3) 31	6,370	117,559	94,475	218,404	44,082	262,486
	合計	1	9	(18) 100	23,897	400,803	355,675	780,375	149,670	930,045
補正額	損益勘定支弁職員	－	－	(－) －	－	－	20,000	20,000	－	20,000
	資本勘定支弁職員	－	－	(－) －	－	－	－	－	－	－
	合計	－	－	(－) －	－	－	20,000	20,000	－	20,000
補正後	損益勘定支弁職員	1	9	(15) 69	17,527	283,244	281,200	581,971	105,588	687,559
	資本勘定支弁職員	－	－	(3) 31	6,370	117,559	94,475	218,404	44,082	262,486
	合計	1	9	(18) 100	23,897	400,803	375,675	800,375	149,670	950,045

※　会計年度任用職員の職員数については、（　）外数とする。

※　上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

（単位：千円）

	区分	補正前	補正額	補正後
手当の内訳	扶養手当	13,602	－	13,602
	地域手当	42,890	－	42,890
	通勤手当	11,907	－	11,907
	管理職手当	14,472	－	14,472
	時間外勤務手当	34,851	－	34,851
	特殊勤務手当	272	－	272
	住居手当	8,183	－	8,183
	期末手当	103,354	－	103,354
	勤勉手当	84,388	－	84,388
	退職給付費	41,756	20,000	61,756

※　期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※　退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2．給料及び手当の増減額の明細

一　般　職　　（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
手当	20,000	1. 制度改正に伴う増減分	-		
		2. その他の増減分	20,000	扶養手当 - 地域手当 - 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 - 住居手当 - 期末手当 - 勤勉手当 - 退職給付費 20,000	

継　　続　　費　　に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全体計画						
			年度		年割額	同左財源内訳			
						企業債	国府等補助金	他会計出資金等	建設改良積立金
資本的支出	建設改良費	中宮浄水場更新事業(PPP・PFI)	令和3	補正前の額	－	－	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	－	－	－	－	－
			4	補正前の額	432,000	380,000	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	432,000	380,000	－	－	－
			5	補正前の額	－	－	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	－	－	－	－	－
			6	補正前の額	1,900,000	1,050,000	－	260,000	500,000
				補正額	833,819	410,000	107,360	100,000	200,000
				補正後の額	2,733,819	1,460,000	107,360	360,000	700,000
			7	補正前の額	3,200,000	1,660,000	80,520	430,000	900,000
				補正額	▲1,833,819	▲950,000	▲80,520	▲250,000	▲500,000
				補正後の額	1,366,181	710,000	－	180,000	400,000
			8	補正前の額	6,100,000	3,110,000	253,912	830,000	1,700,000
				補正額	▲1,000,000	▲410,000	－	▲160,000	▲400,000
				補正後の額	5,100,000	2,700,000	253,912	670,000	1,300,000
			9	補正前の額	6,118,000	3,270,000	123,068	830,000	1,700,000
				補正額	2,500,000	1,410,000	－	310,000	700,000
				補正後の額	8,618,000	4,680,000	123,068	1,140,000	2,400,000
			計	補正前の額	17,750,000	9,470,000	457,500	2,350,000	4,800,000
				補正額	500,000	460,000	26,840	－	－
				補正後の額	18,250,000	9,930,000	484,340	2,350,000	4,800,000

関　す　る　調　書

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書

（単位：千円）

当年度損益勘定留保資金	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額（見込）	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（%）	備考
－	－	－	－	－	－	－	逓次繰越
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	
52,000	－	－	－	－	－	－	〃
－	－	－	－	－	－	－	432,000
52,000	－	－	－	－	－	－	
－	－	325,125	－	325,125	－	1.8	〃
－	－	－	－	－	－	－	106,875
－	－	325,125	－	325,125	－	1.8	
90,000	－	－	2,006,875	2,006,875	－	11.3	
16,459	－	－	833,819	833,819	－	－	
106,459	－	－	2,840,694	2,840,694	－	15.5	
129,480	－	－	－	－	3,200,000	－	
▲53,299	－	－	－	－	▲1,833,819	－	
76,181	－	－	－	－	1,366,181	－	
206,088	－	－	－	－	6,100,000	－	
▲30,000	－	－	－	－	▲1,000,000	－	
176,088	－	－	－	－	5,100,000	－	
194,932	－	－	－	－	6,118,000	－	
80,000	－	－	－	－	2,500,000	－	
274,932	－	－	－	－	8,618,000	－	
672,500	－	325,125	2,006,875	2,332,000	15,418,000	13.1	
13,160	－	－	833,819	833,819	▲333,819	－	
685,660	－	325,125	2,840,694	3,165,819	15,084,181	17.3	

款	項	事業名	全体計画						
			年度		年割額	同左財源内訳			
						企業債	国府等補助金	他会計出資金等	建設改良積立金
資本的支出	建設改良費	北中振他配水管整備事業	令和4	補正前の額	2,000	－	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	2,000	－	－	－	－
			5	補正前の額	214,000	192,000	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	214,000	192,000	－	－	－
			6	補正前の額	398,000	358,000	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	398,000	358,000	－	－	－
			7	補正前の額	73,000	65,000	－	－	－
				補正額	▲73,000	▲65,000	－	－	－
				補正後の額	－	－	－	－	－
			8	補正前の額	16,000	14,000	－	－	－
				補正額	▲16,000	▲14,000	－	－	－
				補正後の額	－	－	－	－	－
			計	補正前の額	703,000	629,000	－	－	－
				補正額	▲89,000	▲79,000	－	－	－
				補正後の額	614,000	550,000	－	－	－

（単位：千円）

当年度損益勘定留保資金	前前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額（見込）	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（%）	備考
2,000	－	－	－	－	－	0.0	逓次繰越
－	－	－	－	－	－	－	2,000
2,000	－	－	－	－	－	0.0	
22,000	－	22,748	－	22,748	－	3.2	〃
－	－	－	－	－	－	－	193,252
22,000	－	22,748	－	22,748	－	3.7	
40,000	－	－	591,252	591,252	－	84.1	
－	－	－	－	－	－	－	
40,000	－	－	591,252	591,252	－	96.3	
8,000	－	－	－	－	73,000	－	
▲8,000	－	－	－	－	▲73,000	－	
－	－	－	－	－	－	－	
2,000	－	－	－	－	16,000	－	
▲2,000	－	－	－	－	▲16,000	－	
－	－	－	－	－	－	－	
74,000	－	22,748	591,252	614,000	89,000	87.3	
▲10,000	－	－	－	－	▲89,000	－	
64,000	－	22,748	591,252	614,000	－	100.0	

款	項	事業名	全体計画						
			年度		年割額	同左財源内訳			
						企業債	国府等補助金	他会計出資金等	建設改良積立金
資本的支出	建設改良費	中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業	令和6	補正前の額	10,000	9,000	－	－	－
				補正額	888,100	629,000	188,586	－	－
				補正後の額	898,100	638,000	188,586	－	－
			7	補正前の額	1,565,790	1,066,000	381,000	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	1,565,790	1,066,000	381,000	－	－
			8	補正前の額	1,573,770	986,000	478,000	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	1,573,770	986,000	478,000	－	－
			9	補正前の額	1,306,780	857,000	354,000	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	1,306,780	857,000	354,000	－	－
			10	補正前の額	1,007,680	660,000	274,000	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	1,007,680	660,000	274,000	－	－
			11	補正前の額	157,300	141,000	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	157,300	141,000	－	－	－
			12	補正前の額	138,100	124,000	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	138,100	124,000	－	－	－
			13	補正前の額	127,300	114,000	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	127,300	114,000	－	－	－
			14	補正前の額	64,200	57,000	－	－	－
				補正額	－	－	－	－	－
				補正後の額	64,200	57,000	－	－	－
			計	補正前の額	5,950,920	4,014,000	1,487,000	－	－
				補正額	888,100	629,000	188,586	－	－
				補正後の額	6,839,020	4,643,000	1,675,586	－	－

（単位：千円）

当年度損益勘定留保資金	前前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額（見込）	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（%）	備考
1,000	－	－	10,000	10,000	－	0.2	
70,514	－	－	888,100	888,100	－	－	
71,514	－	－	898,100	898,100	－	13.1	
118,790	－	－	－	－	1,565,790	－	
－	－	－	－	－	－	－	
118,790	－	－	－	－	1,565,790	－	
109,770	－	－	－	－	1,573,770	－	
－	－	－	－	－	－	－	
109,770	－	－	－	－	1,573,770	－	
95,780	－	－	－	－	1,306,780	－	
－	－	－	－	－	－	－	
95,780	－	－	－	－	1,306,780	－	
73,680	－	－	－	－	1,007,680	－	
－	－	－	－	－	－	－	
73,680	－	－	－	－	1,007,680	－	
16,300	－	－	－	－	157,300	－	
－	－	－	－	－	－	－	
16,300	－	－	－	－	157,300	－	
14,100	－	－	－	－	138,100	－	
－	－	－	－	－	－	－	
14,100	－	－	－	－	138,100	－	
13,300	－	－	－	－	127,300	－	
－	－	－	－	－	－	－	
13,300	－	－	－	－	127,300	－	
7,200	－	－	－	－	64,200	－	
－	－	－	－	－	－	－	
7,200	－	－	－	－	64,200	－	
449,920	－	－	10,000	10,000	5,940,920	0.2	
70,514	－	－	888,100	888,100	－	－	
520,434	－	－	898,100	898,100	5,940,920	13.1	

議案第１０２号

令和６年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第４号）

（総　　則）

第１条　令和６年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入）

第２条　令和６年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　病院事業収益	11,027,508 千円	3,079 千円	11,030,587 千円
第２項　医業外収益	1,443,868 千円	3,079 千円	1,446,947 千円

（資本的収入）

第３条　予算第４条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額515,071千円は、当年度消費税資本的収支調整額5,653千円、建設改良積立金200,000千円、過年度損益勘定留保資金309,418千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的収入	1,206,506 千円	214 千円	1,206,720 千円
第３項　補助金	2,053 千円	214 千円	2,267 千円

令和７年（２０２５年）２月１８日　提出

枚方市長　伏　見　　隆

１．収益的収入

款　　項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業収益		11,027,508	3,079	11,030,587
２．医業外収益		1,443,868	3,079	1,446,947
	３．補助金	40,463	3,079	43,542
収入合計		11,027,508	3,079	11,030,587

病院事業会計補正予算説明書（第４号）

（単位：千円）

節		
区　　分	金　額	概　　要　　説　　明
		千円
国　庫　補　助　金	2,007	1．国庫補助金　2,007 医療提供体制設備整備交付金
府　補　助　金	1,072	2．府補助金　1,072 医療機関食材料費高騰対策一時支援金

2．資本的収入

款　　項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資本的収入		1,206,506	214	1,206,720
3．補助金		2,053	214	2,267
	1．補助金	2,053	214	2,267
収入合計		1,206,506	214	1,206,720

（単位：千円）

節		
区　　分	金　額	概　　要　　説　　明
		千円
国　庫　補　助　金	214	1．国庫補助金　214 社会保障・税番号制度システム整備費補助金

議案第１０３号

令和６年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第４号）

（総則）

第１条 令和６年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和６年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業収益	12,592,166	▲ 11,660	12,580,506
第１項　営業収益	9,319,746	▲ 11,560	9,308,186
第３項　特別利益	100	▲ 100	－

支　　出

（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業費用	11,917,340	53,000	11,970,340
第１項　営業費用	10,737,757	47,000	10,784,757
第３項　特別損失	9,020	6,000	15,020

（資本的収入）

第３条　予算第４条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,796,465千円は、当年度消費税資本的収支調整額190,300千円、減債積立金84,923千円、過年度損益勘定留保資金3,252,754千円、当年度損益勘定留保資金268,488千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的収入	4,476,208	158,381	4,634,589
第１項　企業債	1,737,200	65,100	1,802,300
第２項　工事負担金	1,024,503	28,228	1,052,731
第３項　国府補助金	308,800	65,153	373,953
第４項　固定資産売却代金	100	▲ 100	－
第５項　他会計負担金	1,405,605	▲ 611,205	794,400
第６項　他会計出資金	－	611,205	611,205

（継続費）

第４条 継続費（汚水公共下水道未普及地区整備事業）の総額及び年割額を次のとおり改める。

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	整備事業費	汚水公共下水道未普及地区整備事業	1,568,480	令和4	23,000	2,281,205	令和4	23,000
				5	339,020		5	339,020
				6	355,320		6	355,320
				7	420,920		7	813,345
				8	425,620		8	739,120
				9	4,600		9	11,400

（企業債）

第５条 予算第７条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

（単位：千円）

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	補正前	1,443,000	普通貸借又は証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	1,508,100			

（注） 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条 予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（単位：千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計
１．職員給与費	981,804	47,000	1,028,804

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長 伏見 隆

１．収益的収入

款　　項	目	補正前の額	補　正　額	計
下水道事業収益		12,592,166	▲ 11,660	12,580,506
営業収益		9,319,746	▲ 11,560	9,308,186
	国府補助金	26,200	▲ 11,560	14,640
特別利益		34,645	▲ 100	34,545
	固定資産売却益	100	▲ 100	－
収入合計		12,592,166	▲ 11,660	12,580,506

会計補正予算説明書（第４号）

（単位 ： 千円）

節		概　　要　　説　　明
区　　分	金　　額	
		千円
国　庫　補　助　金	▲ 11,560	1．国庫補助金　▲ 11,560 社会資本整備総合交付金
固定資産売却益	▲ 100	1．土地売却益　▲ 100

2．収益的支出

款　　項	目	補正前の額	補　正　額	計
下水道事業費用		11,917,340	53,000	11,970,340
営　業　費　用		10,737,757	47,000	10,784,757
	総　係　費	355,023	47,000	402,023
特　別　損　失		9,020	6,000	15,020
	その他特別損失	－	6,000	6,000
支　出　合　計		11,917,340	53,000	11,970,340

（単位 ： 千円）

節		概要説明
区分	金額	
		千円
退職給付費	47,000	1．人件費 47,000 (1) 退職給付費 47,000 ア．退職給付費 45,000 イ．退職給付引当金繰入額 2,000
その他特別損失	6,000	1．その他特別損失 6,000 固定資産除却分

3．資本的収入

款　　項	目	補正前の額	補　正　額	計
資本的収入		4,476,208	158,381	4,634,589
企業債		1,737,200	65,100	1,802,300
	公共下水道事業債	1,443,000	65,100	1,508,100
工事負担金		1,024,503	28,228	1,052,731
	工事負担金	1,024,503	28,228	1,052,731
国府補助金		308,800	65,153	373,953
	国府補助金	308,800	65,153	373,953
固定資産売却代金		100	▲ 100	－
	固定資産売却代金	100	▲ 100	－
他会計負担金		1,405,605	▲ 611,205	794,400
	他会計負担金	1,405,605	▲ 611,205	794,400
他会計出資金		－	611,205	611,205
	他会計出資金	－	611,205	611,205

（単位 ： 千円）

節		概要説明
区分	金額	
		千円
公共下水道事業債	65,100	1．公共下水道事業債 65,100 雨水公共下水道事業
その他工事負担金	28,228	1．その他工事負担金 28,228 八幡市建設負担金分
国庫補助金	65,153	1．国庫補助金 65,153 雨水公共下水道補助金
固定資産売却代金	▲ 100	1．土地売却代金 ▲ 100
他会計負担金	▲ 611,205	1．他会計負担金 ▲ 611,205 (1) 雨水建設費分 ▲ 230,018 (2) 雨水企業債償還金分 ▲ 132,526 (3) 臨時財政特例債等償還金分 ▲ 105,769 (4) 流域下水道高度処理負担元金分 ▲ 16,277 (5) 流域下水道建設企業債償還金分 ▲ 126,615
他会計出資金	611,205	1．他会計出資金 611,205 (1) 雨水建設費分 230,018 (2) 雨水企業債償還金分 132,526

款　　項	目	補正前の額	補　正　額	計
収　　入　　合　　計		4,476,208	158,381	4,634,589

（単位 ： 千円）

節		概　　要　　説　　明
区　　分	金　　額	
		千円 (3) 臨時財政特例債等償還金分　105,769 (4) 流域下水道高度処理負担元金分　16,277 (5) 流域下水道建設企業債償還金分　126,615

給与費明細書

1．総　　括　　（単位：千円）

区分		職員数 特別職 管理者（人）	職員数 特別職 その他（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計
補正前	損益勘定支弁職員	－	－	(14) 65	13,543	268,579	292,850	574,972	99,909	674,881
	資本勘定支弁職員	－	－	(1) 34	1,963	132,614	113,706	248,283	49,465	297,748
	合計	－	－	(15) 99	15,506	401,193	406,556	823,255	149,374	972,629
補正額	損益勘定支弁職員	－	－	(－) －	－	－	47,000	47,000	－	47,000
	資本勘定支弁職員	－	－	(－) －	－	－	－	－	－	－
	合計	－	－	(－) －	－	－	47,000	47,000	－	47,000
補正後	損益勘定支弁職員	－	－	(14) 65	13,543	268,579	339,850	621,972	99,909	721,881
	資本勘定支弁職員	－	－	(1) 34	1,963	132,614	113,706	248,283	49,465	297,748
	合計	－	－	(15) 99	15,506	401,193	453,556	870,255	149,374	1,019,629

※　会計年度任用職員の職員数については、（　）外数とする。
※　上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

（単位：千円）

	区分	補正前	補正額	補正後
手当の内訳	扶養手当	13,098	－	13,098
	地域手当	42,710	－	42,710
	通勤手当	11,762	－	11,762
	管理職手当	14,209	－	14,209
	時間外勤務手当	48,014	－	48,014
	特殊勤務手当	505	－	505
	住居手当	6,805	－	6,805
	期末手当	102,935	－	102,935
	勤勉手当	83,502	－	83,502
	退職給付費	83,016	47,000	130,016

※　期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。
※　退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2．給料及び手当の増減額の明細

一　般　職　　（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
手　当	47,000	1. 制度改正に伴う増減分	－		
		2. その他の増減分	47,000	扶養手当　－ 地域手当　－ 通勤手当　－ 管理職手当　－ 時間外勤務手当　－ 特殊勤務手当　－ 住居手当　－ 期末手当　－ 勤勉手当　－ 退職給付費　47,000	

継　　続　　費　　に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全体計画					
			年度		年割額	同左財源		
						企業債	国府補助金	他会計出資金等
資本的支出	整備事業費	汚水公共下水道未普及地区整備事業	令和4	補正前の額	23,000	20,700	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	23,000	20,700	-	-
			5	補正前の額	339,020	302,700	15,000	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	339,020	302,700	15,000	-
			6	補正前の額	355,320	284,700	36,600	-
				補正額	-	14,900	▲11,000	-
				補正後の額	355,320	299,600	25,600	-
			7	補正前の額	420,920	323,800	66,500	-
				補正額	392,425	365,500	20,100	-
				補正後の額	813,345	689,300	86,600	-
			8	補正前の額	425,620	316,100	82,000	-
				補正額	313,500	300,000	▲26,450	-
				補正後の額	739,120	616,100	55,550	-
			9	補正前の額	4,600	4,100	-	-
				補正額	6,800	6,100	-	-
				補正後の額	11,400	10,200	-	-
			計	補正前の額	1,568,480	1,252,100	200,100	-
				補正額	712,725	686,500	▲17,350	-
				補正後の額	2,281,205	1,938,600	182,750	-

関　す　る　調　書

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書

（単位：千円）

内訳 建設改良積立金	内訳 当年度損益勘定留保資金	前前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額（見込）	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率（%）	備考
－	2,300	－	7,840	－	7,840	－	0.5	逓次繰越
－	－	－	－	－	－	－	－	15,160
－	2,300	－	7,840	－	7,840	－	0.3	
－	21,320	－	219,148	－	219,148	－	14.0	〃
－	－	－	－	－	－	－	－	135,032
－	21,320	－	219,148	－	219,148	－	9.6	
－	34,020	－	－	490,352	490,352	－	31.2	
－	▲3,900	－	－	－	－	－	－	
－	30,120	－	－	490,352	490,352	－	21.5	
－	30,620	－	－	－	－	420,920	－	
－	6,825	－	－	－	－	392,425	－	
－	37,445	－	－	－	－	813,345	－	
－	27,520	－	－	－	－	425,620	－	
－	39,950	－	－	－	－	313,500	－	
－	67,470	－	－	－	－	739,120	－	
－	500	－	－	－	－	4,600	－	
－	700	－	－	－	－	6,800	－	
－	1,200	－	－	－	－	11,400	－	
－	116,280	－	226,988	490,352	717,340	851,140	45.7	
－	43,575	－	－	－	－	712,725	－	
－	159,855	－	226,988	490,352	717,340	1,563,865	31.4	

議案第　104　号

枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

次のとおり枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　枚方市いじめ問題対策連絡協議会を設置するため。

枚方市条例第　　号

枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　枚方市いじめ問題対策連絡協議会の設置等（第２条－第５条）
第３章　附属機関の設置等
第１節　枚方市学校いじめ対策審議会（第６条－第10条）
第２節　枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（第11条－第16条）
第３節　枚方市いじめ問題再調査委員会（第17条－第20条）
第４章　雑則（第21条）
附則

第１章　総則

第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく枚方市いじめ問題対策連絡協議会、枚方市学校いじめ対策審議会、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会及び枚方市いじめ問題再調査委員会の設置並びにこれらの組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　枚方市いじめ問題対策連絡協議会の設置等

（設置）

第２条　法第14条第１項の規定に基づき、枚方市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（構成）

第３条　協議会は、次に掲げる機関その他の団体に属する者のうちから15人以内で構成する。

⑴　市の機関
⑵　市民団体又は関係団体
⑶　関係行政機関
⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認める機関その他の団体

（会議の運営）

第４条　協議会は、会議の円滑な運営のため、座長を置くものとする。

（協議会を構成する者の守秘義務）

第５条　協議会を構成する者は、正当な理由なく、協議会の会議を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会を構成する者でなくなったときも、また、同様とする。

第３章　附属機関の設置等

第１節　枚方市学校いじめ対策審議会

（設置）

第６条　法第14条第３項及び地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、教育委員会の附属機

関として、枚方市学校いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第７条　審議会は、委員７人以内で組織する。

２　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　福祉に関する専門的知識を有する者

⑶　臨床心理に関する専門的知識を有する者

⑷　前３号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者

（委員の委嘱）

第８条　審議会の委員の委嘱期間は、２年（審議会の委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、２年以内）とする。

２　補欠の審議会の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

３　審議会の委員の再度の委嘱は、妨げない。

（委員の報酬）

第９条　審議会の委員の報酬は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の定めるところによる。

（準用）

第10条　枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第３条から第６条まで、第８条及び第９条の規定は、審議会について準用する。

第２節　枚方市学校いじめ重大事態調査委員会

（設置）

第11条　法第28条第１項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（組織）

第12条　調査委員会は、委員５人以内の合議体を構成して、その担任事務の処理に当たるものとする。

２　調査審議する重大事態の件数が１を超えるときは、前項の合議体のほか、調査審議する重大事態ごとに、委員５人以内の合議体を構成して、それぞれその担任事務の処理に当たるものとする。

３　調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　臨床心理に関する専門的知識を有する者

⑶　前２号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者

（委員の委嘱）

第13条　調査委員会の委員の委嘱期間は、２年（調査委員会の委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、２年以内）とする。ただし、前条第２項の規定により構成する合議体

に属する調査委員会の委員の委嘱期間は、当該合議体において処理する諮問に係る答申の日までとする。

2　補欠の調査委員会の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3　調査委員会の委員の再度の委嘱は、妨げない。

（委員の報酬）

第14条　調査委員会の委員の報酬の額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　会議への出席　日額22,000円

(2)　関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成　時間額11,000円

2　前項に定めるもののほか、調査委員会の委員の報酬は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

（会議の非公開等）

第15条　調査委員会の会議は、非公開とする。

2　調査委員会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（準用）

第16条　枚方市附属機関条例第３条から第５条まで、第８条及び第９条の規定は、調査委員会について準用する。

第３節　枚方市いじめ問題再調査委員会

（設置）

第17条　法第30条第２項及び地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（組織）

第18条　再調査委員会は、法第30条第２項の規定により調査審議する重大事態ごとに、委員７人以内の合議体（次条において「合議体」という。）を構成して、その担任事務の処理に当たるものとする。

2　再調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　福祉に関する専門的知識を有する者

(3)　臨床心理に関する専門的知識を有する者

(4)　前３号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者

（委員の委嘱）

第19条　再調査委員会の委員の委嘱期間は、再調査委員会の委員の属する合議体において処理する諮問に係る答申の日までとする。

（準用）

第20条　第14条及び第15条並びに枚方市附属機関条例第４条第１項、第２項本文及び第３項、第５条、第８条並びに第９条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、同条例第４条の見出し並びに同条第１項及び第２項本文中「会長及び副会長」とあり、及び同条第３項

中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第４章　雑則

第21条　この条例に定めるもののほか、協議会並びに審議会、調査委員会及び再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例及び枚方市いじめ問題再調査委員会条例の廃止）

2　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例（令和５年枚方市条例第19号）

(2)　枚方市いじめ問題再調査委員会条例（平成26年枚方市条例第31号）

（枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の廃止に伴う経過措置）

3　この条例の施行の際現に前項第１号の規定による廃止前の枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例に規定する枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（以下「旧調査委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、調査委員会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる調査委員会の委員の委嘱期間は、第13条の規定にかかわらず、その者の旧調査委員会の委員としての残期間と同一の期間とする。

4　この条例の施行の際現に旧調査委員会に諮問されている事項については、調査委員会において調査審議する。

（枚方市いじめ問題再調査委員会条例の廃止に伴う経過措置）

5　この条例の施行の際現に附則第２項第２号の規定による廃止前の枚方市いじめ問題再調査委員会条例に規定する枚方市いじめ問題再調査委員会（以下「旧再調査委員会」という。）の委員である者は、施行日に、再調査委員会の委員として委嘱された者とみなす。

6　この条例の施行の際現に旧再調査委員会に諮問されている事項については、再調査委員会において調査審議する。

（枚方市附属機関条例の一部改正）

7　枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表２の表枚方市学校いじめ対策審議会の項を削る。

（枚方市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置）

8　この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の枚方市附属機関条例別表２の表枚方市学校いじめ対策審議会の項に規定する枚方市学校いじめ対策審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、審議会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる審議会の委員の委嘱期間は、第８条の規定にかかわらず、その者の旧審議会の委員としての残期間と同一の期間とする。

9　この条例の施行の際現に旧審議会に諮問されている事項については、審議会において調査審議

する。

議案第　105　号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次のとおり刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）2　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　刑法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市条例第　　号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（枚方市有功者表彰条例の一部改正）

第１条　枚方市有功者表彰条例（昭和26年枚方市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第５条第２号中「禁こ又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

（枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の一部改正）

第２条　枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成25年枚方市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第46条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第47条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（行進及び集団示威運動に関する条例等の一部改正）

第３条　次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1)　行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年枚方市条例第125号）第５条第１項

(2)　枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成25年枚方市条例第59号）第18条

(3)　枚方市屋外広告物条例（平成25年枚方市条例第60号）第58条

(4)　枚方市公害防止条例（平成25年枚方市条例第67号）第42条から第44条まで

(5)　枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年枚方市条例第33号）附則第５項及び第６項

（枚方市職員の退職手当に関する条例及び枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第４条　次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1)　枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）第13条第１項第１号及び第５項第２号、第14条の見出し及び同条第１項第１号、第15条第１項第１号並びに第17条第４項

(2)　枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年枚方市条例第36号）第５条第１号

（枚方市職員給与条例等の一部改正）

第５条　次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1)　枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の３第３号及び第４号並びに第34条の４第１項第１号及び第５項第１号

(2)　枚方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年枚方市条例第40号）第６条第１号

(3)　市長等の給与に関する条例（昭和60年枚方市条例第14号）第７条第１項及び第２項第１号並びに第８条第１号及び第２号

(4)　市長等の退職手当に関する条例（平成７年枚方市条例第７号）第４条第１項及び第２項並びに第６条

(5)　企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（平成16年枚方市条例第14号）第18条第３項第１号

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。次項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4　懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る人の資格に関する条例の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

5　この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第４条第１号の規定による改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例、第５条第１号の規定による改正後の枚方市職員給与条例、同条第３号の規定による改正後の市長等の給与に関する条例及び同条第４号の規定による改正後の市長等の退職手当に関する条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（規則への委任）

6　附則第２項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

議案第　105　号参考資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
［第１条関係］ ［枚方市有功者表彰条例関係］ 第５条　有功者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 (1)　［略］ (2)　拘禁刑に処せられたとき。 (3)　［略］	［第１条関係］ ［枚方市有功者表彰条例関係］ 第５条　有功者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 (1)　［略］ (2)　禁こ又は懲役の刑に処せられたとき。 (3)　［略］
［第２条関係］ ［枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例関係］ 第46条　第11条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。 第47条　第16条の規定による命令に違反した者は、３月以下の拘禁刑又は200,000円以下の罰金に処する。	［第２条関係］ ［枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例関係］ 第46条　第11条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。 第47条　第16条の規定による命令に違反した者は、３月以下の禁錮又は200,000円以下の罰金に処する。
［第３条関係］ ［行進及び集団示威運動に関する条例関係］ 第５条　第１条の規定に違反して行われた行進又は集団示威運動を計画し、若しくはこれに参加した者又は第３条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者及び前条第３項に基づき公安委員会が附した条件に従わないものは１年以下の拘禁刑又は５万円以下の罰金に処す。	［第３条関係］ ［行進及び集団示威運動に関する条例関係］ 第５条　第１条の規定に違反して行われた行進又は集団示威運動を計画し、若しくはこれに参加した者又は第３条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者及び前条第３項に基づき公安委員会が附した条件に従わないものは１年以下の懲役又は５万円以下の罰金に処す。

新（改正後）	旧（現　行）
2　［略］ ［枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例関係］ （罰則） 第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の拘禁刑又は200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　［略］ ［枚方市屋外広告物条例関係］ 第58条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　［略］ ［枚方市公害防止条例関係］ 第42条　第４条、第６条、第11条、第17条又は第20条の規定による命令に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第43条　第28条又は第30条第３項の規定による命令に違反した者は、６月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 第44条　第８条、第９条、第18条又は第19条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。 ［枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例関係］	2　［略］ ［枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例関係］ （罰則） 第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　［略］ ［枚方市屋外広告物条例関係］ 第58条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　［略］ ［枚方市公害防止条例関係］ 第42条　第４条、第６条、第11条、第17条又は第20条の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第43条　第28条又は第30条第３項の規定による命令に違反した者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 第44条　第８条、第９条、第18条又は第19条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 ［枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例関係］

新（改正後）	旧（現　行）
附　則 5　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧個人情報保護条例第２条第１項に規定する実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る同条第８項に規定する個人情報ファイル（同項第１号に掲げる情報の集合物に係るもの（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第48条に規定する特定個人情報ファイルに該当するものを除く。）に限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　［略］ 6　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧個人情報保護条例第２条第１項に規定する実施機関が保有していた旧個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているもの（番号法第２条第５項に規定する個人番号を除く。）に限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 ［第４条関係］ ［枚方市職員の退職手当に関する条例関係］ （退職手当の支払の差止め）	附　則 5　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧個人情報保護条例第２条第１項に規定する実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る同条第８項に規定する個人情報ファイル（同項第１号に掲げる情報の集合物に係るもの（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第48条に規定する特定個人情報ファイルに該当するものを除く。）に限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　［略］ 6　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧個人情報保護条例第２条第１項に規定する実施機関が保有していた旧個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているもの（番号法第２条第５項に規定する個人番号を除く。）に限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 ［第４条関係］ ［枚方市職員の退職手当に関する条例関係］ （退職手当の支払の差止め）

新（改正後）	旧（現　行）
第13条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 ⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 ⑵　［略］ ２～４　［略］ ５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から６月を経過した場合	第13条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 ⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 ⑵　［略］ ２～４　［略］ ５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から６月を経過した場合

新（改正後）	旧（現　行）
⑶　［略］ ６～10　［略］ （退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第14条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行い、又は当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行わないことができる。 ⑴　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　［略］ ２～６　［略］ （退職をした者の退職手当の返納） 第15条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手	⑶　［略］ ６～10　［略］ （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第14条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行い、又は当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行わないことができる。 ⑴　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　［略］ ２～６　［略］ （退職をした者の退職手当の返納） 第15条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手

新（改正後）	旧（現　行）
当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）において同じ。）の全部の返納を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の一部の返納を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額の全部の返納を命ずる処分を行わないことができる。 ⑴　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　［略］ ２～６　［略］ （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条　［略］ ２・３　［略］ ４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機	当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）において同じ。）の全部の返納を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の一部の返納を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額の全部の返納を命ずる処分を行わないことができる。 ⑴　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　［略］ ２～６　［略］ （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条　［略］ ２・３　［略］ ４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関

新（改正後）	旧（現　行）
関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第１項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。 ５～８　［略］ ［枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例関係］ （欠格条項） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 ⑴　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ⑵・⑶　［略］	は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、当該退職手当管理機関は、第12条第１項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうちこの項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額に相当する額の一部の納付を命ずる処分を行い、又は当該一般の退職手当等の額に相当する額の全部の納付を命ずる処分を行わないことができる。 ５～８　［略］ ［枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例関係］ （欠格条項） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 ⑴　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ⑵・⑶　［略］

新（改正後）	旧（現　行）
［第５条関係］ ［枚方市職員給与条例関係］ （期末手当の支給制限） 第34条の３　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの ⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第34条の４　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 ⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第５項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	［第５条関係］ ［枚方市職員給与条例関係］ （期末手当の支給制限） 第34条の３　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの ⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第34条の４　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 ⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第５項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

新（改正後）	旧（現　行）
⑵　［略］ ２～４　［略］ ５　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 ⑵・⑶　［略］ ６～10　［略］ ［枚方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例関係］ （退職報償金支給の制限） 第６条　退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 ⑴　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ⑵～⑸　［略］ ［市長等の給与に関する条例関係］ （給料及び地域手当の支給の一時差止め） 第７条　第２条から第４条までの規定にかかわらず、市長等が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められてい	⑵　［略］ ２～４　［略］ ５　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 ⑵・⑶　［略］ ６～10　［略］ ［枚方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例関係］ （退職報償金支給の制限） 第６条　退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 ⑴　禁錮以上の刑に処せられた者 ⑵～⑸　［略］ ［市長等の給与に関する条例関係］ （給料及び地域手当の支給の一時差止め） 第７条　第２条から第４条までの規定にかかわらず、市長等が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている

新（改正後）	旧（現　行）
るものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び第９条第１項において同じ。）をされ、その後に保釈されたときは、当該保釈された日から職務に復する日の前日（職務に復さず、退職した場合にあっては、当該退職の日）までの期間に係るその者の給料及び地域手当の支給を一時差し止めるものとする。この場合において、当該市長等が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、当該一時差し止めたその者の給料及び地域手当は、支給しない。	ものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び第９条第１項において同じ。）をされ、その後に保釈されたときは、当該保釈された日から職務に復する日の前日（職務に復さず、退職した場合にあっては、当該退職の日）までの期間に係るその者の給料及び地域手当の支給を一時差し止めるものとする。この場合において、当該市長等が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該一時差し止めたその者の給料及び地域手当は、支給しない。
２　前項の規定による給料及び地域手当の支給を一時差し止める処分（以下この項及び次項において「給料等の一時差止処分」という。）については、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにこれを取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、給料等の一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが給料等の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	２　前項の規定による給料及び地域手当の支給を一時差し止める処分（以下この項及び次項において「給料等の一時差止処分」という。）については、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにこれを取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、給料等の一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが給料等の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
⑴　給料等の一時差止処分を受けた者が当該給料等の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合	⑴　給料等の一時差止処分を受けた者が当該給料等の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
⑵・⑶　［略］	⑵・⑶　［略］
３　［略］	３　［略］
（期末手当の支給制限）	（期末手当の支給制限）
第８条　次の各号のいずれかに該当する者には、第３条及び第５条の規定	第８条　次の各号のいずれかに該当する者には、第３条及び第５条の規定

新（改正後）	旧（現　行）
にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第２号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ⑴　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた市長等（市長等であった者を含む。） ⑵　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第２号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ⑴　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた市長等（市長等であった者を含む。） ⑵　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
［市長等の退職手当に関する条例関係］ （退職手当の支給制限等） 第４条　市長等が刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことにより退職したときは、その者に対する退職手当は、支給しない。 ２　市長等が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、その者に対する退職手当は、支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 ３　［略］ （退職手当の返納） 第６条　市長等に対する退職手当を支給した後において、その者が在職期	［市長等の退職手当に関する条例関係］ （退職手当の支給制限等） 第４条　市長等が刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことにより退職したときは、その者に対する退職手当は、支給しない。 ２　市長等が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、その者に対する退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 ３　［略］ （退職手当の返納） 第６条　市長等に対する退職手当を支給した後において、その者が在職期

新（改正後）	旧（現　行）
間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者に対する退職手当の全額を返納させることができる。 ［企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例関係］ （退職手当） 第18条　［略］ ２　［略］ ３　次の各号のいずれかに該当する者に係る退職手当については、管理者は、枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の規定の例による手続を経て、当該退職手当が支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。 ⑴　在職期間中の行為に係る刑事事件に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられた者 ⑵　［略］ ４・５　［略］	間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者に対する退職手当の全額を返納させることができる。 ［企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例関係］ （退職手当） 第18条　［略］ ２　［略］ ３　次の各号のいずれかに該当する者に係る退職手当については、管理者は、枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の規定の例による手続を経て、当該退職手当が支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。 ⑴　在職期間中の行為に係る刑事事件に関し当該退職後に禁錮（こ）以上の刑に処せられた者 ⑵　［略］ ４・５　［略］

議案第　106　号

枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

次のとおり枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）　2　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため。

枚方市条例第　　号

枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条－第20条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第21条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第22条－第25条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）
第３章　雑則（第28条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（基本理念）

第３条　この条例で定める基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を得た職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（基準の向上）

第４条　市長は、枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第１条に規定する枚方市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

２　市長は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

（乳児等通園支援事業における設備及び運営の向上等）

第５条　この条例で定める基準は最低のものであるから、乳児等通園支援事業者は、当該基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、

当該基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第６条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第７条　乳児等通園支援事業者は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

２　前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも１月に１回行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第９条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認し

なければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより１つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的条件）

第10条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第11条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条　乳児等通園支援事業所と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第１項に規定する社会福祉施設をいう。）等とを併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる。

（差別的取扱いの禁止）

第13条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第14条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、当該乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品、衛生材料、医療機器等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第16条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（当該乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（規程）

第17条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　提供する乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5)　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（台帳等の整備）

第18条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする台帳等を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第19条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応等）

第20条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（区分）

第21条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しない

ものをいう。

3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　乳児又は満２歳未満の幼児に利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2)　乳児室の面積は、乳児又は満２歳未満の幼児１人につき1.65平方メートル以上であること。

(3)　ほふく室の面積は、乳児又は満２歳未満の幼児１人につき3.3平方メートル以上であること。

(4)　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5)　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6)　保育室又は遊戯室の面積は、満２歳以上の幼児１人につき1.98平方メートル以上であること。

(7)　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、イ、ロ及びへに掲げる要件に、保育室等を３階以上の階に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

ロ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備

		4　屋外階段
3階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
4階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの 3　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ハ　ロの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）を設けるときは、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(イ)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ロ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）でしていること。

ヘ　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処

理（消防法（昭和23年法律第186号）第８条の３第１項の防炎性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

（職員）

第23条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の５第３項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、１の一般型乳児等通園支援事業所につき２人を下回ることはできない。

３　乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

(1)　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2)　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、当該保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　保育所　枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条

例第57号）で定める基準のうち保育所に係るもの

⑵　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年枚方市条例第46号）で定める基準

⑶　幼保連携型認定こども園　枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第33号）で定める基準

⑷　家庭的保育事業等を行う事業所　枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）で定める基準のうち居宅訪問型保育事業に係るもの以外のもの

（準用）

第27条　第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第28条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第　107　号

枚方市公設市場条例の廃止について

次のとおり枚方市公設市場条例を廃止するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　枚方市公設市場サンパークを廃止するため。

枚方市条例第　　号

枚方市公設市場条例を廃止する条例

枚方市公設市場条例（昭和26年枚方市条例第26号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

議案第　108　号

枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例及び枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例の廃止等について

次のとおり枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例及び枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例を廃止する等につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）　2　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　枚方市くらしの資金の貸付制度を廃止するため。

枚方市条例第　　号

枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例及び枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例を廃止する等の条例

（枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例及び枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例の廃止）

第１条　次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例（昭和53年枚方市条例第26号）

⑵　枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例（平成４年枚方市条例第35号）

（枚方市基金条例の一部改正）

第２条　枚方市基金条例（昭和59年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表２の表枚方市くらしの資金貸付基金の項を削る。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に第１条第１号の規定による廃止前の枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例及び同条第２号の規定による廃止前の枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例の規定により申請された枚方市くらしの資金の貸付けについては、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に第１条第１号の規定による廃止前の枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例及び同条第２号の規定による廃止前の枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例の規定により貸し付けている枚方市くらしの資金及び前項の規定によりこの条例の施行の日以後に貸し付けた枚方市くらしの資金の返済については、なお従前の例による。

議案第　108　号参考資料

枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例及び枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例の廃止等について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）

［枚方市基金条例関係］

別表（第１条関係）

２　特定の目的のために定額の資金を運用する基金

名　　称	設　置　の　目　的	基金の額
枚方市水洗便所等改造資金融資基金	［略］	［略］
枚方市土地開発基金	［略］	［略］

旧（現　行）

［枚方市基金条例関係］

別表（第１条関係）

２　特定の目的のために定額の資金を運用する基金

名　　称	設　置　の　目　的	基金の額
枚方市くらしの資金貸付基金	低所得の一時的生活困窮世帯等に対するくらしの資金の貸付資金に充てるため。	41,354,688円
枚方市水洗便所等改造資金融資基金	［略］	［略］
枚方市土地開発基金	［略］	［略］

議案第　109　号

枚方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　退職報償金の支給額を改定するため。

枚方市条例第　　号

枚方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

枚方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年枚方市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

階　級	勤務年数						
	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団　長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班　長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団　員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第　109　号参考資料

枚方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）

別表（第２条関係）

階　級	勤務年数						
	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団　長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団　員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

旧（現　行）

別表（第２条関係）

階　級	勤務年数					
	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団　長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団　員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

議案第　110　号

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

次のとおり枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　補償基礎額を見直すため。

枚方市条例第　　号

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

枚方市消防団員等公務災害補償条例（昭和40年枚方市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「12,500」を「12,900」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に、「10,800」を「11,300」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第　110　号参考資料

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
（補償基礎額） 第５条　［略］ ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 ⑴　［略］ ⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,700円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については１人につき100円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき383円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 ⑴～⑹　［略］	（補償基礎額） 第５条　［略］ ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 ⑴　［略］ ⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,100円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号又は第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 ⑴～⑹　［略］

新（改正後）

4　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表　補償基礎額表（第５条関係）

階　　級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考　［略］

旧（現　行）

4　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表　補償基礎額表（第５条関係）

階　　級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考　［略］

議案第　111　号

枚方市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市国民健康保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　低所得者の保険料の減額の基準となる所得の額の引上げを行うため。

枚方市条例第　　号

枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第24条第１項第２号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第３号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第24条第１項第２号及び第３号の規定は、令和７年度分以後の保険料について適用し、令和６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第　111　号参考資料

枚方市国民健康保険条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
（低所得者の保険料の減額） 第24条　次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。 ⑴　［略］ ⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に305,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のもの　イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ　［略］ ⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項	（低所得者の保険料の減額） 第24条　次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。 ⑴　［略］ ⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に295,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のもの　イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ　［略］ ⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項

新（改正後）	旧（現　行）
第１号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に560,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前２号に該当するもの以外のもの　イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ　［略］ ２～４　［略］	第１号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に545,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前２号に該当するもの以外のもの　イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ　［略］ ２～４　［略］

議案第　112　号

枚方市税条例の一部改正について

次のとおり枚方市税条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和７年（2025年）２月18日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　固定資産税及び軽自動車税の種別割の減免申請の特例を定めるため。

枚方市条例第　　号

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第81条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　第１項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた事由に変更がないと市長が認める間は、前項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても、同項の規定による申請があったものとみなして、固定資産税を減免する。

第96条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　第１項第２号に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた事由に変更がないと市長が認める間は、前項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、種別割を減免する。

第97条第３項中「理由」を「事由」に改め、「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第４項中「前条第３項」を「前条第４項」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第81条第３項及び第96条第３項の規定は、令和７年度以後の年度分の固定資産税及び軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度までの年度分の固定資産税及び軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

３　改正後の第81条第３項及び第96条第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の固定資産税及び軽自動車税の種別割について減免の申請をし、減免を受けた者について適用する。

議案第　112　号参考資料

枚方市税条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
（固定資産税の減免） 第81条　［略］ ２　［略］ ３　第１項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた事由に変更がないと市長が認める間は、前項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても、同項の規定による申請があったものとみなして、固定資産税を減免する。 ４　［略］	（固定資産税の減免） 第81条　［略］ ２　［略］ ３　［略］
（種別割の減免） 第96条　［略］ ２　［略］ ３　第１項第２号に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた事由に変更がないと市長が認める間は、前項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、種別割を減免する。 ４　［略］	（種別割の減免） 第96条　［略］ ２　［略］ ３　［略］
（身体障害者等に対する種別割の減免） 第97条　［略］ ２　［略］	（身体障害者等に対する種別割の減免） 第97条　［略］ ２　［略］

新（改正後）	旧（現　行）
3　第１項第１号に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた事由に変更がないと市長が認める間は、前項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、種別割を減免する。 4　前条第４項の規定は、第１項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。	3　第１項第１号に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた理由に変更がないと市長が認める間は、前項の申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、種別割を減免する。 4　前条第３項の規定は、第１項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

議案第　113　号

枚方市職員給与条例等の一部改正について

次のとおり枚方市職員給与条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由

1　教育職に係る給料月額を改定するため。

2　技能労務職給料表１級の号給数を見直すため。

3　扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当を見直すため。

4　再任用職員に住居手当を支給するため。

枚方市条例第　　号

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

（枚方市職員給与条例の一部改正）

第１条　枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「次条第１号及び第３号から第６号まで」を「次条第２号から第５号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第15条において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行８級以上職員等」という。）」を削る。

第14条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第15条第１項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前条第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行７級職員等」という。）」及び「、前条第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円」を削り、同条第２項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第16条及び第17条を次のように改める。

第16条及び第17条　削除

第18条の２を次のように改める。

第18条の２　第13条から第15条までに定めるもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条第２項中「相当する額」の次に「（第４項において「運賃等相当額」という。）」を加え、同条第４項中「前３項」を「前各項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他規則で定める職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。

第34条第２項中「週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間」を「午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第35条中「、扶養手当及び住居手当」を「及び扶養手当」に改める。

別表第３を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	185,700 円	227,700 円	247,600 円	287,700 円	313,000 円
	2	187,400	228,500	248,700	288,200	314,200
	3	189,100	229,300	249,700	288,700	315,400
	4	190,800	230,100	250,700	289,100	316,500
	5	192,500	230,800	251,700	289,500	317,600
	6	194,200	231,600	252,900	289,900	318,700
	7	195,800	232,400	254,000	290,300	319,800
	8	197,400	233,200	255,000	290,700	320,900
	9	199,000	234,000	256,100	291,100	321,900
	10	200,500	234,700	257,100	291,500	323,000
	11	202,000	235,400	258,000	291,900	324,100
	12	203,500	236,100	258,500	292,300	325,200
	13	205,000	236,800	259,100	292,700	326,200
	14	206,500	237,400	259,500	293,100	327,300
	15	208,000	238,000	259,900	293,500	328,400
	16	209,500	238,600	260,400	293,900	329,400
	17	211,000	239,200	260,900	294,300	330,400
	18	212,400	239,800	261,400	294,800	331,400
	19	213,800	240,400	261,900	295,300	332,400
	20	215,200	240,900	262,500	295,800	333,400
	21	216,600	241,400	263,300	296,300	334,400
	22	217,700	241,900	263,900	296,800	335,300
	23	218,800	242,400	264,500	297,300	336,400
	24	219,900	242,900	265,300	297,800	337,400
	25	220,900	243,400	266,100	298,300	338,400
	26	221,800	243,900	266,800	299,000	339,400
	27	222,700	244,300	267,400	299,600	340,400
	28	223,600	244,800	268,200	300,300	341,300
	29	224,500	245,400	269,000	300,900	342,200
	30	225,300	245,900	269,700	301,500	343,100
	31	226,100	246,400	270,400	302,100	344,000
	32	226,900	246,800	271,100	302,600	344,900
	33	227,700	247,200	271,800	303,100	345,800
	34	228,400	247,700	272,500	303,700	346,800
	35	229,100	248,200	273,200	304,300	347,800
	36	229,800	248,600	273,900	304,900	348,700
	37	230,500	249,000	274,600	305,500	349,600
	38	231,100	249,500	275,300	306,200	350,500
	39	231,700	250,000	275,900	306,900	351,400
	40	232,300	250,400	276,500	307,600	352,200
	41	233,000	250,800	277,000	308,200	353,000
	42	233,500	251,300	277,500	308,900	353,800
	43	234,000	251,800	278,000	309,600	354,600
	44	234,500	252,200	278,500	310,200	355,300
	45	235,000	252,600	279,000	310,800	356,000
	46	235,400	253,000	279,500	311,500	356,800
	47	235,800	253,400	280,000	312,200	357,600
	48	236,200	253,800	280,400	312,800	358,200
	49	236,600	254,200	280,800	313,300	358,900
	50	236,900	254,600	281,300	313,800	359,500
	51	237,200	255,000	281,700	314,400	360,200
	52	237,500	255,400	282,200	315,000	360,900
	53	237,800	255,800	282,600	315,600	361,500
	54	238,100	256,200	283,100	316,300	362,000
	55	238,400	256,600	283,600	317,000	362,500
	56	238,700	257,000	284,100	317,700	363,000
	57	238,900	257,300	284,600	318,400	363,400
	58	239,200	257,700	285,200	319,100	364,800
	59	239,500	258,100	285,800	319,800	365,700
	60	239,700	258,400	286,400	320,500	366,700
	61	239,900	258,700	287,000	321,200	367,600
	62	240,200	259,100	287,600	321,900	368,300

	63	240,500	259,500	288,200	322,600	369,000
	64	240,700	259,800	288,800	323,300	369,600
	65	240,900	260,100	289,300	324,000	370,000
	66	241,200	260,400	289,800	324,700	370,600
	67	241,500	260,700	290,300	325,400	371,300
	68	241,700	260,900	290,800	326,100	372,000
	69	241,900	261,100	291,300	326,800	372,300
	70	242,200	261,400	291,800	327,500	373,000
	71	242,500	261,700	292,200	328,200	373,700
	72	242,700	261,900	292,600	328,900	374,300
	73	242,900	262,100	293,000	329,600	374,600
	74	243,200	262,400	293,400	330,300	
	75	243,500	262,700	293,800	331,000	
	76	243,700	262,900	294,200	331,700	
	77	243,900	263,100	294,600	332,400	
	78	244,200	263,400	295,000	333,100	
	79	244,500	263,700	295,400	333,800	
	80	244,700	263,900	295,900	334,500	
	81	244,900	264,100	296,200	335,200	
	82	245,200	264,400	296,700	335,900	
	83	245,400	264,700	297,200	336,600	
	84	245,700	264,900	297,700	337,300	
	85	245,900	265,100	298,000	338,000	
	86	246,100	265,300	298,500	338,700	
	87	246,400	265,600	299,000	339,400	
	88	246,700	265,900	299,300	340,100	
	89	246,900	266,100	299,700	340,800	
	90	247,200	266,300	300,200		
	91	247,500	266,600	300,700		
	92	247,700	266,800	301,200		
	93	247,900	267,100	301,500		
	94	248,200	267,400	301,900		
	95	248,500	267,700	302,400		
	96	248,700	267,900	302,900		
	97	248,900	268,100	303,300		
	98	249,200	268,400	303,700		
	99	249,500	268,600	304,000		
	100	249,700	268,900	304,300		
	101	249,900	269,100	304,600		
	102	250,200	269,300	305,000		
	103	250,500	269,600	305,300		
	104	250,700	269,900	305,700		
	105	250,900	270,100	306,000		
	106		270,300	306,400		
	107		270,600	306,800		
	108		270,800	307,100		
	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400			
	119		273,700			
	120		273,900			
	121		274,100			
定年前再任用短時間勤務職員		158,320	167,200	182,000	204,720	223,840

備考　この表は、作業員、調理員その他これに類する職員（市長が定める職員を除く。）に適用する。

別表第５を次のように改める。

別表第5（第5条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	202,400 円	219,300 円	311,200 円
	2	203,900	221,400	313,800
	3	205,400	223,500	316,500
	4	206,900	225,500	319,300
	5	208,800	227,500	321,500
	6	210,700	230,000	323,700
	7	212,600	232,400	326,100
	8	214,500	234,800	328,600
	9	216,400	237,300	330,900
	10	218,500	240,100	333,200
	11	220,500	242,800	335,900
	12	222,400	245,500	338,300
	13	224,200	248,300	340,600
	14	226,700	250,000	342,400
	15	229,100	251,600	344,400
	16	231,600	253,200	346,500
	17	234,100	254,800	348,500
	18	236,700	255,200	350,600
	19	239,100	255,700	352,700
	20	241,500	256,200	354,700
	21	243,900	256,700	356,700
	22	245,500	257,700	358,800
	23	247,100	258,700	360,800
	24	248,700	259,700	362,800
	25	250,100	260,700	364,900
	26	250,400	262,100	366,500
	27	250,800	263,400	368,200
	28	251,200	264,700	369,800
	29	251,600	265,500	371,500
	30	252,400	268,100	373,100
	31	253,200	270,800	374,600
	32	254,000	273,500	376,100
	33	254,800	276,200	377,900
	34	255,900	278,500	379,700
	35	256,900	280,600	381,200
	36	257,900	282,700	382,700
	37	258,400	284,300	384,300
	38	259,900	286,000	385,800
	39	261,400	288,200	387,400
	40	262,900	290,400	389,000
	41	264,400	292,600	390,400
	42	265,300	294,500	391,900
	43	266,200	296,400	393,700
	44	267,000	298,300	395,400
	45	267,600	300,200	397,000
	46	268,600	301,400	398,800
	47	269,600	302,600	400,600
	48	270,500	303,800	402,500
	49	271,400	305,000	404,200
	50	272,200	307,000	405,900
	51	273,000	309,000	407,600
	52	273,800	311,000	409,200
	53	274,500	312,700	410,600
	54	275,300	314,800	411,900
	55	276,000	316,900	413,100
	56	276,700	319,000	414,300
	57	277,400	320,700	415,900
	58	278,100	322,700	417,100
	59	278,700	324,700	418,400
	60	279,300	326,700	419,700
	61	280,000	328,600	420,700

62	280,900	330,600	422,100
63	281,800	332,600	423,400
64	282,700	334,600	424,800
65	283,400	336,500	425,800
66	284,300	338,300	426,900
67	285,200	340,100	428,100
68	286,100	341,900	429,300
69	287,000	343,800	430,100
70	287,900	345,800	431,300
71	288,800	347,700	432,500
72	289,700	349,600	433,700
73	290,400	351,600	434,600
74	291,200	353,600	435,200
75	292,000	355,600	435,800
76	292,800	357,700	436,400
77	293,600	359,300	437,100
78	294,400	360,800	437,700
79	295,200	362,300	438,300
80	296,000	363,900	438,900
81	296,800	365,500	439,300
82	297,700	366,900	439,800
83	298,500	368,300	440,300
84	299,300	369,700	440,800
85	300,100	371,100	441,100
86	300,800	372,500	441,400
87	301,500	373,900	441,700
88	302,100	375,200	442,000
89	302,700	376,600	442,400
90	303,300	377,900	442,700
91	303,900	379,100	443,000
92	304,400	380,400	443,300
93	304,800	381,700	443,500
94	305,300	382,800	443,800
95	305,800	383,900	444,100
96	306,300	385,000	444,400
97	306,900	385,900	444,700
98	307,500	386,600	445,000
99	308,100	387,500	445,300
100	308,700	388,400	445,600
101	309,300	389,400	445,900
102	309,500	390,200	446,100
103	309,700	391,000	446,300
104	309,900	391,800	446,500
105	310,200	392,700	446,700
106	310,400	393,700	446,900
107	310,600	394,600	447,100
108	310,800	395,600	447,300
109	311,000	396,400	447,500
110	311,200	397,400	447,700
111	311,400	398,400	447,900
112	311,600	399,400	448,100
113	311,800	400,000	448,300
114	312,100	400,900	
115	312,400	401,800	
116	312,700	402,700	
117	312,900	403,600	
118	313,200	404,400	
119	313,500	405,200	
120	313,700	406,000	
121	313,900	406,800	
122	314,100	407,600	
123	314,300	408,300	
124	314,500	409,100	
125	314,700	409,400	
126	314,900	409,800	
127	315,100	410,400	

	128	315,300	410,700	
	129	315,500	411,200	
	130	315,700	411,600	
	131	315,900	412,200	
	132	316,100	412,600	
	133	316,300	412,900	
	134	316,500	413,300	
	135	316,700	413,700	
	136	316,900	414,100	
	137	317,100	414,500	
	138	317,300	414,900	
	139	317,500	415,300	
	140	317,700	415,700	
	141	317,900	416,100	
	142	318,100	416,400	
	143	318,300	416,700	
	144	318,500	417,000	
	145	318,700	417,200	
	146	318,900	417,500	
	147	319,100	417,800	
	148	319,300	418,100	
	149	319,500	418,400	
	150	319,700	418,600	
	151	319,900	418,800	
	152	320,100	419,000	
	153	320,300	419,200	
	154	320,500	419,400	
	155	320,700	419,600	
	156	320,900	419,800	
	157	321,100	420,000	
	158		420,200	
	159		420,400	
	160		420,600	
	161		420,800	
定年前再任用短時間勤務職員		184,800	224,480	268,320

備考

1 この表は、教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定による当該職員の勤務時間の数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その数に10円未満の端数を生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを10円に切り上げる。))をそれぞれ加算した額とする。

（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第３及び別表第４を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 / 号給	1級
	給料月額
1	185,700 円
2	187,400
3	189,100
4	190,800
5	192,500
6	194,200
7	195,800
8	197,400
9	199,000
10	200,500
11	202,000
12	203,500
13	205,000
14	206,500
15	208,000
16	209,500
17	211,000
18	212,400
19	213,800
20	215,200
21	216,600
22	217,700
23	218,800
24	219,900
25	220,900
26	221,800
27	222,700
28	223,600
29	224,500
30	225,300
31	226,100
32	226,900
33	227,700
34	228,400
35	229,100
36	229,800
37	230,500
38	231,100
39	231,700
40	232,300
41	233,000
42	233,500
43	234,000
44	234,500
45	235,000
46	235,400
47	235,800
48	236,200
49	236,600
50	236,900
51	237,200
52	237,500
53	237,800
54	238,100
55	238,400
56	238,700
57	238,900
58	239,200
59	239,500
60	239,700
61	239,900

62	240,200
63	240,500
64	240,700
65	240,900
66	241,200
67	241,500
68	241,700
69	241,900
70	242,200
71	242,500
72	242,700
73	242,900
74	243,200
75	243,500
76	243,700
77	243,900
78	244,200
79	244,500
80	244,700
81	244,900
82	245,200
83	245,400
84	245,700
85	245,900
86	246,100
87	246,400
88	246,700
89	246,900
90	247,200
91	247,500
92	247,700
93	247,900
94	248,200
95	248,500
96	248,700
97	248,900
98	249,200
99	249,500
100	249,700
101	249,900
102	250,200
103	250,500
104	250,700
105	250,900

備考　この表は、作業員、調理員その他これに類する会計年度任用職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

教育職給料表

職務の級 / 号給	1級
	給料月額
1	202,400 円
2	203,900
3	205,400
4	206,900
5	208,800
6	210,700
7	212,600
8	214,500
9	216,400
10	218,500
11	220,500
12	222,400
13	224,200
14	226,700
15	229,100
16	231,600
17	234,100
18	236,700
19	239,100
20	241,500
21	243,900
22	245,500
23	247,100
24	248,700
25	250,100
26	250,400
27	250,800
28	251,200
29	251,600
30	252,400
31	253,200
32	254,000
33	254,800
34	255,900
35	256,900
36	257,900
37	258,400
38	259,900
39	261,400
40	262,900
41	264,400
42	265,300
43	266,200
44	267,000
45	267,600
46	268,600
47	269,600
48	270,500
49	271,400
50	272,200
51	273,000
52	273,800
53	274,500
54	275,300
55	276,000
56	276,700
57	277,400
58	278,100
59	278,700
60	279,300
61	280,000

62	280,900
63	281,800
64	282,700
65	283,400
66	284,300
67	285,200
68	286,100
69	287,000
70	287,900
71	288,800
72	289,700
73	290,400
74	291,200
75	292,000
76	292,800
77	293,600
78	294,400
79	295,200
80	296,000
81	296,800
82	297,700
83	298,500
84	299,300
85	300,100
86	300,800
87	301,500
88	302,100
89	302,700
90	303,300
91	303,900
92	304,400
93	304,800
94	305,300
95	305,800
96	306,300
97	306,900
98	307,500
99	308,100
100	308,700
101	309,300
102	309,500
103	309,700
104	309,900
105	310,200
106	310,400
107	310,600
108	310,800
109	311,000
110	311,200
111	311,400
112	311,600
113	311,800
114	312,100
115	312,400
116	312,700
117	312,900
118	313,200
119	313,500
120	313,700
121	313,900
122	314,100
123	314,300
124	314,500
125	314,700
126	314,900
127	315,100

128	315,300
129	315,500
130	315,700
131	315,900
132	316,100
133	316,300
134	316,500
135	316,700
136	316,900
137	317,100
138	317,300
139	317,500
140	317,700
141	317,900
142	318,100
143	318,300
144	318,500
145	318,700
146	318,900
147	319,100
148	319,300
149	319,500
150	319,700
151	319,900
152	320,100
153	320,300
154	320,500
155	320,700
156	320,900
157	321,100

備考　この表は、教育職員に適用する。

（単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第３条　単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例（昭和32年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「地域手当」を「住居手当（定年前再任用短時間勤務職員に限る。）、地域手当」に改める。

（企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第４条　企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（平成16年枚方市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項ただし書中「次項第１号及び第３号から第６号まで」を「次項第２号から第５号まで」に改め、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第14条の２第２項中「週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間」を「午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第20条第２項第１号中「（配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第25条中「、第８条」を削る。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１条中枚方市職員給与条例別表第５の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）別表第５の規定は、令和６年４月１日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。

（枚方市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

３　令和８年３月31日までの間における新給与条例の規定の適用については、新給与条例第13条ただし書中「定める職員には」とあるのは「定める職員には支給せず、次条第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、同表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるものの職務に相当するものとして規則で定める職員には」と、新給与条例第14条中「(5)　重度心身障害者」とあるのは「(5)　重度心身障害者
(6)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、新給与条例第15条第１項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同条第６号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4　令和８年３月31日までの間における第４条の規定による改正後の企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の規定の適用については、同条例第６条第１項ただし書中「定める職員に対しては」とあるのは「定める職員に対しては支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、同表の適用を受ける者でその職務の級が７級以上であるものの職務に相当する職員として管理者が定める職員には」と、同条第２項中「⑸　重度心身障害者」とあるのは「⑸　重度心身障害者
⑹　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

5　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年枚方市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第20条中「、扶養手当及び住居手当」を「及び扶養手当」に改める。

議案第　113　号参考資料

枚方市職員給与条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
［枚方市職員給与条例関係］ （扶養手当の支給） 第13条　扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次条第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（第15条において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるものの職務に相当するものとして規則で定める職員には、支給しない。 （扶養親族の範囲） 第14条　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。 (1)　［略］ (2)　［略］ (3)　［略］ (4)　［略］ (5)　［略］ （扶養手当の月額）	［枚方市職員給与条例関係］ （扶養手当の支給） 第13条　扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次条第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるものの職務に相当するものとして規則で定める職員（以下「行８級以上職員等」という。）には、支給しない。 （扶養親族の範囲） 第14条　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。 (1)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2)　［略］ (3)　［略］ (4)　［略］ (5)　［略］ (6)　［略］ （扶養手当の月額）

新（改正後）	旧（現　行）
第15条　扶養手当の月額は、前条第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき13,000円、扶養親族たる父母等については１人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるものの職務に相当するものとして規則で定める職員にあつては、3,500円）とする。 ２　扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第16条及び第17条　削除	第15条　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるものの職務に相当するものとして規則で定める職員（以下「行７級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前条第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円とする。 ２　扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 （扶養親族の届出） 第16条　新たに職員となつた者に扶養親族（行８級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行８級以上職員等から行８級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1)　新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（行８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。） (2)　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又

新（改正後）	旧（現　行）
	は第14条第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。） （扶養手当の支給方法） 第17条　扶養手当の支給方法については、次の各号に定めるところによる。 ⑴　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行８級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行８級以上職員等から行８級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行８級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行８級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行８級以上職員等以外の職員から行８級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行８級以上職員等となつた日、扶養手当を受け

新（改正後）	旧（現　行）
	ている職員の扶養親族（行８級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 ⑵　扶養手当は、次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前号ただし書の規定は、イ又はハに掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 イ　扶養手当を受けている職員に更に前条第１号に掲げる事実が生じた場合 ロ　扶養手当を受けている職員の扶養親族（行８級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合 ハ　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある行８級以上職員等が行８級以上職員等以外の職員となつた場合 ニ　扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある行７級職員等が行７級職員等及び行８級以上職員等以外の職

新（改正後）	旧（現　行）
	員となつた場合 ホ　扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で行８級以上職員等以外のものが行８級以上職員等となつた場合 ヘ　扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で行７級職員等及び行８級以上職員等以外のものが行７級職員等となつた場合 ト　職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
第18条の２　第13条から第15条までに定めるもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	第18条の２　扶養手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。
第20条　［略］ ２　前項第１号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、市長の定めるところにより算出したその者の支給対象期間（月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間をいう。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第４項において「運賃等相当額」という。）とする。 ３　［略］ ４　新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当する	第20条　［略］ ２　前項第１号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、市長の定めるところにより算出したその者の支給対象期間（月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間をいう。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。 ３　［略］

新（改正後）	旧（現　行）
ものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他規則で定める職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。	
５　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は市長が定める。	４　前３項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は市長が定める。
第34条　［略］	第34条　［略］
２　前項本文に規定する場合のほか、管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要により規則で定める業務について午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）に勤務をした場合は、当該管理職手当支給対象職員には、当該勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を管理職員特別勤務手当として支給する。ただし、当該勤務が同項本文の勤務に引き続く場合は、この限りでない。	２　前項本文に規定する場合のほか、管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要により規則で定める業務について週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間に勤務をした場合は、当該管理職手当支給対象職員には、当該勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を管理職員特別勤務手当として支給する。ただし、当該勤務が同項本文の勤務に引き続く場合は、この限りでない。
３・４　［略］	３・４　［略］
第35条　第６条の規定並びに初任給調整手当及び扶養手当に関する規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第35条　第６条の規定並びに初任給調整手当、扶養手当及び住居手当に関する規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

新（改正後）	旧（現　行）
［単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例関係］ （給与の種類） 第２条　［略］ ２　前項の手当の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員　住居手当（定年前再任用短時間勤務職員に限る。）、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当 ３　［略］	［単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例関係］ （給与の種類） 第２条　［略］ ２　前項の手当の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員　地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当 ３　［略］
［企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例関係］ （扶養手当） 第６条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務が枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第５条第４項第１号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が８級以上であるものの職務に相当する職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。 ２　扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	［企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例関係］ （扶養手当） 第６条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務が枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第５条第４項第１号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が８級以上であるものの職務に相当する職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。 ２　扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

新（改正後）	旧（現　行）
(1)　［略］ (2)　［略］ (3)　［略］ (4)　［略］ (5)　［略］	(1)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2)　［略］ (3)　［略］ (4)　［略］ (5)　［略］ (6)　［略］
（管理職員特別勤務手当） 第14条の２　［略］ ２　前項本文に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）に勤務をした場合に、当該管理職手当支給対象職員に対して、当該勤務について支給する。ただし、当該勤務が同項本文の勤務に引き続く場合には、この限りでない。	（管理職員特別勤務手当） 第14条の２　［略］ ２　前項本文に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間に勤務をした場合に、当該管理職手当支給対象職員に対して、当該勤務について支給する。ただし、当該勤務が同項本文の勤務に引き続く場合には、この限りでない。
（給与の減額） 第20条　［略］ ２　職員が、部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は次に掲げる休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を	（給与の減額） 第20条　［略］ ２　職員が、部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は次に掲げる休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を

新（改正後）	旧（現　行）
減額して給与を支給する。 ⑴　介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で、負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） ⑵～⑷　［略］ （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第25条　第５条、第６条及び第18条の規定は、職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員には適用しない。	減額して給与を支給する。 ⑴　介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で、負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） ⑵～⑷　［略］ （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第25条　第５条、第６条、第８条及び第18条の規定は、職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員には適用しない。

議案第　114　号

枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市職員の退職手当に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　雇用保険法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市条例第　　号

枚方市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「第４条」を「次条」に改め、同条第２項中「第４条第２項」を「次条第２項」に改める。

第５条の３の表第５条の２第１項第１号の項中「第５条の２第１項第１号」を「前条第１項第１号」に改め、同表第５条の２第１項第２号の項中「第５条の２第１項第２号」を「前条第１項第２号」に改め、同表第５条の２第１項第２号ロの項中「第５条の２第１項第２号ロ」を「前条第１項第２号ロ」に改める。

第６条の３の表第６条の２の項中「第６条の２」を「前条」に改め、同表第６条の２第１号の項中「第６条の２第１号」を「前条第１号」に改め、同表第６条の２第２号の項中「第６条の２第２号」を「前条第２号」に改める。

第10条第11項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第15項中「令和７年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する

２　改正後の第10条第11項（第４号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した改正後の第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する改正後の第10条第11項第４号の就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第　114　号参考資料

枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第３条　次条又は第５条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(6)　［略］ ２　前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第２項及び第５条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第１項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3)　［略］ （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）	（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第３条　第４条又は第５条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(6)　［略］ ２　前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。第４条第２項及び第５条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第１項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3)　［略］ （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

新（改正後）

第５条の３　第５条第１項に規定する者のうち、その年齢が退職した日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者（規則で定める者に限る。）に対する同項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第５条第１項	［略］	［略］
前条第１項第１号	［略］	［略］
前条第１項第２号	［略］	［略］
前条第１項第２号ロ	［略］	［略］

第６条の３　第５条の３に規定する者に対する前２条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第６条	［略］	［略］
	［略］	［略］
	［略］	［略］
前条	［略］	［略］
	［略］	［略］

旧（現　行）

第５条の３　第５条第１項に規定する者のうち、その年齢が退職した日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者（規則で定める者に限る。）に対する同項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第５条第１項	［略］	［略］
第５条の２第１項第１号	［略］	［略］
第５条の２第１項第２号	［略］	［略］
第５条の２第１項第２号ロ	［略］	［略］

第６条の３　第５条の３に規定する者に対する前２条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第６条	［略］	［略］
	［略］	［略］
	［略］	［略］
第６条の２	［略］	［略］
	［略］	［略］

新（改正後）			旧（現　行）		
	［略］	［略］		［略］	［略］
前条第１号	［略］	［略］	第６条の２第１号	［略］	［略］
前条第２号	［略］	［略］	第６条の２第２号	［略］	［略］
	［略］	［略］		［略］	［略］
	［略］	［略］		［略］	［略］
	［略］	［略］		［略］	［略］

（失業者の退職手当）

第10条　［略］

２～10　［略］

11　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3)　［略］

(4)　安定した職業に就いた者　雇用保険法第56条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6)　［略］

12・13　［略］

14　第11項第４号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第１項、第３

（失業者の退職手当）

第10条　［略］

２～10　［略］

11　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3)　［略］

(4)　職業に就いた者　雇用保険法第56条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6)　［略］

12・13　［略］

14　第11項第４号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第１項、第３

新（改正後）	旧（現　行）
項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。	項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 (1)　雇用保険法第56条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2)　雇用保険法第56条の３第１項第１号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該就業促進手当について同条第５項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
15～17　［略］	15～17　［略］
附　則	附　則
15　令和９年３月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 表　［略］	15　令和７年３月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 表　［略］

議案第　115　号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の旅費に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　旅費の支給基準を見直すため。

枚方市条例第　　号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和63年枚方市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市長等　市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員をいう。

⑵　出張　職員が公務のため一時その勤務地（任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、居所又は出張命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

⑶　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを出張者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第４項において同じ。）を締結したものをいう。

第３条に次の１項を加える。

４　第１項及び第２項に規定する場合において、旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの規定に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第４条第１項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）」を「出張命令権者」に改める。

第６条を次のように改める。

（旅費の種目）

第６条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び渡航雑費とする。

第７条中「旅費は」の次に「、出張に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び次条から第16条までに定める内容に基づき、」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改める。

第８条から第16条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第８条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用

は、第１号に掲げる費用に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　急行料金

⑶　寝台料金

⑷　座席指定料金

⑸　特別車両料金

⑹　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第９条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる費用に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　寝台料金

⑶　座席指定料金

⑷　特別船室料金

⑸　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる費用に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　座席指定料金

⑶　前２号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

⑴　外国出張の場合であつて、市長等が移動するとき　最上級の直近下位の級の運賃の額

⑵　外国出張の場合であつて、前号の職員以外の職員が長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき　最下級の直近上位の級の運賃の額

3　航空賃は、出張命令権者が特に公務上の必要により航空機の利用を認める場合に限り、支給する。

（その他の交通費）

第11条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

⑵　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

⑶　前２号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

⑷　前３号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第12条　宿泊費は、出張中の宿泊を要する費用とし、その額は、地域の実情及び出張者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2　前項の規定にかかわらず、職員が外国出張をした場合における宿泊費の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を基準として任命権者が市長と協議して定める額とする。

⑴　市長等　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号）第１条第２項第２号に規定する指定職職員等にある者に支給される同令第９条の宿泊費の額

⑵　前号の職員以外の職員　国家公務員等の旅費に関する法律施行令第１条第２項第３号に規定する職務の級が10級以下の者に支給される同令第９条の宿泊費の額

（包括宿泊費）

第13条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第８条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条　宿泊手当は、宿泊に伴う外国出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第１条に規定する職員に支給される同令第11条の宿泊手当の額を基準として任命権者が市長と協議して定める額とする。

（転居費）

第15条　転居費は、勤務地の変更に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して

規則で定める方法により算定される額とする。

（渡航雑費）

第16条　渡航雑費は、外国出張に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国出張に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条から第22条までを１条ずつ繰り上げ、第23条の前に次の１条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第22条　任命権者は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第８条第１項各号、第９条第１項各号、第10条第１項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第７条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、包括宿泊費、転居費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条及び第16条並びに第７条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条を第24条とし、同条の前に次の１条を加える。

（旅費の返納）

第23条　任命権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する出張のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した出張については、なお従前の例による。

（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「第17条第１項第２号に掲げる職員」を「第２条第１号に規定する市長等」に改める。

（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第24条第２項中「第17条第１項第４号に掲げる」を「第２条第１号に規定する市長等以外の」に改める。

議案第　115　号参考資料

職員の旅費に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
（用語の意義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　市長等　市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員をいう。 ⑵　出張　職員が公務のため一時その勤務地（任命権者又はその委任を受けた者(以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、居所又は出張命令権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。 ⑶　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを出張者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第４項において同じ。）を締結したものをいう。	（定義） 第２条　この条例において「出張」とは、職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。
（旅費の支給） 第３条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項及び第２項に規定する場合において、旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの規定に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。	（旅費の支給） 第３条　［略］ ２・３　［略］
（出張命令）	（出張命令）

新（改正後）	旧（現　行）
第４条　出張は、出張命令権者の発する出張命令によつて行わなければならない。 ２・３　［略］ （旅費の種目） 第６条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び渡航雑費とする。 （旅費の計算） 第７条　旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び次条から第16条までに定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の	第４条　出張は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令によつて行わなければならない。 ２・３　［略］ （旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、次のとおりとする。 ⑴　鉄道賃 ⑵　船賃 ⑶　航空賃 ⑷　車賃 ⑸　宿泊料 ⑹　食卓料 ２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。 ５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ１キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。 ６　宿泊料は、出張中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。 ７　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。 （旅費の計算） 第７条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて出張し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

新（改正後）	旧（現　行）
経路又は方法によつて出張し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。 （鉄道賃） 第８条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる費用に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 ⑴　運賃 ⑵　急行料金 ⑶　寝台料金 ⑷　座席指定料金 ⑸　特別車両料金 ⑹　前各号に掲げる費用に付随する費用 ２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。 （船賃） 第９条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる費用に加えて別に支払	第８条　旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて１日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。 ２　前項ただし書の規定により通算した日数に１日未満の端数を生じたときは、これを１日とする。 第９条　１日の出張において、宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。 第10条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 （鉄道賃） 第11条　鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。 ⑴　その乗車に要する旅客運賃 ⑵　急行料金を徴する線路による出張の場合には、前号に掲げるもののほか、急行料金 ⑶　特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、前２号に掲げるもののほか、特別車両料金 ⑷　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、

新（改正後）	旧（現　行）
うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1)　運賃 (2)　寝台料金 (3)　座席指定料金 (4)　特別船室料金 (5)　前各号に掲げる費用に付随する費用 2　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。 （航空賃） 第10条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる費用に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1)　運賃 (2)　座席指定料金 (3)　前２号に掲げる費用に付随する費用 2　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。 (1)　外国出張の場合であつて、市長等が移動するとき　最上級の直近下	前３号に掲げるもののほか、座席指定料金 2　前項第２号の急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。 (1)　特別急行列車又は特別急行電車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの（出張命令権者が公務上必要があると認める場合は、片道50キロメートル以上のもの） (2)　普通急行列車、準急行列車、普通急行電車又は準急行電車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの（出張命令権者が公務上必要があると認める場合は、片道25キロメートル以上のもの） 3　第１項第３号の特別車両料金は、出張命令権者が特に公務上の必要により特別車両の利用を認める場合に限り、支給する。 4　第１項第４号の座席指定料金は、同項第２号の急行料金を支給する場合に限り、支給する。 （船賃） 第12条　船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び特別船室料金による。 (1)　運賃の等級を３階級に区分する船舶による出張の場合には、次に掲げる運賃 イ　市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員については、上級の運賃 ロ　イの職員以外の職員については、中級の運賃 (2)　運賃の等級を２階級に区分する船舶による出張の場合には、上級の運賃 (3)　運賃の等級を区分しない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃

新（改正後）	旧（現　行）
位の級の運賃の額 ⑵　外国出張の場合であつて、前号の職員以外の職員が長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき　最下級の直近上位の級の運賃の額 ３　航空賃は、出張命令権者が特に公務上の必要により航空機の利用を認める場合に限り、支給する。 （その他の交通費） 第11条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 ⑴　道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃 ⑵　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃 ⑶　前２号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用 ⑷　前３号に掲げる費用に付随する費用 （宿泊費） 第12条　宿泊費は、出張中の宿泊を要する費用とし、その額は、地域の実	⑷　特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による出張の場合には、前３号に掲げるもののほか、特別船室料金 ２　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による出張の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。 ３　第１項第４号の特別船室料金は、出張命令権者が特に公務上の必要により特別船室の利用を認める場合に限り、支給する。 （航空賃） 第13条　航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃による。 ２　航空賃は、出張命令権者が特に公務上の必要により航空機の利用を認める場合に限り、支給する。 （車賃） 第14条　車賃の額は、１キロメートルにつき23円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で出張の実費を支弁することができない場合には、実費額による。 ２　車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。 ３　前項の規定により通算した路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 （宿泊料） 第15条　宿泊料の額は、１夜につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める定額による。 ⑴　市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員　15,000円 ⑵　前号に掲げる職員以外の者　12,500円

新（改正後）	旧（現　行）
情及び出張者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 2　前項の規定にかかわらず、職員が外国出張をした場合における宿泊費の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を基準として任命権者が市長と協議して定める額とする。 (1)　市長等　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号）第１条第２項第２号に規定する指定職職員等にある者に支給される同令第９条の宿泊費の額 (2)　前号の職員以外の職員　国家公務員等の旅費に関する法律施行令第１条第２項第３号に規定する職務の級が10級以下の者に支給される同令第９条の宿泊費の額 （包括宿泊費） 第13条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第８条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。 （宿泊手当） 第14条　宿泊手当は、宿泊に伴う外国出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第１条に規定する職員に支給される同令第11条の宿泊手当の額を基準として任命権者が市長と協議して定める額とする。 （転居費） 第15条　転居費は、勤務地の変更に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。 （渡航雑費）	2　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。 （食卓料） 第16条　食卓料の額は、１夜につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める定額による。 (1)　市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員　3,000円 (2)　前号に掲げる職員以外の者　2,500円 2　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

新（改正後）	旧（現　行）
第16条　渡航雑費は、外国出張に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国出張に必要なものとして規則で定める費用の額とする。	（外国出張の旅費） 第17条　職員が外国に出張した場合における旅費の種類及び額は、第６条及び第11条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者に係る旅費に関する規定（支度料に係る部分を除く。）の例により、その都度、任命権者が市長と協議して定める。 (1)　市長　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）に規定する指定職の職務にある者 (2)　副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員　旅費法に規定する８級の職務にある者 (3)　枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）別表第２の適用を受ける職員のうち同表に規定する職務の級が４級以上の職員、同条例別表第３の適用を受ける職員のうち同表に規定する職務の級が５級の職員、同条例別表第４の適用を受ける職員のうち同表に規定する職務の級が２級以上の職員（任命権者が定める者に限る。）及び同条例別表第５の適用を受ける職員のうち同表に規定する職務の級が２級以上の職員（任命権者が定める者に限る。）　旅費法に規定する６級の職務にある者 (4)　前３号の職員以外の職員　旅費法に規定する４級の職務にある者 ２　職員が外国に出張する場合における出張命令権者は、他に定めるところにかかわらず、当該職員の任命権者とする。

新（改正後）	旧（現　行）
第17条　［略］	第18条　［略］
第18条　［略］	第19条　［略］
第19条　［略］	第20条　［略］
第20条　［略］	第21条　［略］
第21条　［略］	第22条　［略］
（旅費の支給額の上限）	
第22条　任命権者は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第８条第１項各号、第９条第１項各号、第10条第１項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第７条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。	
２　宿泊費、包括宿泊費、転居費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条及び第16条並びに第７条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。	
（旅費の返納）	
第23条　任命権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。	
第24条　［略］	第23条　［略］

議案第　116　号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由

1　時間外勤務の制限を請求できる育児を行う職員の範囲を拡大するため。

2　介護両立支援制度等の利用の促進のための措置について必要な事項を定めるため。

枚方市条例第　　号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年枚方市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「基づき、」を「基づき」に改め、「事項」の次に「を定めるほか、職員が子の養育及び家族の介護を容易にするために任命権者が講ずべき措置」を加える。

第８条第２項及び第４項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第15条第１項中「定める者」の次に「（第19条第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）に関する事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条　任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするため、規則で定める措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第　116　号参考資料

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるほか、職員が子の養育及び家族の介護を容易にするために任命権者が講ずべき措置を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第８条　［略］ ２　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第７条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　［略］ ４　前３項の規定は、第15条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するも	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第８条　［略］ ２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第７条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　［略］ ４　前３項の規定は、第15条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するも

新（改正後）	旧（現　行）
の、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。	の、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。
（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあっては、次の各号のい	（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあっては、次の各号のい

新（改正後）	旧（現　行）
ずれにも該当する者に限る。）が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条第１項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 (1)・(2)　［略］ ２・３　［略］ （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第19条　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）に関する事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	ずれにも該当する者に限る。）が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 (1)・(2)　［略］ ２・３　［略］

新（改正後）	旧（現　行）
（勤務環境の整備に関する措置） 第20条　任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするため、規則で定める措置を講じなければならない。 第21条　［略］	第19条　［略］

議案第　117　号

枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会の設置等を行うため。

枚方市条例第　　号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表１の表介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会の項の次に次のように加える。

くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会	枚方市立くすの木園の跡地に障害者のグループホームの設置及び運営を行う事業者の選定に関する審査	５人以内	(1)　学識経験を有する者 (2)　経理に関する専門的知識を有する者 (3)　市民団体又は関係団体を代表する者	答申の日まで

別表１の表枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業者選定審査会の項から枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会の項までを削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　117　号参考資料

枚方市附属機関条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）

別表（第１条、第２条関係）

１　市長の附属機関

名　称	担　任　事　務	委員の定数	委　員　の　構　成	委員の委嘱期間
介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会	［略］	［略］	［略］	［略］
くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会	枚方市立くすの木園の跡地に障害者のグループホームの設置及び運営を行う事業者の選定に関する審査	５人以内	(1)　学識経験を有する者 (2)　経理に関する専門的知識を有する者 (3)　市民団体又は関係団体を代表する者	答申の日まで
枚方市予防接種健康被害調査会	［略］	［略］	［略］	

旧（現　行）

別表（第１条、第２条関係）

１　市長の附属機関

名　称	担　任　事　務	委員の定数	委　員　の　構　成	委員の委嘱期間
介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会	［略］	［略］	［略］	［略］
枚方市予防接種健康被害調査会	［略］	［略］	［略］	
枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ	市立の小学校及び中学校の教室等の空調設備の更新に伴う設計、施工及び維持管理を行う事業者の選	５人以内	(1)　学識経験を有する者 (2)　経理に関する専門的知識を有する者	答申の日まで

新（改正後）				
枚方市老人ホーム入所判定審査会	［略］	［略］	［略］	

旧（現　行）				
事業者選定審査会	定に関する審査		(3)　関係行政機関の職員	
枚方市立総合福祉会館ＥＳＣＯ事業者選定審査会	枚方市立総合福祉会館の施設のＥＳＣＯ事業者の選定に関する審査	５人以内	(1)　学識経験を有する者 (2)　経理に関する専門的知識を有する者 (3)　関係行政機関の職員	答申の日まで
枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会	枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業を委託する事業者の選定に関する審査	５人以内	(1)　学識経験を有する者 (2)　経理に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
枚方市老人ホーム入所判定審査会	［略］	［略］	［略］	

議案第　118　号

枚方市基金条例の一部改正について

次のとおり枚方市基金条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）　2　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　枚方市スポーツ振興基金を設けるため。

枚方市条例第　　号

枚方市基金条例の一部を改正する条例

枚方市基金条例（昭和59年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表１の表に次のように加える。

枚方市スポーツ振興基金	スポーツの振興を図る事業費に充てるため。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第　118　号参考資料

枚方市基金条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
別表（第１条関係） １　特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金	別表（第１条関係） １　特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金

名　　称	設　置　の　目　的
枚方宿地区賑わい創出基金	［略］
枚方市スポーツ振興基金	スポーツの振興を図る事業費に充てるため。

名　　称	設　置　の　目　的
枚方宿地区賑わい創出基金	［略］

議案第　119　号

枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）　2　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　職員の配置の基準等を変更するため。

枚方市条例第　　号

枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

第１条　次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

⑴　枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第45号）第12条第４号

⑵　枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第46号）第13条第６号

⑶　枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第47号）第12条第５号

⑷　枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第53号）第88条第４項

⑸　枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第54号）第37条第５項

⑹　枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第55号）第43条第４項

⑺　枚方市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第56号）第29条第５項

⑻　枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）第37条第２号

⑼　枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第33号）第16条第２号

⑽　枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）第17条第１項第２号

⑾　枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年枚方市条例第46号）第13条第１項第２号

⑿　枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年枚方市条例第31号）第７条第１項第３号

（枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第149条第４号、第184条第３号並びに第191条第１号、第２号及び第４号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第257条第３項ただし書中「対象福祉用具」の次に「（法第８条第12項の規定により厚生労働

大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具をいう。以下同じ。）」を加える。

（枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第131条第４号、第168条第３号並びに第175条第１号、第２号及び第４号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第248条第１項中「規定する重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」を「規定する重要事項」に改める。

第267条第３項中「対象福祉用具」の次に「（法第８条の２第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具をいう。）」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条中枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第257条の改正規定並びに第３条中枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第248条及び第267条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第　119　号参考資料

枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
［第１条関係］ ［枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （職員の配置の基準） 第12条　軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　栄養士又は管理栄養士 ⑸・⑹　［略］	［第１条関係］ ［枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （職員の配置の基準） 第12条　軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　栄養士 ⑸・⑹　［略］
［枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （職員の配置の基準） 第13条　養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　栄養士又は管理栄養士 ⑺　［略］	［枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （職員の配置の基準） 第13条　養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　栄養士 ⑺　［略］
［枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （職員の配置の基準） 第12条　特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を規則で定める	［枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （職員の配置の基準） 第12条　特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を規則で定める

新（改正後）	旧（現　行）
員数その他の基準に従い置かなければならない。 (1)～(4)　［略］ (5)　栄養士又は管理栄養士 (6)・(7)　［略］ ［枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事） 第88条　［略］ ２・３　［略］ ４　指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養成分量の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 ［枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事） 第37条　［略］ ２～４　［略］ ５　指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養成分量の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努め	員数その他の基準に従い置かなければならない。 (1)～(4)　［略］ (5)　栄養士 (6)・(7)　［略］ ［枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事） 第88条　［略］ ２・３　［略］ ４　指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養成分量の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 ［枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事） 第37条　［略］ ２～４　［略］ ５　指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養成分量の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならな

新（改正後）	旧（現　行）
なければならない。	い。
［枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事） 第43条　［略］ ２・３　［略］ ４　生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養成分量の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	［枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事） 第43条　［略］ ２・３　［略］ ４　生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養成分量の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
［枚方市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事） 第29条　［略］ ２～４　［略］ ５　障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養成分量の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	［枚方市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事） 第29条　［略］ ２～４　［略］ ５　障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養成分量の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
［枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （保育所の設備の基準の特例）	［枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （保育所の設備の基準の特例）

新（改正後）	旧（現　行）
第37条　次に掲げる要件を満たす保育所は、第17条第１項の規定にかかわらず、当該保育所の満３歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 ⑴　［略］ ⑵　当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 ⑶～⑸　［略］	第37条　次に掲げる要件を満たす保育所は、第17条第１項の規定にかかわらず、当該保育所の満３歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 ⑴　［略］ ⑵　当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ⑶～⑸　［略］
［枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事の提供の特例） 第16条　次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第１項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満３歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 ⑴　［略］ ⑵　当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が	［枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事の提供の特例） 第16条　次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第１項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満３歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 ⑴　［略］ ⑵　当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

新（改正後）	旧（現　行）
行われること。 (3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
［枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事の提供の特例） 第17条　次に掲げる要件を満たす地域型保育事業者は、前条第１項の規定にかかわらず、当該地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し、地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該地域型保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)　［略］ (2)　当該地域型保育事業所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5)　［略］ ２　［略］	［枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （食事の提供の特例） 第17条　次に掲げる要件を満たす地域型保育事業者は、前条第１項の規定にかかわらず、当該地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し、地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該地域型保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)　［略］ (2)　当該地域型保育事業所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5)　［略］ ２　［略］
［枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係］ （調理室）	［枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係］ （調理室）

新（改正後）	旧（現　行）
第13条　認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満３歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 ⑴　［略］ ⑵　当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 ⑶～⑸　［略］ ２・３　［略］	第13条　認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満３歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 ⑴　［略］ ⑵　当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ⑶～⑸　［略］ ２・３　［略］
［枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ 第７条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　栄養士又は管理栄養士 ⑷・⑸　［略］ ２・３　［略］	［枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ 第７条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　栄養士 ⑷・⑸　［略］ ２・３　［略］

新（改正後）	旧（現　行）
［第２条関係］ ［枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （従業者の員数） 第149条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる従業者（以下「短期入所生活介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　栄養士又は管理栄養士 ⑸・⑹　［略］ （従業者の員数） 第184条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる従業者を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　栄養士又は管理栄養士 ⑷・⑸　［略］ 第191条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養	［第２条関係］ ［枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係］ （従業者の員数） 第149条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる従業者（以下「短期入所生活介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　栄養士 ⑸・⑹　［略］ （従業者の員数） 第184条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる従業者を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　栄養士 ⑷・⑸　［略］ 第191条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養

新（改正後）	旧（現　行）
介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士 ⑵　療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士 ⑶　［略］ ⑷　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士	介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 ⑵　療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 ⑶　［略］ ⑷　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士
（福祉用具貸与計画の作成等） 第257条　［略］ ２　［略］ ３　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を	（福祉用具貸与計画の作成等） 第257条　［略］ ２　［略］ ３　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を

新（改正後）	旧（現　行）
行うものとする。ただし、対象福祉用具（法第８条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具をいう。以下同じ。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。	行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
４・５　［略］	４・５　［略］
［第３条関係］ ［枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例関係］ （従業者の員数） 第131条　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる従業者（以下「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　栄養士又は管理栄養士 ⑸・⑹　［略］ （従業者の員数）	［第３条関係］ ［枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例関係］ （従業者の員数） 第131条　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる従業者（以下「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　栄養士 ⑸・⑹　［略］ （従業者の員数）

新（改正後）	旧（現　行）
第168条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる従業者を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　栄養士又は管理栄養士 ⑷・⑸　［略］	第168条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる従業者を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　栄養士 ⑷・⑸　［略］
第175条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士 ⑵　療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士 ⑶　［略］ ⑷　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬	第175条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。 ⑴　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 ⑵　療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 ⑶　［略］ ⑷　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬

新（改正後）	旧（現　行）
剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士	剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士
（掲示等及び目録の備え付け） 第248条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第244条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	（掲示等及び目録の備え付け） 第248条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第244条に規定する重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。
２・３　［略］	２・３　［略］
（特定介護予防福祉用具販売計画の作成等） 第267条　［略］ ２　［略］ ３　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具（法第８条の２第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具をいう。）に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。	（特定介護予防福祉用具販売計画の作成等） 第267条　［略］ ２　［略］ ３　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

議案第　120　号

枚方市臨時保育室条例の一部改正について

次のとおり枚方市臨時保育室条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　枚方市立渚西臨時保育室において乳児等通園支援事業を行うため。

枚方市条例第　　号

枚方市臨時保育室条例の一部を改正する条例

枚方市臨時保育室条例（令和３年枚方市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第１条中「図る」の次に「ことその他子育て支援に係る施策を実施する」を加える。

第３条を次のように改める。

（事業）

第３条　臨時保育室は、次に掲げる業務（枚方市立蹉跎西臨時保育室にあっては、第１号に掲げる業務）を行う。

⑴　第５条第１号に規定する待機児童を対象とする法第39条第１項に規定する業務

⑵　法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）

第５条を次のように改める。

（入室資格等）

第５条　臨時保育室に入室することができる者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

⑴　第３条第１号に掲げる業務における保育を受ける場合　次のいずれにも該当する待機児童

イ　市内に住所（やむを得ない事由があるとして市長が特に必要と認める場合にあっては、居住地。次号イにおいて同じ。）を有すること。

ロ　子ども・子育て支援法第19条第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること。

ハ　規則で定める教育又は保育を受けていない者であって、待機児童であることにやむを得ない事由がある者として規則で定めるものであること。

⑵　乳児等通園支援事業を利用する場合　次のいずれにも該当する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）であって、その保護者が規則で定めるところにより市長の登録を受けたもの

イ　市内に住所を有すること。

ロ　年齢が０歳６か月以上かつ満３歳未満であること。

ハ　規則で定める保育又は第３条第１号に掲げる業務における保育を受けていないこと。

２　市長は、前項第２号の登録を受けた保護者が不正な手段により登録を受けたと認めるときその他不適当と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

第７条中「待機児童」を「児童」に改める。

第８条第１項中「（以下「入室児童」という。）」を削り、同条第２項中「入室児童」を「臨時保育室に入室している待機児童」に改め、同条第３項中「場合の」の次に「第１項の」を加え、同条に次の３項を加える。

５　臨時保育室に入室している乳児等通園支援事業を利用する乳幼児の保護者は、使用料を納付しなければならない。

6　前項の使用料の額は、臨時保育室に入室している乳幼児１人につき、日額750円とする。

7　第５項の使用料は、当該乳幼児が乳児等通園支援事業を利用する日に納付しなければならない。

第11条第１号中「入室児童」を「臨時保育室に入室している児童」に改める。

附　則

この条例は、令和７年７月１日から施行する。

議案第　120　号参考資料

枚方市臨時保育室条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
（設置） 第１条　待機児童（その保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が法第24条第１項に規定する保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は法第24条第２項に規定する認定こども園若しくは家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用の申込みをしており、かつ、当該保育を受けていない小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に関する問題の解消を図ることその他子育て支援に係る施策を実施するため、臨時保育室を設置する。	（設置） 第１条　待機児童（その保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が法第24条第１項に規定する保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は法第24条第２項に規定する認定こども園若しくは家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用の申込みをしており、かつ、当該保育を受けていない小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に関する問題の解消を図るため、臨時保育室を設置する。
（事業） 第３条　臨時保育室は、次に掲げる業務（枚方市立蹉跎西臨時保育室にあっては、第１号に掲げる業務）を行う。 (1)　第５条第１号に規定する待機児童を対象とする法第39条第１項に規定する業務 (2)　法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）	（事業） 第３条　臨時保育室は、第５条に規定する待機児童を対象とする法第39条第１項に規定する業務を行う。
（入室資格等）	（入室資格）

新（改正後）	旧（現　行）
第５条　臨時保育室に入室することができる者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1)　第３条第１号に掲げる業務における保育を受ける場合　次のいずれにも該当する待機児童 イ　市内に住所（やむを得ない事由があるとして市長が特に必要と認める場合にあっては、居住地。次号イにおいて同じ。）を有すること。 ロ　子ども・子育て支援法第19条第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること。 ハ　規則で定める教育又は保育を受けていない者であって、待機児童であることにやむを得ない事由がある者として規則で定めるものであること。 (2)　乳児等通園支援事業を利用する場合　次のいずれにも該当する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）であって、その保護者が規則で定めるところにより市長の登録を受けたもの イ　市内に住所を有すること。 ロ　年齢が０歳６か月以上かつ満３歳未満であること。 ハ　規則で定める保育又は第３条第１号に掲げる業務における保育を受けていないこと。 ２　市長は、前項第２号の登録を受けた保護者が不正な手段により登録を受けたと認めるときその他不適当と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。 （入室の許可）	第５条　臨時保育室に入室することができる者は、次のいずれにも該当する待機児童とする。 (1)　市内に住所（やむを得ない事由があるとして市長が特に必要と認める場合にあっては、居住地）を有すること。 (2)　子ども・子育て支援法第19条第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること。 (3)　規則で定める教育又は保育を受けていない者であって、待機児童であることにやむを得ない事由がある者として規則で定めるものであること。 （入室の許可）

新（改正後）	旧（現　行）
第７条　臨時保育室に児童を入室させようとする保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。	第７条　臨時保育室に待機児童を入室させようとする保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。
（使用料）	（使用料）
第８条　臨時保育室に入室している待機児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。	第８条　臨時保育室に入室している待機児童（以下「入室児童」という。）の保護者は、使用料を納付しなければならない。
２　前項の使用料の額は、臨時保育室に入室している待機児童１人につき、月額27,000円とする。	２　前項の使用料の額は、入室児童１人につき、月額27,000円とする。
３　月の途中において入室し、又は退室した場合の第１項の使用料の額は、規則で定めるところにより計算して得た額とする。	３　月の途中において入室し、又は退室した場合の使用料の額は、規則で定めるところにより計算して得た額とする。
４　［略］	４　［略］
５　臨時保育室に入室している乳児等通園支援事業を利用する乳幼児の保護者は、使用料を納付しなければならない。	
６　前項の使用料の額は、臨時保育室に入室している乳幼児１人につき、日額750円とする。	
７　第５項の使用料は、当該乳幼児が乳児等通園支援事業を利用する日に納付しなければならない。	
（入室の許可の取消し）	（入室の許可の取消し）
第11条　市長は、次のいずれかに該当するときは、第７条の許可を取り消すことができる。	第11条　市長は、次のいずれかに該当するときは、第７条の許可を取り消すことができる。
⑴　臨時保育室に入室している児童又はその保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	⑴　入室児童又はその保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

新（改正後）	旧（現　行）
⑵～⑷　［略］	⑵～⑷　［略］

議案第　121　号

枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　7　年（2025年）２　月　18　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　空き地等への対策を見直すため。

枚方市条例第　　号

枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例の一部を改正する条例

枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例（平成28年枚方市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条第６号を同条第９号とし、同条第５号を同条第８号とし、同条第４号を同条第７号とし、同条第３号の次に次の３号を加える。

⑷　管理不全空き地　適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き地に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き地をいう。

⑸　管理不全空き長屋　適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き長屋に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き長屋をいう。

⑹　管理不全空き地等　管理不全空き地及び管理不全空き長屋をいう。

第４条中「ものとする」を「とともに、市が実施する空き地等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第５条第２項中「次条から第８条第１項」を「第８条から第10条第１項」に、「当該職員又は」を「空き地等の所有者等に対し、当該空き地等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

第26条第１項中「第８条第１項」を「第10条第１項」に改め、同条第２項中「規定による」の次に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による」を加え、「又は忌避した」を「若しくは忌避した」に改め、同条を第28条とする。

第25条を第27条とし、第21条から第24条までを２条ずつ繰り下げる。

第20条第１項中「第17条第２項」を「第19条第２項」に改め、同条を第22条とする。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条第１項中「第７条第１項」を「第８条第１項」に改め、同条第２項第３号中「前２号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第２号を同項第４号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑶　個別の管理不全空家等及び管理不全空き地等への対処に関すること。

第17条第２項第１号を同項第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑴　管理不全空家等及び管理不全空き地等に関する対策に関すること。

第17条を第19条とする。

第16条中「特定空家等若しくは特定空き地等に該当するかどうかの判断を行おうとする場合又は第10条若しくは法第14条第９項若しくは第10項の規定による措置を行おうとする」を「次に掲げる」に改め、同条ただし書中「特定空家等若しくは特定空き地等であることが明らかである場合（第10条又は法第14条第９項若しくは第10項の規定による措置を行おうとする場合を除く。）又は」を削り、同条に次の各号を加える。

⑴　第７条又は法第13条第２項の規定による勧告を行おうとする場合

⑵　特定空家等又は特定空き地等に該当するかどうかの判断を行おうとする場合（特定空家等又は特定空き地等であることが明らかである場合を除く。）

⑶　第12条又は法第22条第９項若しくは第10項の規定による措置を行おうとする場合

第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条中「法第14条第２項」を「第９条又は法第13条第２項若しくは第22条第２項」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「第８条第１項又は法第14条第３項」を「第10条第１項又は法第22条第３項」に、「第９条第２項後段の規定により第８条第１項」を「第11条第２項後段の規定により第10条第１項」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「第８条第１項」を「第10条第１項」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「第８条第１項」を「第10条第１項」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「第８条第１項」を「第10条第１項」に改め、同条を第12条とする。

第９条第１項及び第４項中「第６条」を「第８条」に、「第７条」を「第９条」に改め、同条を第11条とする。

第８条の見出しを「（特定空き地等の所有者等に対する命令）」に改め、同条を第10条とする。

第７条の見出しを「（特定空き地等の所有者等に対する勧告）」に改め、同条を第９条とする。

第６条の見出しを「（特定空き地等の所有者等に対する助言又は指導）」に改め、同条中「第２条第４号イ」を「第２条第７号イ」に改め、同条を第８条とし、第５条の次に次の２条を加える。

（管理不全空き地等の所有者等に対する指導）

第６条　市長は、管理不全空き地等の所有者等に対し、当該管理不全空き地等が特定空き地等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

（管理不全空き地等の所有者等に対する勧告）

第７条　市長は、前条の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空き地等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空き地等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空き地等が特定空き地等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第　121　号参考資料

枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現　行）
（定義） 第２条　この条例の用語の意義は、法の定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)　空き地　現に建築物の敷地でない宅地（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第１号に規定する宅地であって、周辺に生活実態があるものをいう。）であって、使用されていないことが常態であるもの（立木その他の当該土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。 (2)・(3)　［略］ (4)　管理不全空き地　適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き地に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き地をいう。 (5)　管理不全空き長屋　適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き長屋に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き長屋をいう。 (6)　管理不全空き地等　管理不全空き地及び管理不全空き長屋をいう。 (7)　［略］ (8)　［略］ (9)　［略］	（定義） 第２条　この条例の用語の意義は、法の定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)　空き地　現に建築物の敷地でない宅地（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第１号に規定する宅地であって、周辺に生活実態があるものをいう。）であって、使用されていないことが常態であるもの（立木その他の当該土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。 (2)・(3)　［略］ (4)　［略］ (5)　［略］ (6)　［略］

新（改正後）	旧（現　行）
（空き地等の所有者等の責務） 第４条　空き地等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き地等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空き地等に関する施策に協力するよう努めなければならない。 （立入調査等） 第５条　［略］ ２　市長は、第８条から第10条第１項までの規定の施行に必要な限度において、空き地等の所有者等に対し、当該空き地等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者（以下「職員等」という。）に、空き地等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 ３～５　［略］ （管理不全空き地等の所有者等に対する指導） 第６条　市長は、管理不全空き地等の所有者等に対し、当該管理不全空き地等が特定空き地等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。 （管理不全空き地等の所有者等に対する勧告） 第７条　市長は、前条の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空き地等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空き地等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空き地等が特定空き地等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。	（空き地等の所有者等の責務） 第４条　空き地等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き地等の適切な管理に努めるものとする。 （立入調査等） 第５条　［略］ ２　市長は、次条から第８条第１項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、空き地等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 ３～５　［略］

新（改正後）	旧（現　行）
（特定空き地等の所有者等に対する助言又は指導） 第８条　市長は、特定空き地等の所有者等に対し、当該特定空き地等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（第２条第７号イ又はロに掲げる状態にない特定空き長屋にあっては、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。 （特定空き地等の所有者等に対する勧告） 第９条　［略］ （特定空き地等の所有者等に対する命令） 第10条　［略］ （所有者等が確知できないときの措置） 第11条　市長は、過失がなくて第８条の助言若しくは指導又は第９条の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第１項に定める手続により命令を行うことができないときは、第８条又は第９条の手続を経ずに同項の規定による命令を行うことができる。 ２・３　［略］ ４　市長は、前条第２項の意見書の提出期限までに第２項の特定空き地等の所有者等を確知することができた場合は、第８条及び第９条の手続を経ずに前条第１項の規定による命令を行うことができる。 （代執行） 第12条　第10条第１項の規定により必要な措置を命ぜられた者が当該措置を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反する	（助言又は指導） 第６条　市長は、特定空き地等の所有者等に対し、当該特定空き地等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（第２条第４号イ又はロに掲げる状態にない特定空き長屋にあっては、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。 （勧告） 第７条　［略］ （命令） 第８条　［略］ （所有者等が確知できないときの措置） 第９条　市長は、過失がなくて第６条の助言若しくは指導又は第７条の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第１項に定める手続により命令を行うことができないときは、第６条又は第７条の手続を経ずに同項の規定による命令を行うことができる。 ２・３　［略］ ４　市長は、前条第２項の意見書の提出期限までに第２項の特定空き地等の所有者等を確知することができた場合は、第６条及び第７条の手続を経ずに前条第１項の規定による命令を行うことができる。 （代執行） 第10条　第８条第１項の規定により必要な措置を命ぜられた者が当該措置を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反する

新（改正後）	旧（現　行）
と認められるときは、市長は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該措置を命ぜられた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 （標識の設置） 第13条　市長は、第10条第１項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。 ２　前項の標識は、第10条第１項の規定による命令に係る特定空き地等に設置することができる。この場合においては、当該特定空き地等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 （枚方市行政手続条例の適用除外） 第14条　第10条第１項の規定による命令については、枚方市行政手続条例（平成９年枚方市条例第10号）第３章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。 （氏名等の公表） 第15条　市長は、第10条第１項又は法第22条第３項の規定による命令（第11条第２項後段の規定により第10条第１項の規定による命令であるとみなされたものを除く。）を受けた所有者等が、当該命令に従わない場合は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1)～(4)　［略］ （勧告及び公表に係る意見の聴取） 第16条　市長は、第７条若しくは第９条又は法第13条第２項若しくは第22	と認められるときは、市長は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該措置を命ぜられた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 （標識の設置） 第11条　市長は、第８条第１項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。 ２　前項の標識は、第８条第１項の規定による命令に係る特定空き地等に設置することができる。この場合においては、当該特定空き地等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 （枚方市行政手続条例の適用除外） 第12条　第８条第１項の規定による命令については、枚方市行政手続条例（平成９年枚方市条例第10号）第３章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。 （氏名等の公表） 第13条　市長は、第８条第１項又は法第14条第３項の規定による命令（第９条第２項後段の規定により第８条第１項の規定による命令であるとみなされたものを除く。）を受けた所有者等が、当該命令に従わない場合は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1)～(4)　［略］ （勧告及び公表に係る意見の聴取） 第14条　市長は、第７条若しくは法第14条第２項の規定による勧告又は前

新（改正後）	旧（現　行）
条第２項の規定による勧告又は前条の規定による公表をしようとする場合においては、あらかじめ、当該勧告を行おうとする者又は当該公表をしようとする者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。	条の規定による公表をしようとする場合においては、あらかじめ、当該勧告を行おうとする者又は当該公表をしようとする者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
第17条　［略］	第15条　［略］
（協議会への諮問）	（協議会への諮問）
第18条　市長は、次に掲げる場合には、次条第１項に規定する枚方市空家等対策協議会（同項を除き、以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。	第16条　市長は、特定空家等若しくは特定空き地等に該当するかどうかの判断を行おうとする場合又は第10条若しくは法第14条第９項若しくは第10項の規定による措置を行おうとする場合には、次条第１項に規定する枚方市空家等対策協議会（同項を除き、以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、特定空家等若しくは特定空き地等であることが明らかである場合（第10条又は法第14条第９項若しくは第10項の規定による措置を行おうとする場合を除く。）又は緊急を要する場合は、この限りでない。
⑴　第７条又は法第13条第２項の規定による勧告を行おうとする場合 ⑵　特定空家等又は特定空き地等に該当するかどうかの判断を行おうとする場合（特定空家等又は特定空き地等であることが明らかである場合を除く。） ⑶　第12条又は法第22条第９項若しくは第10項の規定による措置を行おうとする場合	
（協議会の設置等）	（協議会の設置等）
第19条　法第８条第１項の規定に基づき、枚方市空家等対策協議会を置く。	第17条　法第７条第１項の規定に基づき、枚方市空家等対策協議会を置く。

新（改正後）	旧（現　行）
2　協議会は、次に掲げる事項を協議するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び答申する。 (1)　管理不全空家等及び管理不全空き地等に関する対策に関すること。 (2)　［略］ (3)　個別の管理不全空家等及び管理不全空き地等への対処に関すること。 (4)　［略］ (5)　前各号に掲げるもののほか、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。 第20条　［略］ 第21条　［略］ （部会） 第22条　協議会に、第19条第２項に掲げる事項を調査審議するため、必要な部会を置く。 ２　［略］ 第23条　［略］ 第24条　［略］ 第25条　［略］ 第26条　［略］ 第27条　［略］ （過料） 第28条　第10条第１項の規定による命令に違反した者は、５万円以下の過料に処する。	2　協議会は、次に掲げる事項を協議するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び答申する。 (1)　［略］ (2)　［略］ (3)　前２号に掲げるもののほか、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。 第18条　［略］ 第19条　［略］ （部会） 第20条　協議会に、第17条第２項に掲げる事項を調査審議するため、必要な部会を置く。 ２　［略］ 第21条　［略］ 第22条　［略］ 第23条　［略］ 第24条　［略］ 第25条　［略］ （過料） 第26条　第８条第１項の規定による命令に違反した者は、５万円以下の過料に処する。

新（改正後）	旧（現　行）
2　第５条第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、２万円以下の過料に処する。	2　第５条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、２万円以下の過料に処する。

議案第１２３号

令和７年度包括外部監査契約の締結について

次のとおり令和７年度包括外部監査契約を締結するにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３６第１項の規定により議会の議決を求める。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．契約の相手方	住所　大阪市鶴見区横堤１丁目１２番１３－２０７号 氏名　横田　慎一 資格　公認会計士
２．件　　名	令和７年度包括外部監査契約の締結
３．目　　的	包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受ける。
４．契約期間の始期	令和７年４月１日
５．契　約　金　額	予算額を上限とする額
６．費用の支払方法	監査の結果に関する報告提出後に一括払い

議案第１２４号

枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業請負契約締結について

次のとおり枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．発　注　者	枚方市大垣内町２丁目１番２０号 枚 方 市 市　長　　伏　見　　隆
２．受　注　者	吹田市南吹田５丁目２２番１３号 枚方三究共同事業体 代表者　株式会社三機サービス 代表取締役社長　北　越　　達　男
３．契 約 金 額	金　８，９９８，０００，０００円
４．契 約 保 証 金	設計業務、施工業務及び工事監理業務の対価の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の１０％相当額と既設空調機器保守点検業務及び維持管理業務の対価の１年分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の５％相当額の合計額
５．工　事　名	枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業
６．施 工 場 所	枚方市枚方上之町９番２１号　他
７．工期・履行期間	本契約締結日から令和２５年３月３１日まで
８．契約条項その他	契約内容に関しては、枚方市契約規則第３８条に定める事項を記載した契約による。

議案第１２４号参考資料

総合評価一般競争入札
執行調書

名称	枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業				
受注者名	枚方三究共同事業体				
業務区分	コンサルタント・工事・その他委託				
契約金額 (内消費税額)	金　8,998,000,000 円　（ 金　818,000,000 円 ）				
工期または期間	自	本契約締結日	至	令和25年 3月31日	
公告日	令和 6年 8月 5日		入札日	令和 6年11月25日 10時0分	
※予定価格 (単位：円)	8,213,058,000		※調査基準価格 (単位：円)	7,088,515,000	

入札状況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	総合評価点	総合評価点内訳	備　考
	枚方三究共同事業体	8,180,000,000	661	価格評価点 253 技術評価点 408	落札
	三菱電機ビルソリューションズグループ	9,328,000,000	—	—	

※「予定価格」及び「調査基準価格」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。
①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
②「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

工　事　概　要　書

１．工 事 名　　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

２．施工場所　　枚方市枚方上之町９番２１号　他

３．工期・履行期間　　本契約締結日から令和２５年３月３１日まで

４．工事等概要　　設計業務
・空調設備の設計業務　・その他、付随する業務
施工業務
・空調設備の施工業務　・その他、付随する業務
工事監理業務
・空調設備の工事監理業務　・その他、付随する業務
既設空調機器保守点検業務及び維持管理業務
・既設空調機器の保守点検業務及び空調設備の維持管理業務　・その他、付随する業務

５．施工理由　　枚方市内の市立小中学校における教室等の夏期及び冬期の室温を適温に保ち、児童、生徒に望ましい学習環境を提供するため、平成２０年度にＰＦＩ事業により設置した空調機器等の更新をＤＢＯ方式により行うものです。

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

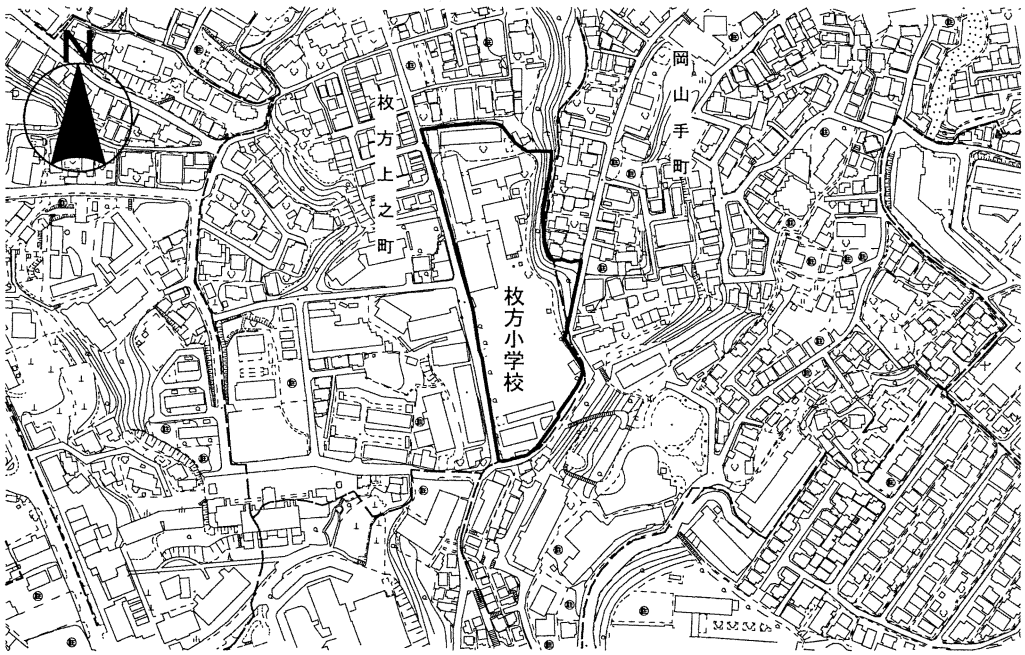

枚方小学校：枚方市枚方上之町９－２１　　1/62

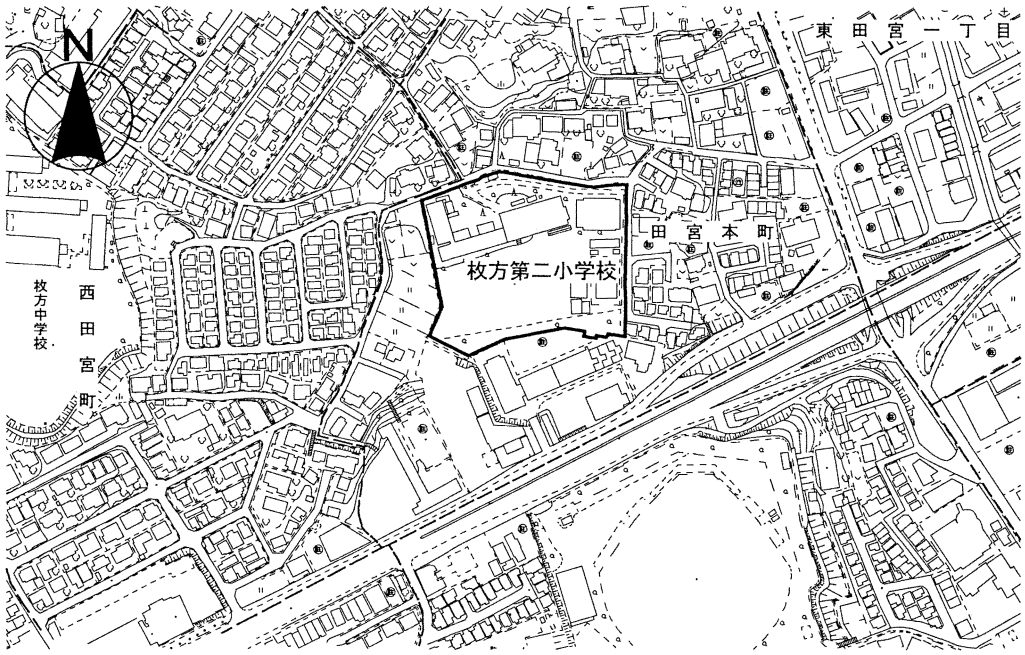

枚方第二小学校：枚方市田宮本町１１－１　　2/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

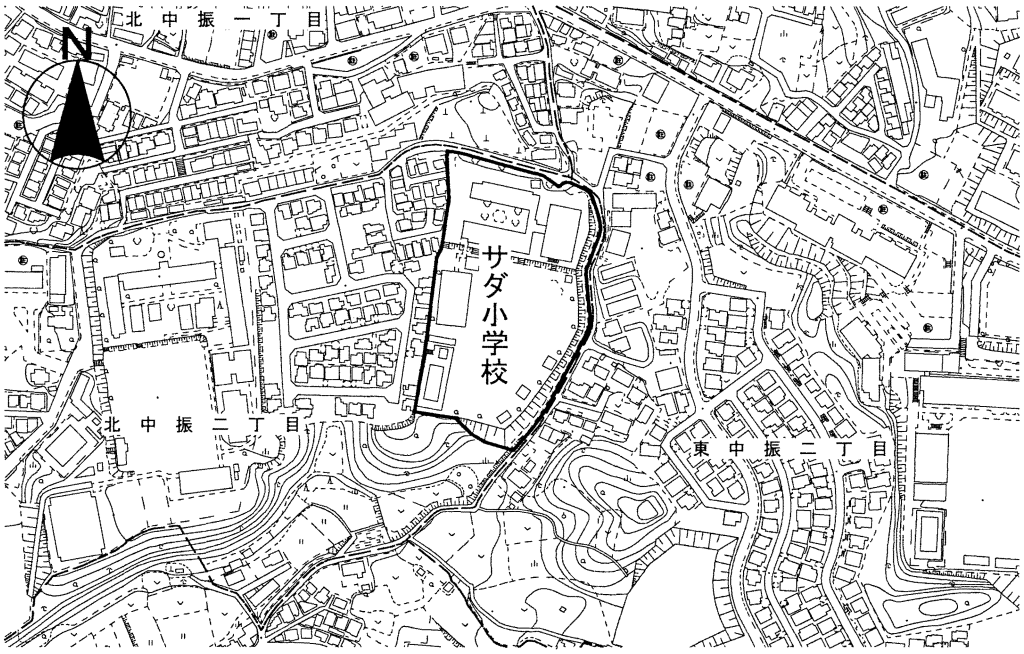

サダ小学校：枚方市北中振２丁目１１－２１　　3/62

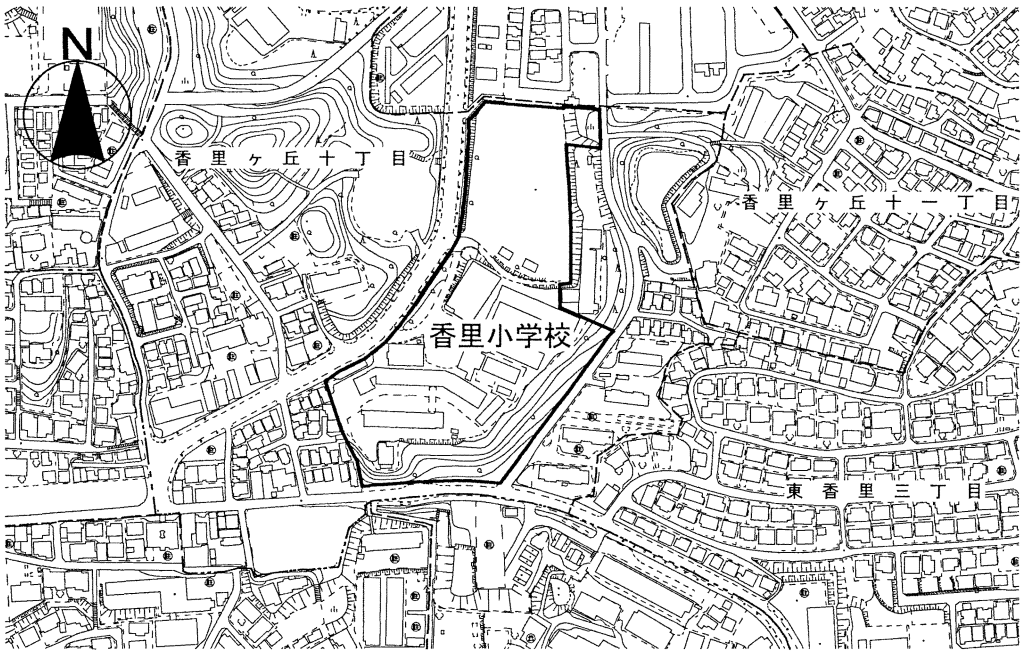

香里小学校：枚方市香里ケ丘１０丁目５－２　　4/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

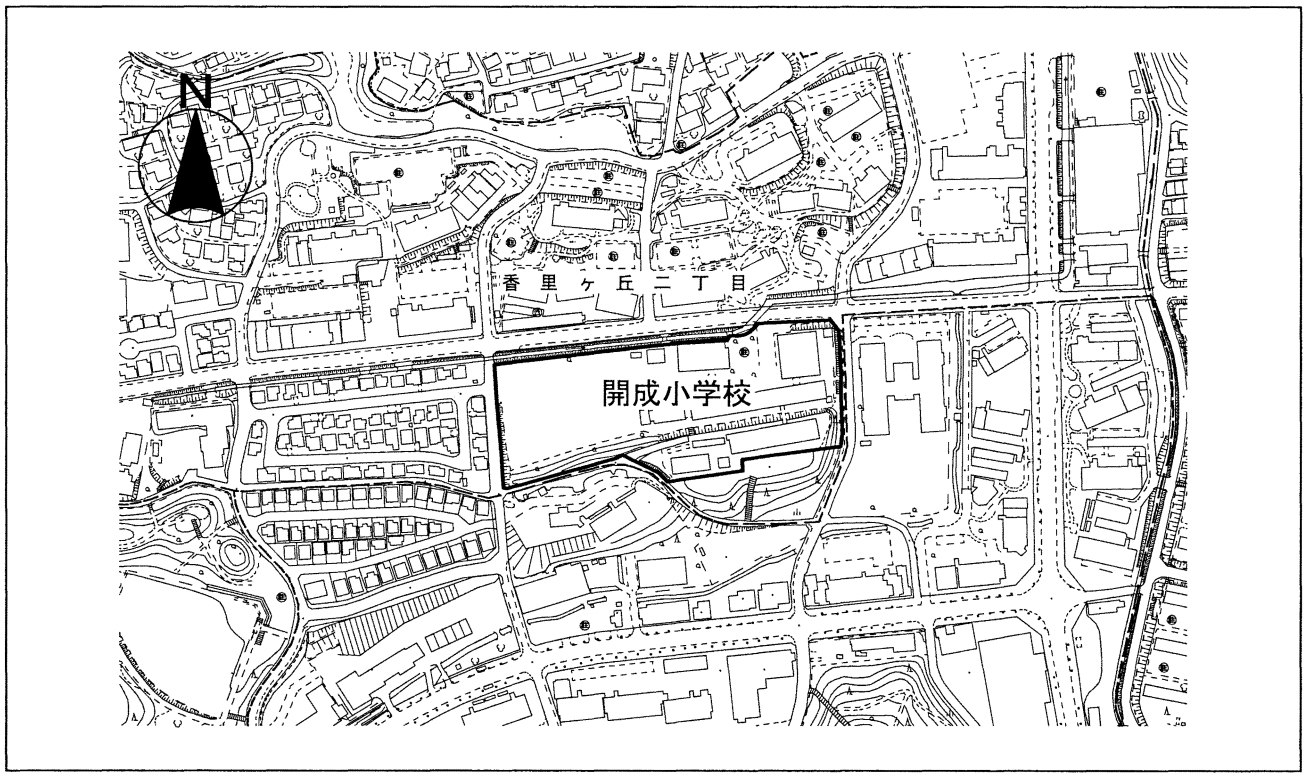

開成小学校：枚方市香里ケ丘２丁目５　　5/62

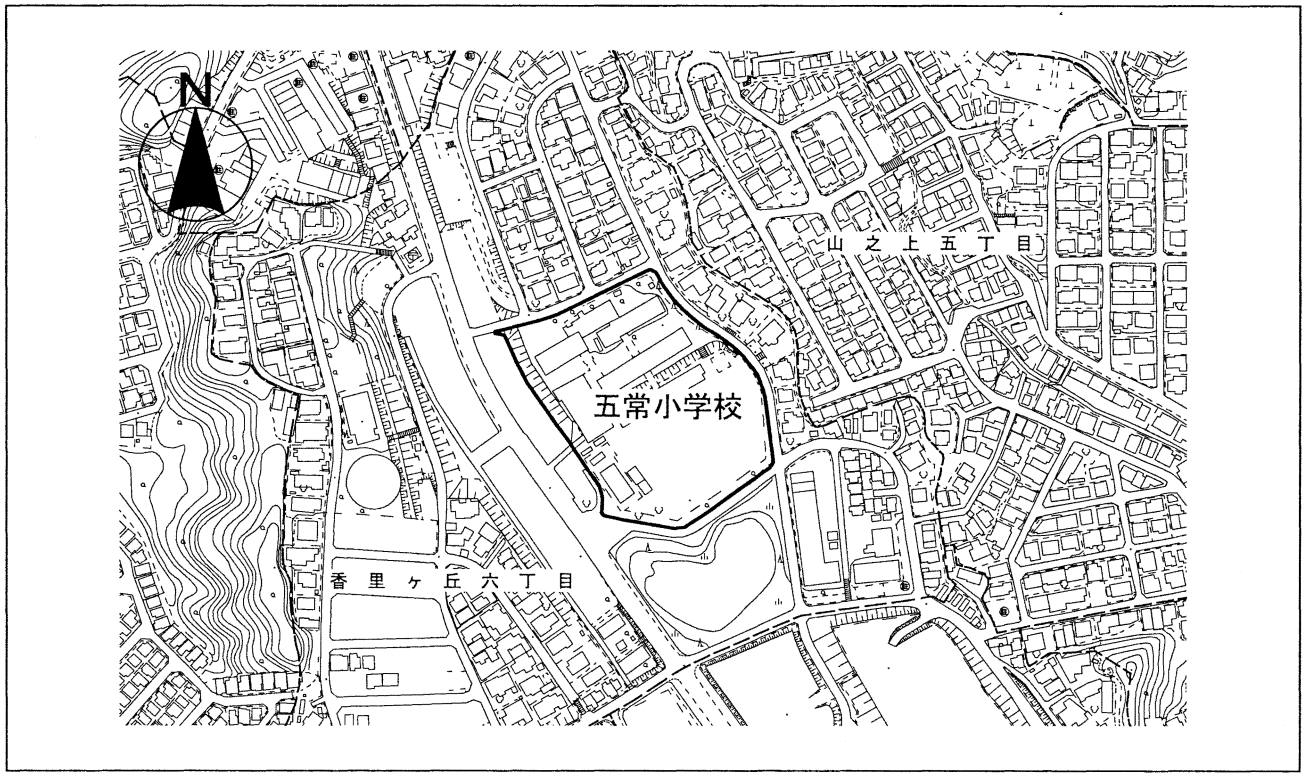

五常小学校：枚方市香里ケ丘６丁目９　　6/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

春日小学校：枚方市高田２丁目１５－１０　　7/62

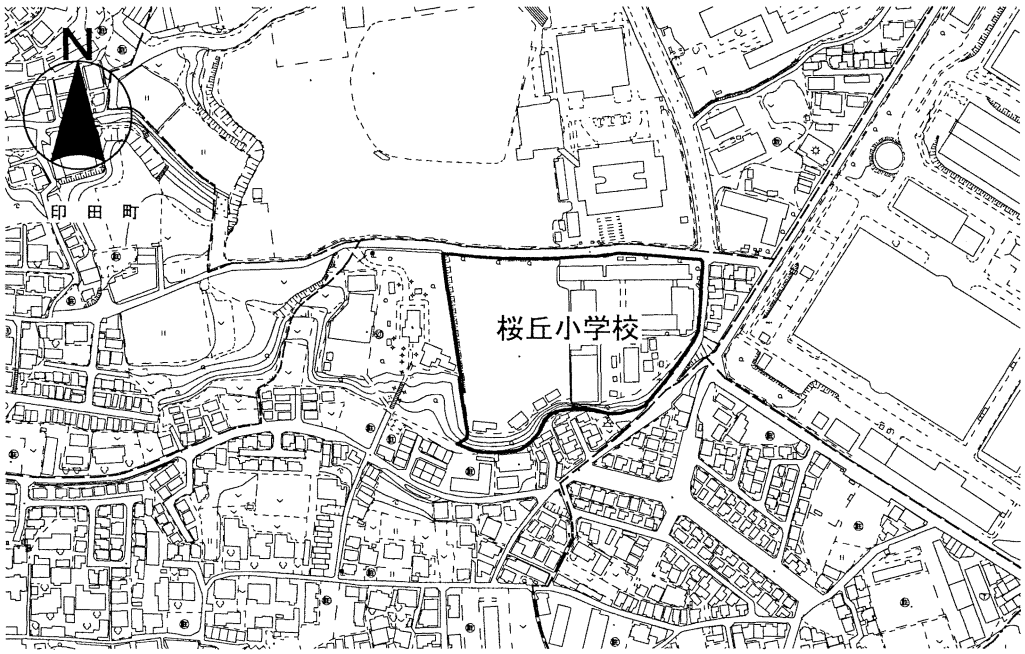

桜丘小学校：枚方市村野本町３０－１　　8/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

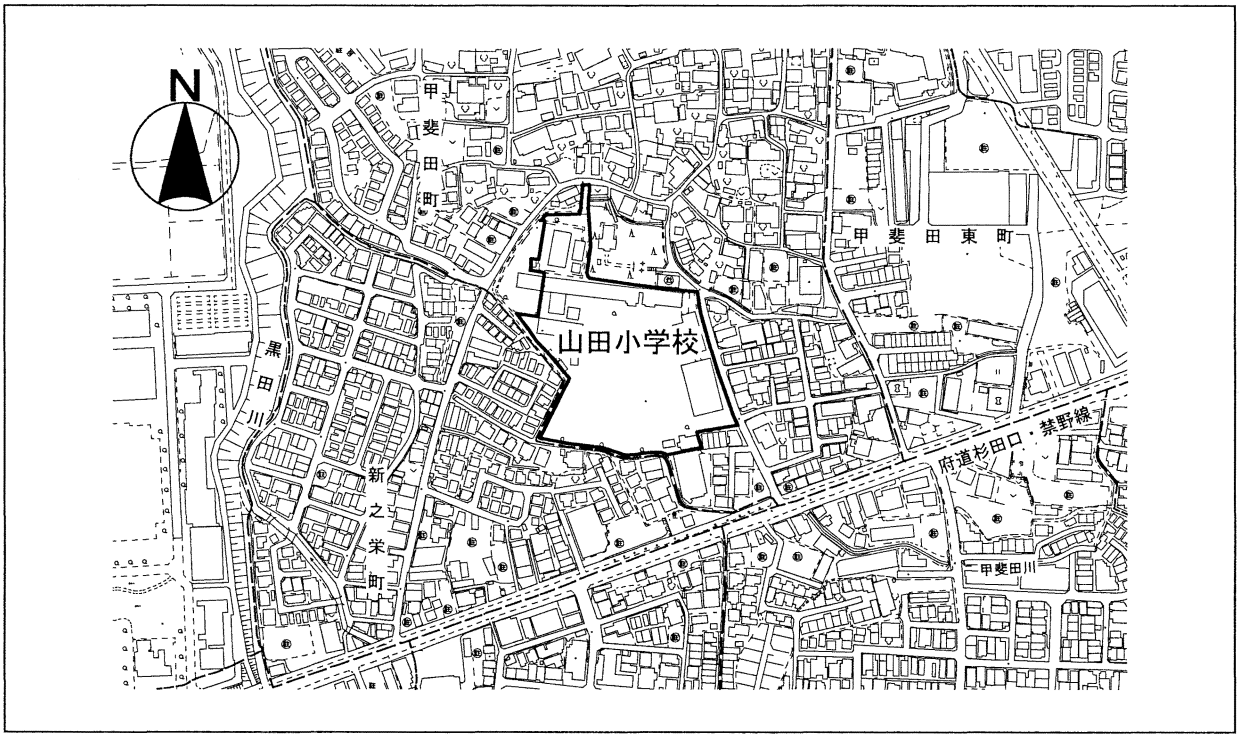

山田小学校：枚方市甲斐田町１－２７　　9/62

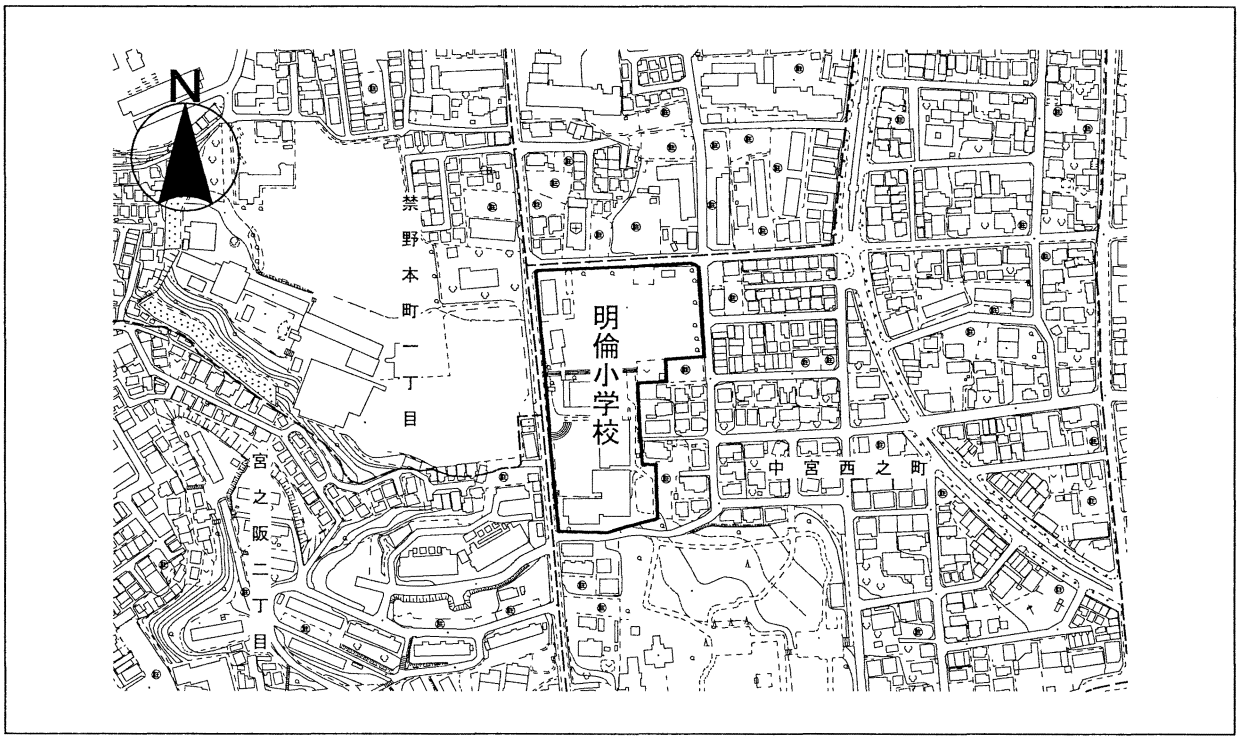

明倫小学校：枚方市中宮西之町１０－６　　10/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

殿山第一小学校：枚方市上野１丁目６－５

11/62

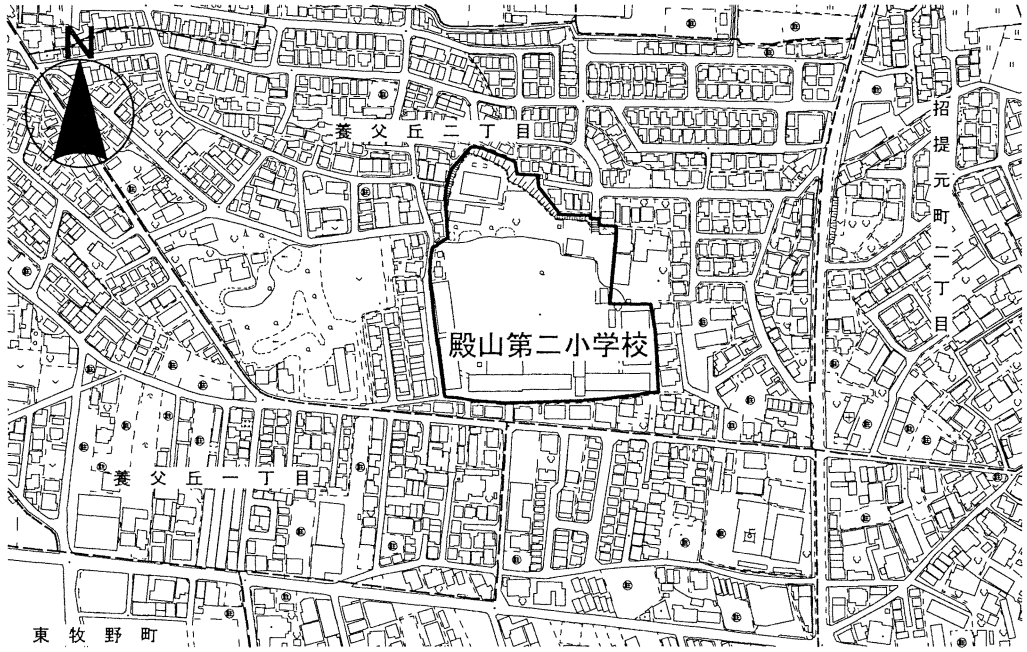

殿山第二小学校：枚方市養父丘２丁目７－５３

12/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

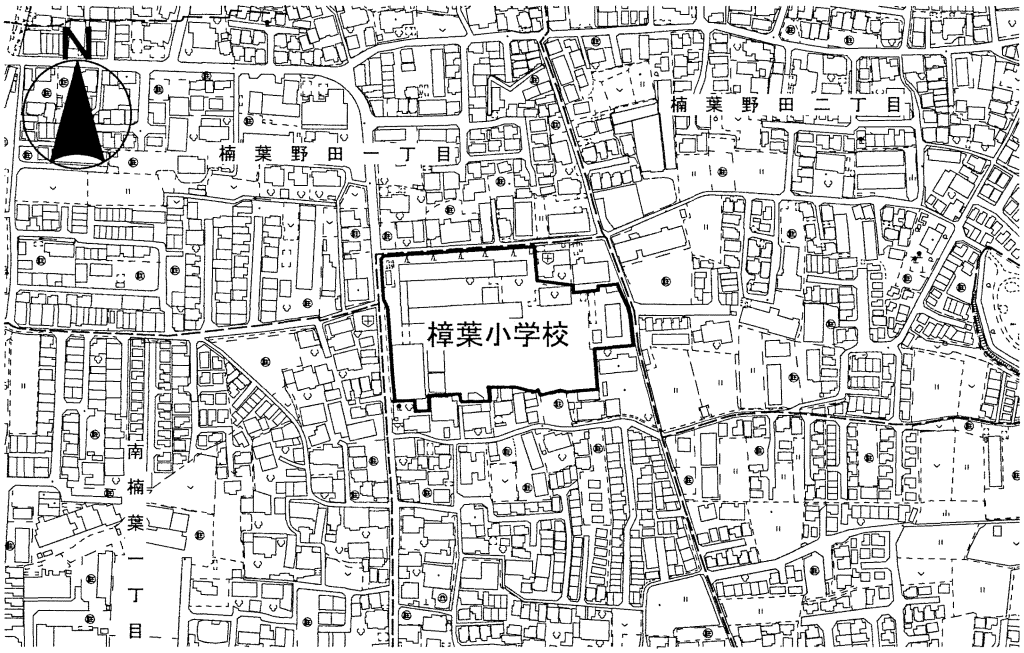

樟葉小学校：枚方市南楠葉２丁目４０－６　　13/62

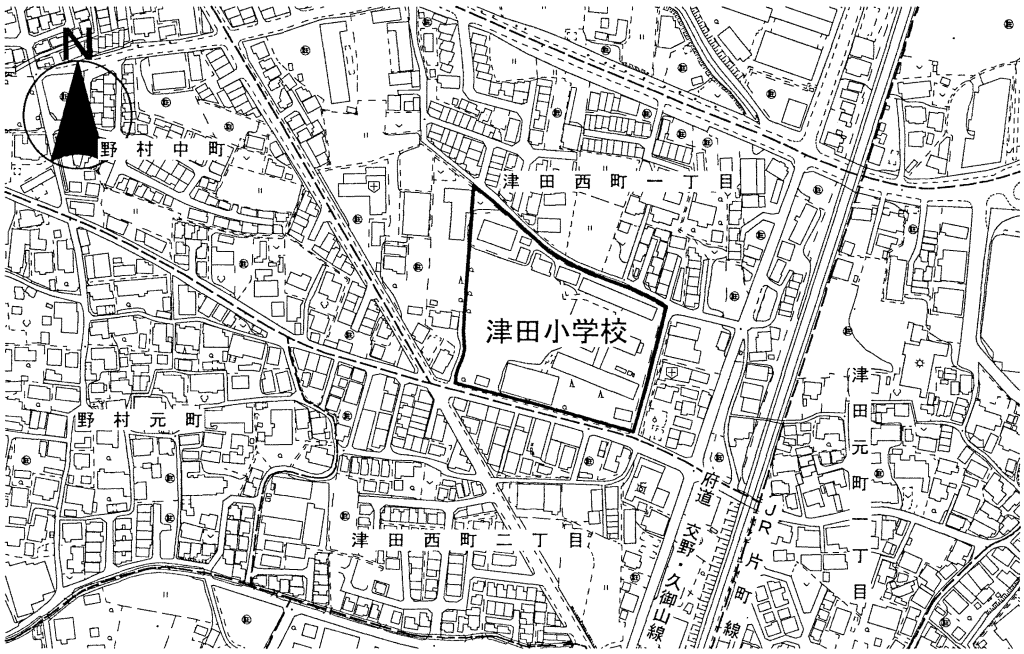

津田小学校：枚方市津田西町１丁目３３－１　　14/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

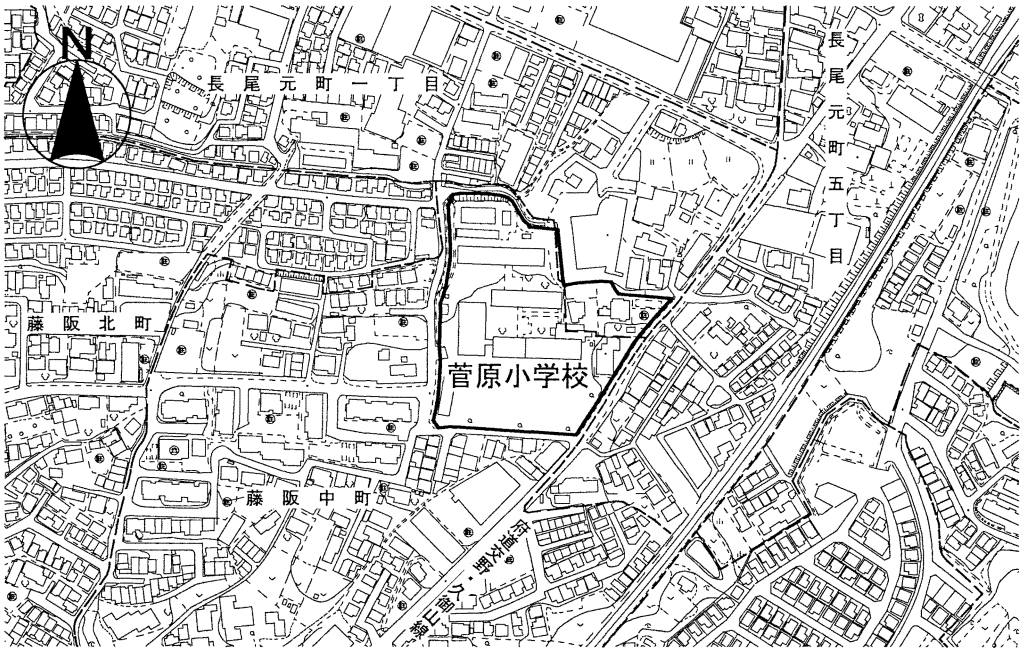

菅原小学校：枚方市藤阪中町１３－１　　15/62

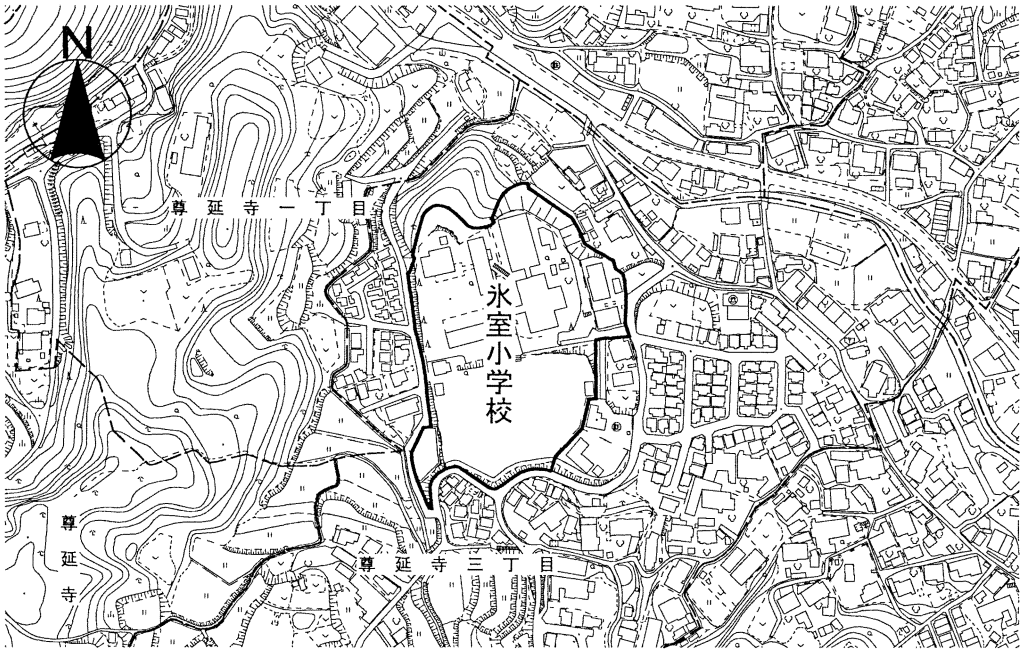

氷室小学校：枚方市尊延寺３丁目１－３８　　16/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

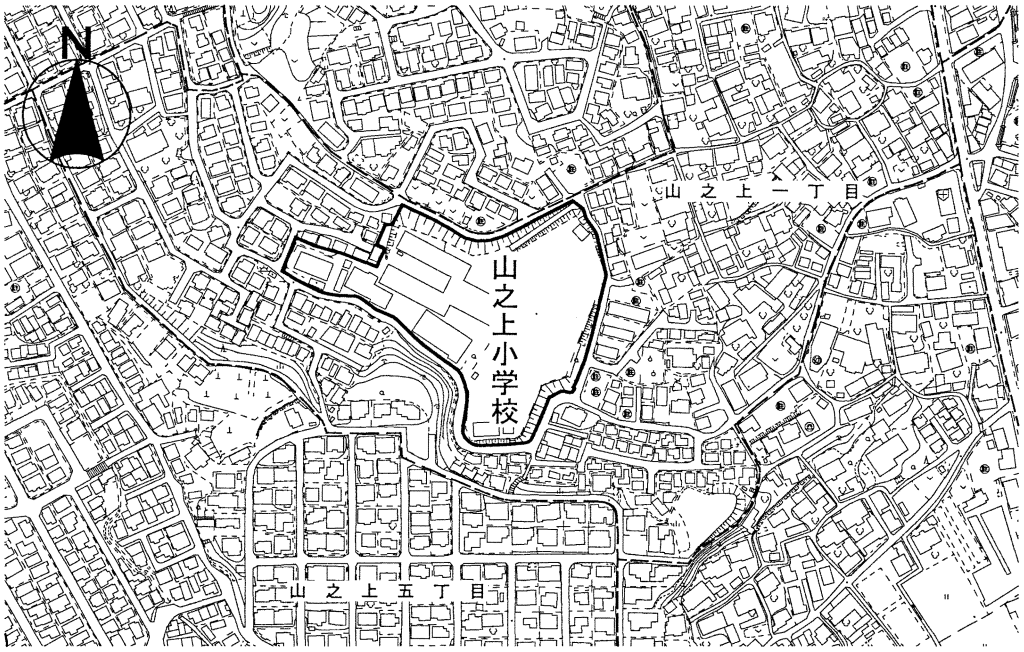

山之上小学校：枚方市山之上１丁目３２－１　　17/62

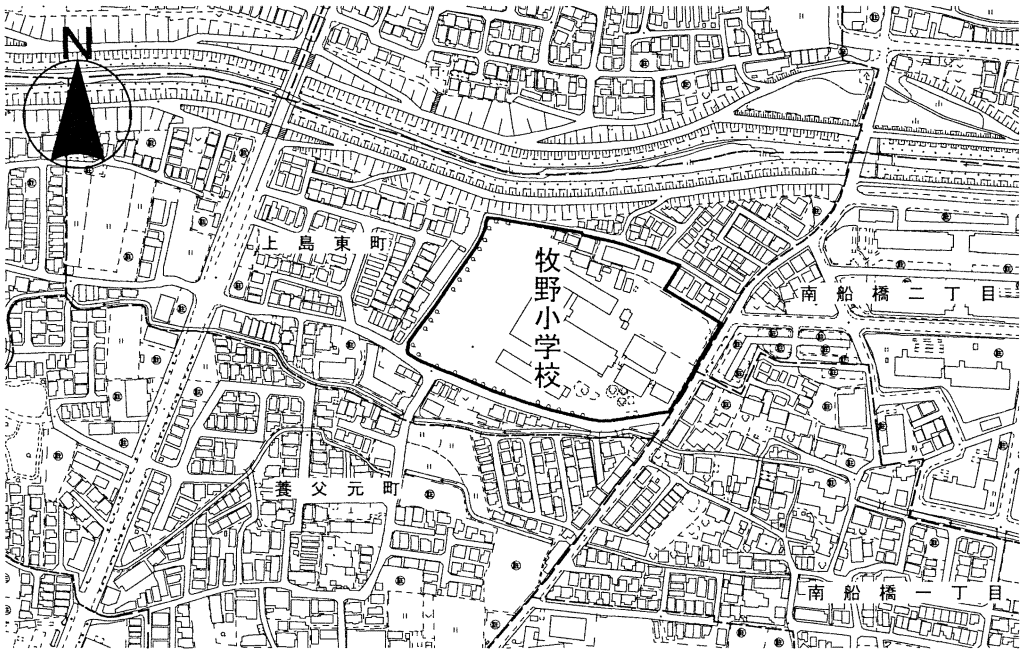

牧野小学校：枚方市上島東町４－１８　　18/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

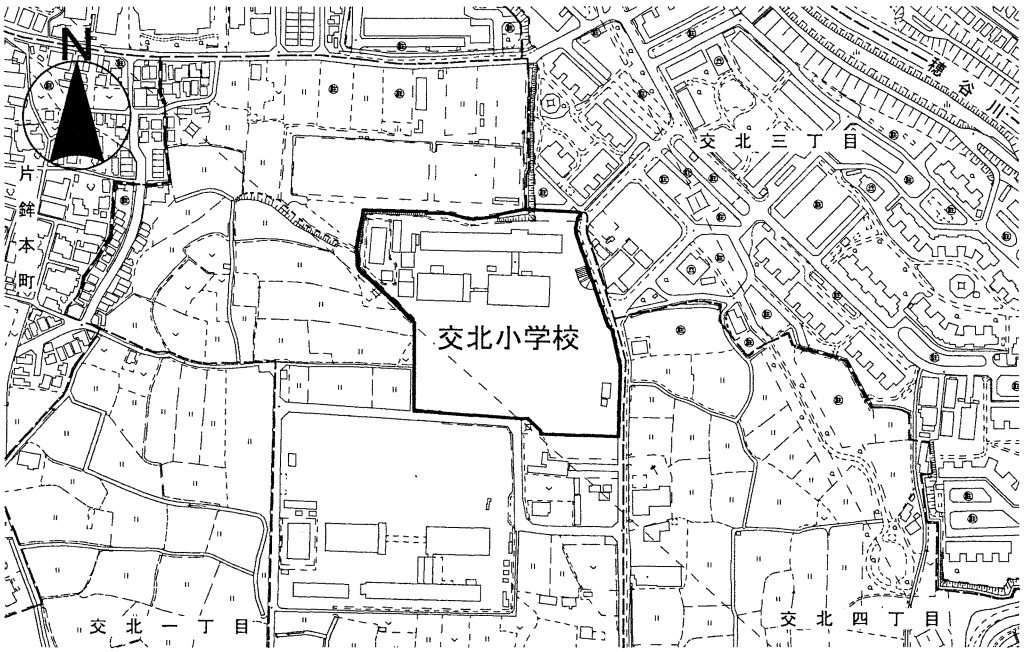

交北小学校：枚方市交北２丁目３０－５

19/62

香陽小学校：枚方市香里ケ丘１１丁目３６－１

20/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

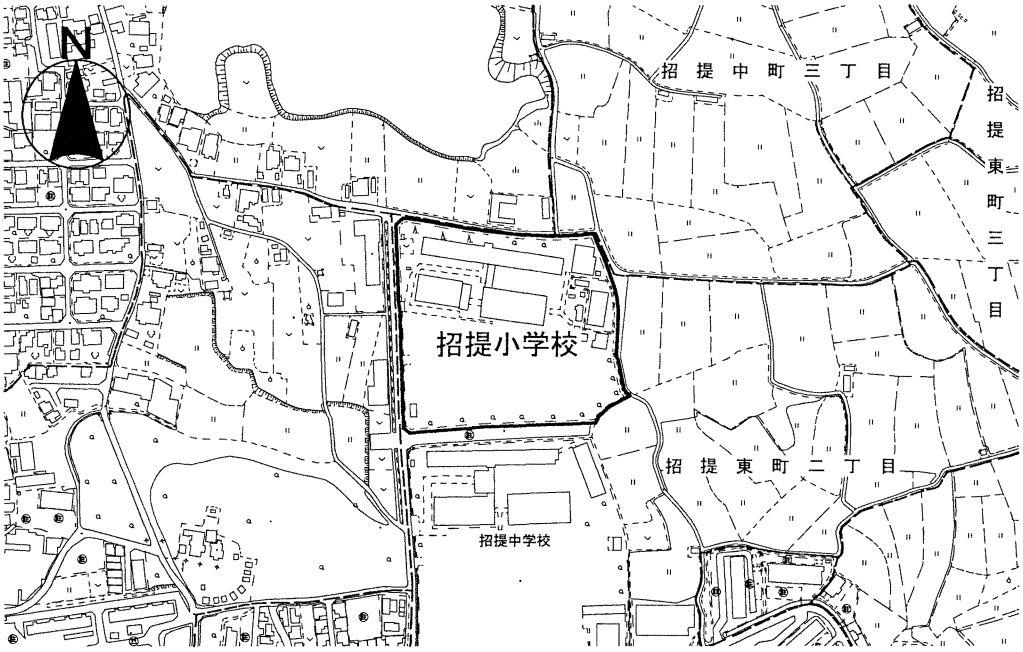

招提小学校：枚方市招提東町２丁目２－８　　21/62

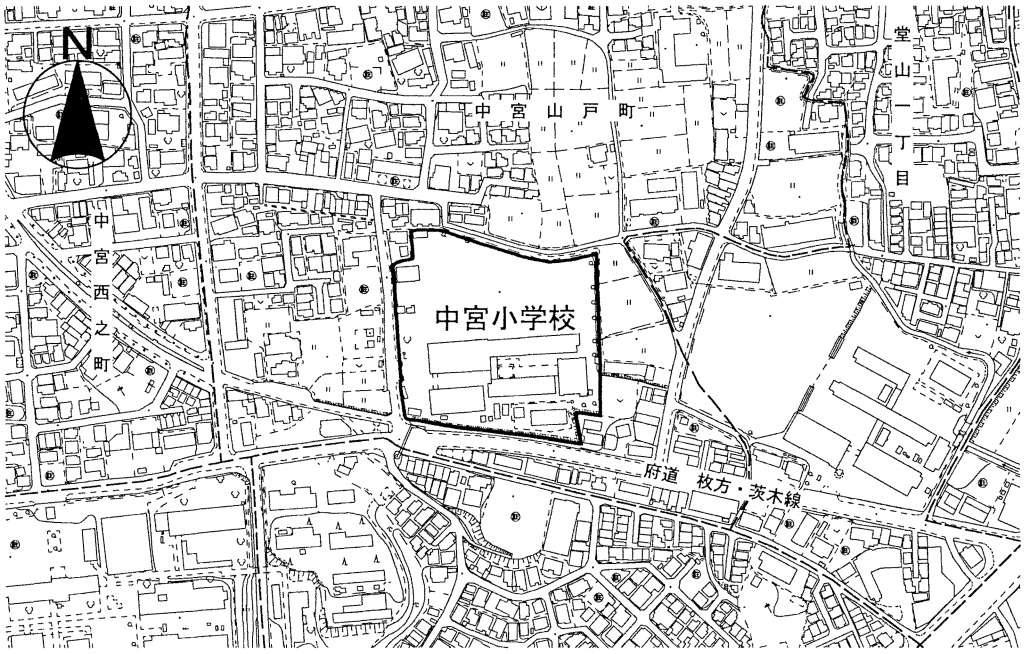

中宮小学校：枚方市中宮山戸町２２－３　　22/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

小倉小学校：枚方市小倉町２９－１　　23/62

樟葉南小学校：枚方市楠葉美咲１丁目２５－１　　24/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

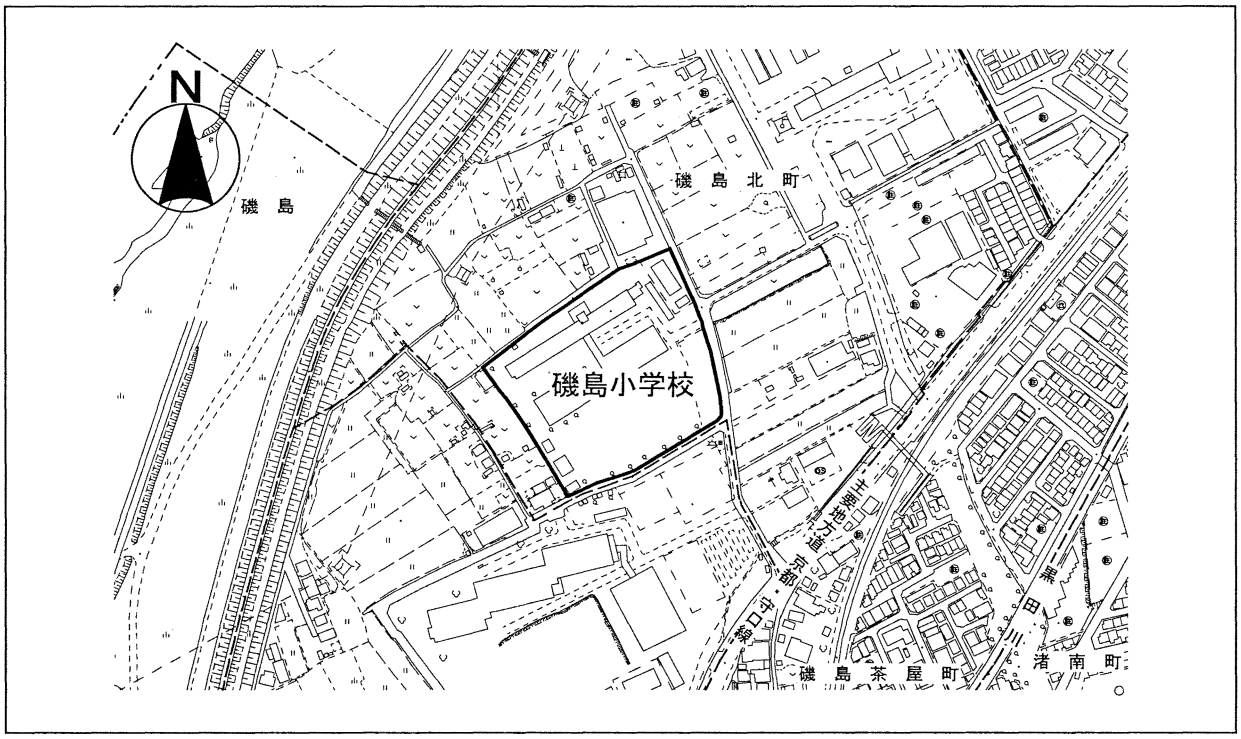

磯島小学校：枚方市磯島北町３－１　　25/62

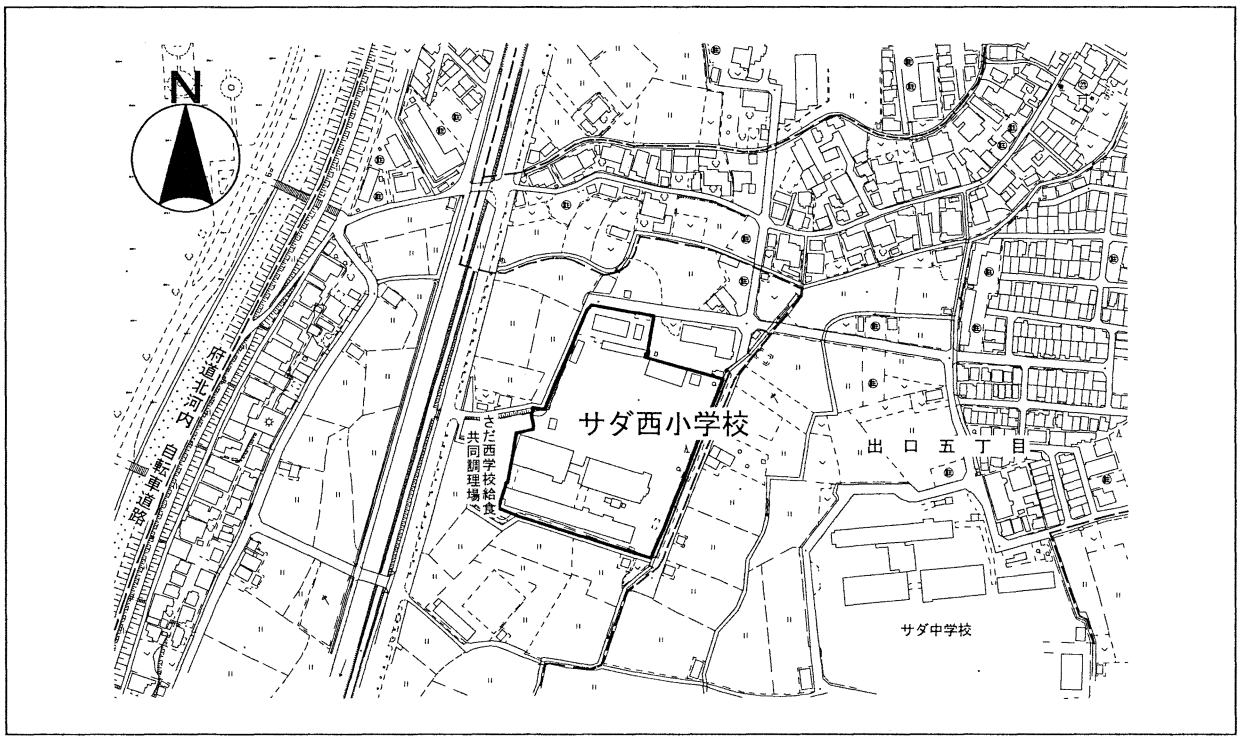

サダ西小学校：枚方市出口６丁目２０－１　　26/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

樟葉西小学校：枚方市楠葉並木１丁目１１－１　　27/62

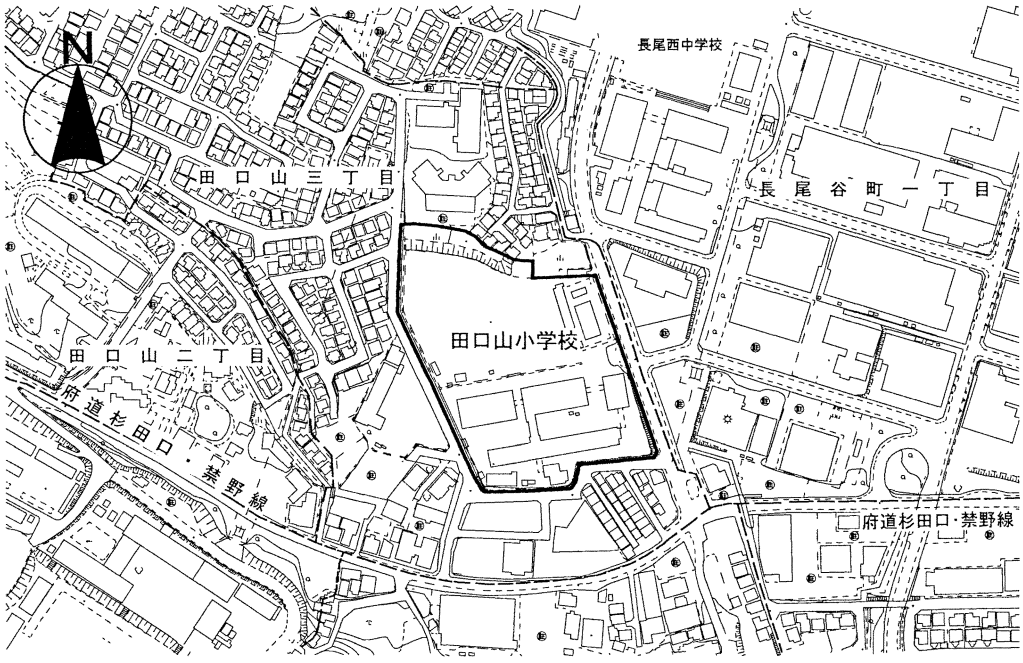

田口山小学校：枚方市田口山３丁目１０－１　　28/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

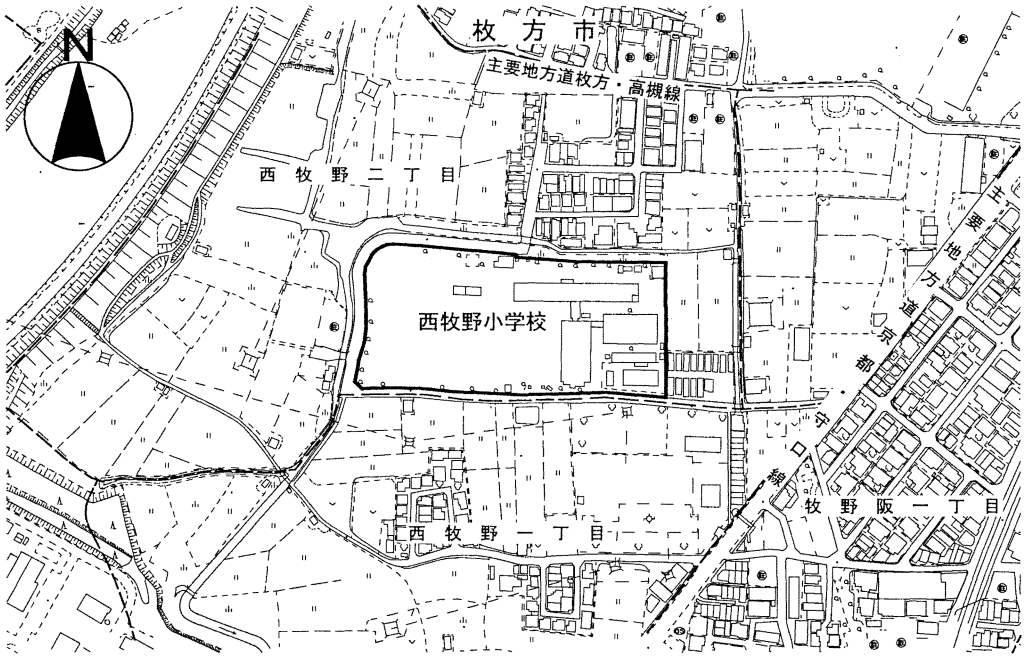

西牧野小学校：枚方市西牧野２丁目１－１

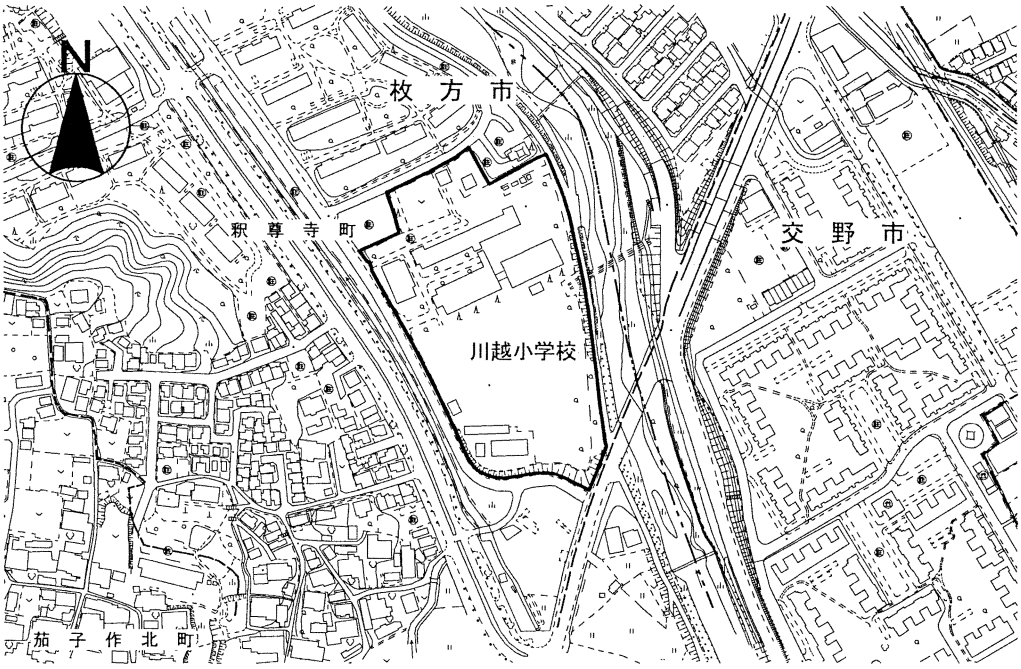

川越小学校：枚方市釈尊寺町３０－１

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

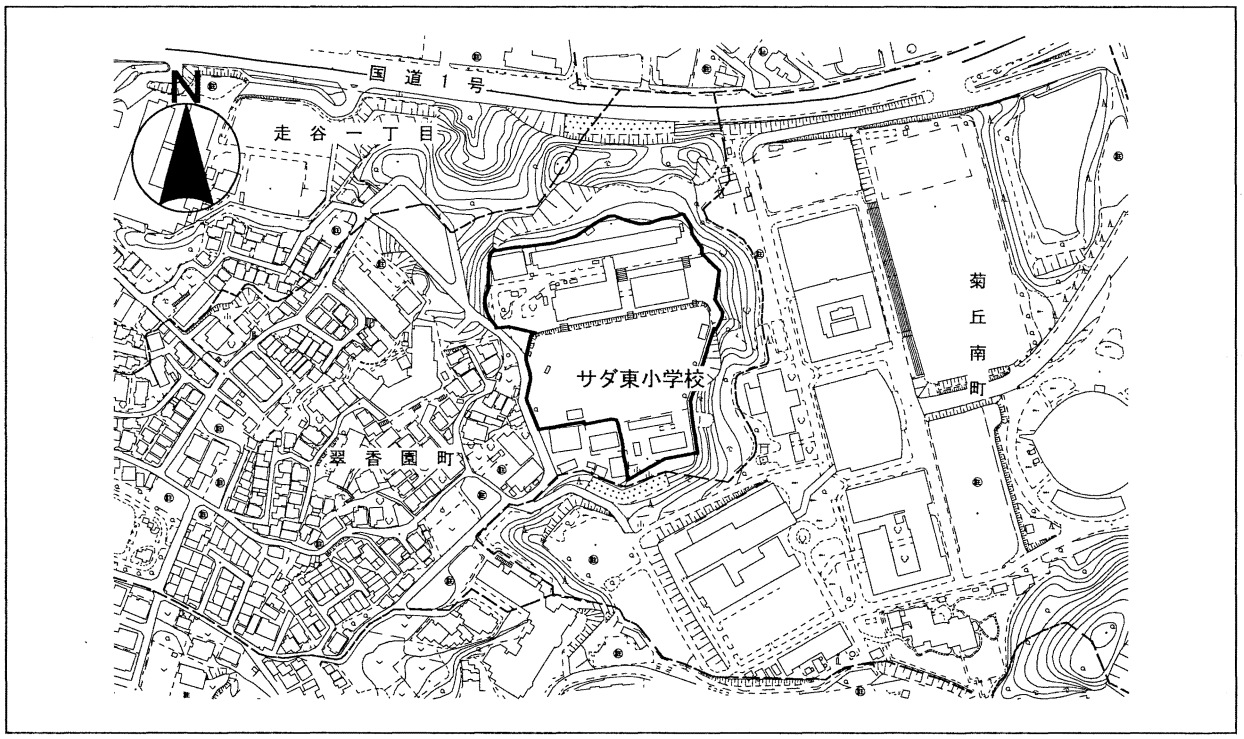

サダ東小学校：枚方市翠香園町３０－１　　31/62

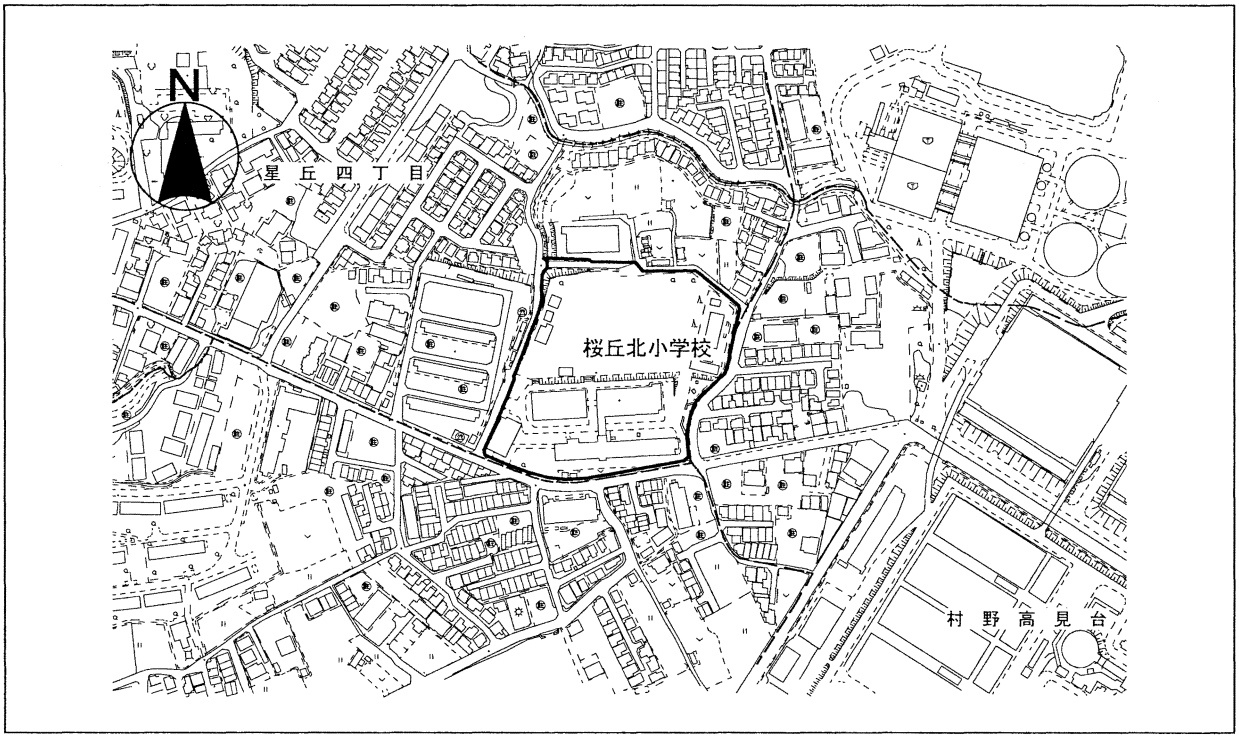

桜丘北小学校：枚方市星丘４丁目３１－１　　32/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

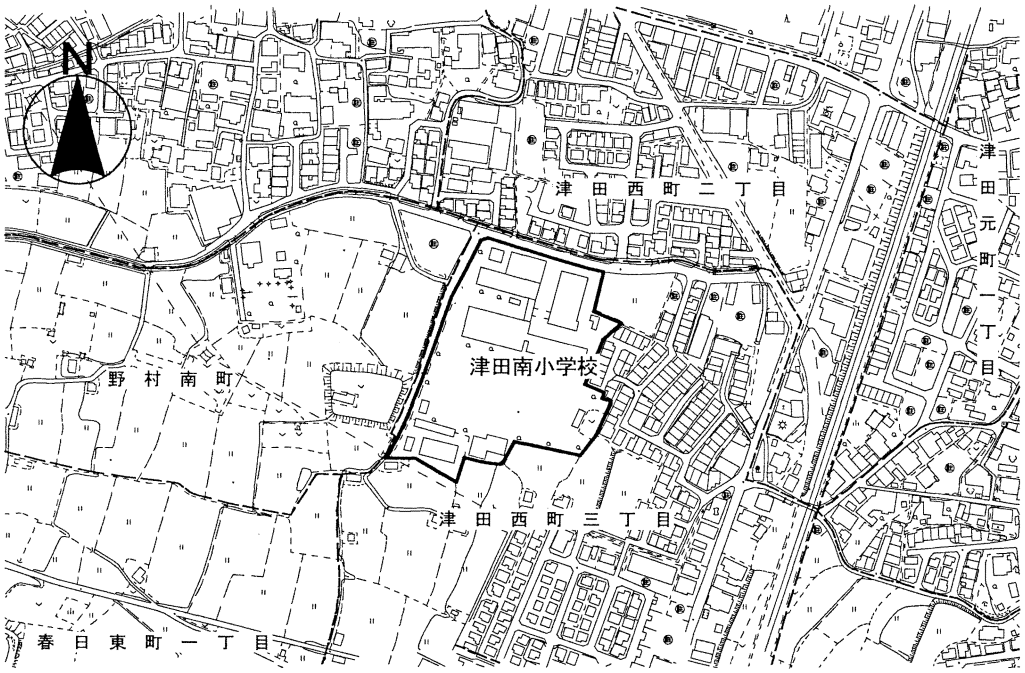

津田南小学校：枚方市津田西町３丁目１０－１　　33/62

樟葉北小学校：枚方市楠葉野田３丁目１３－１　　34/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

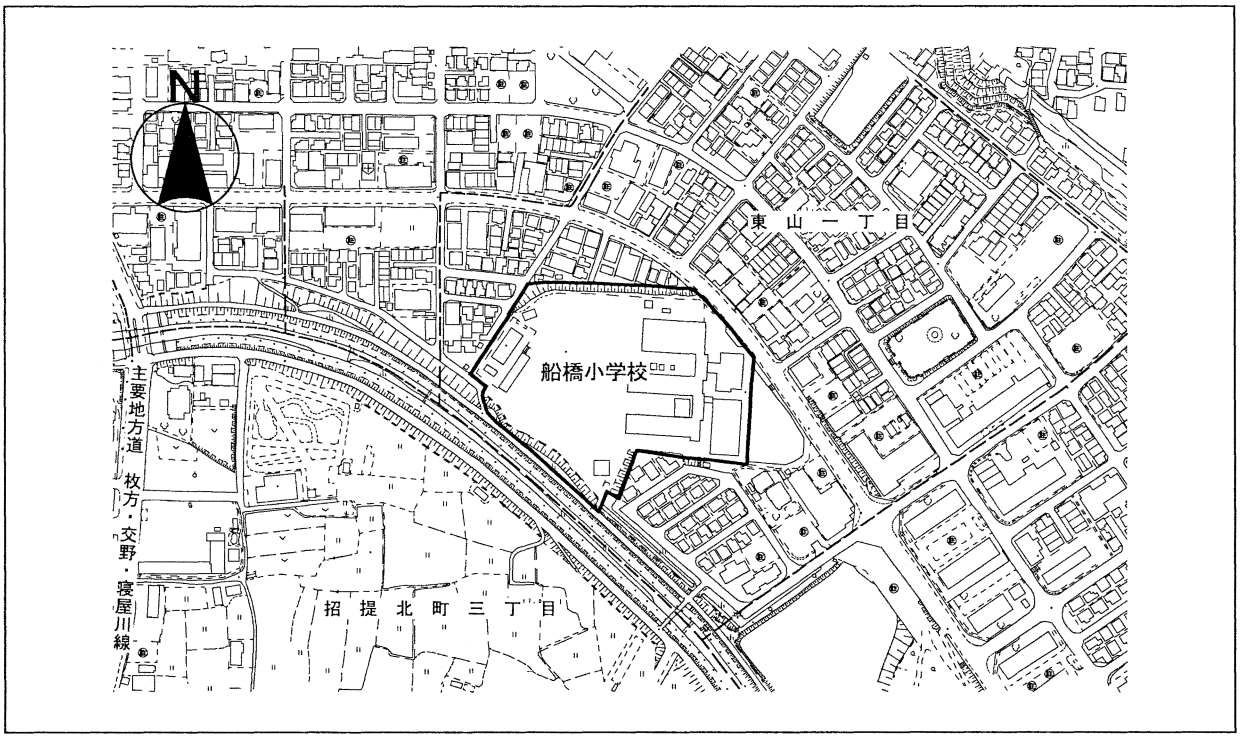

船橋小学校：枚方市東山１丁目６８　　35/62

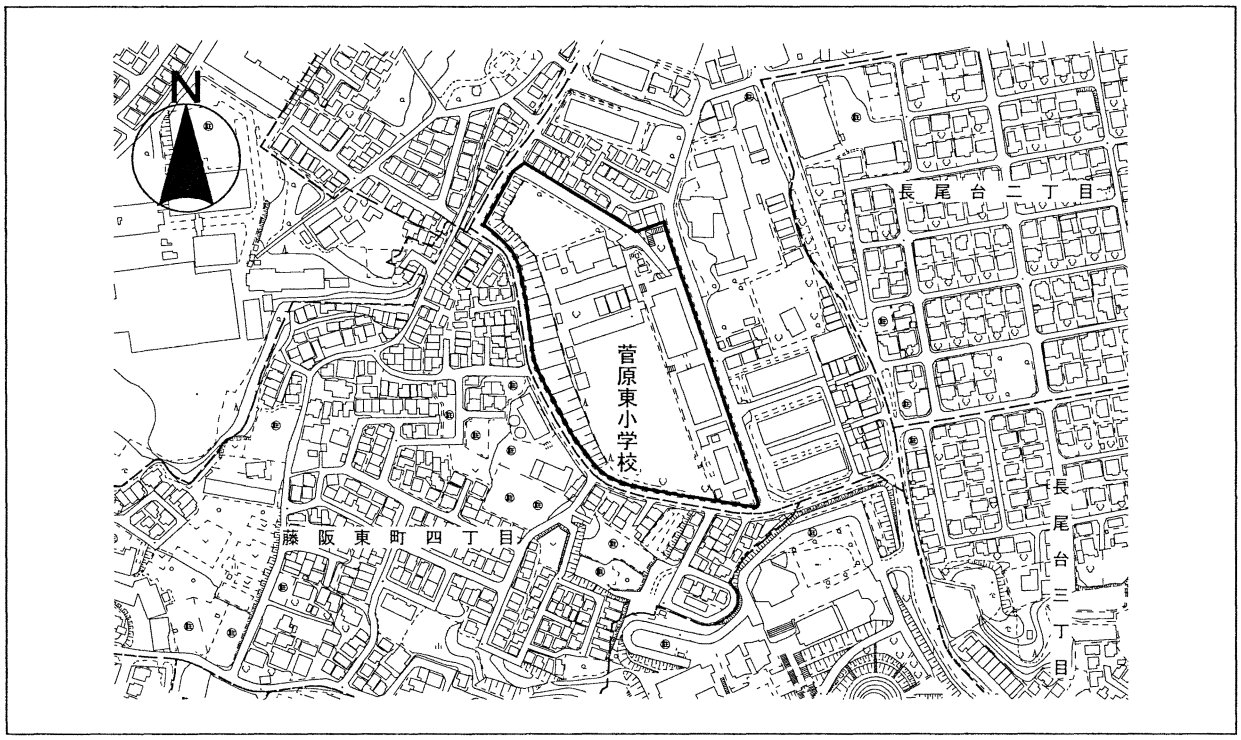

菅原東小学校：枚方市藤阪東町３丁目１０－１　　36/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

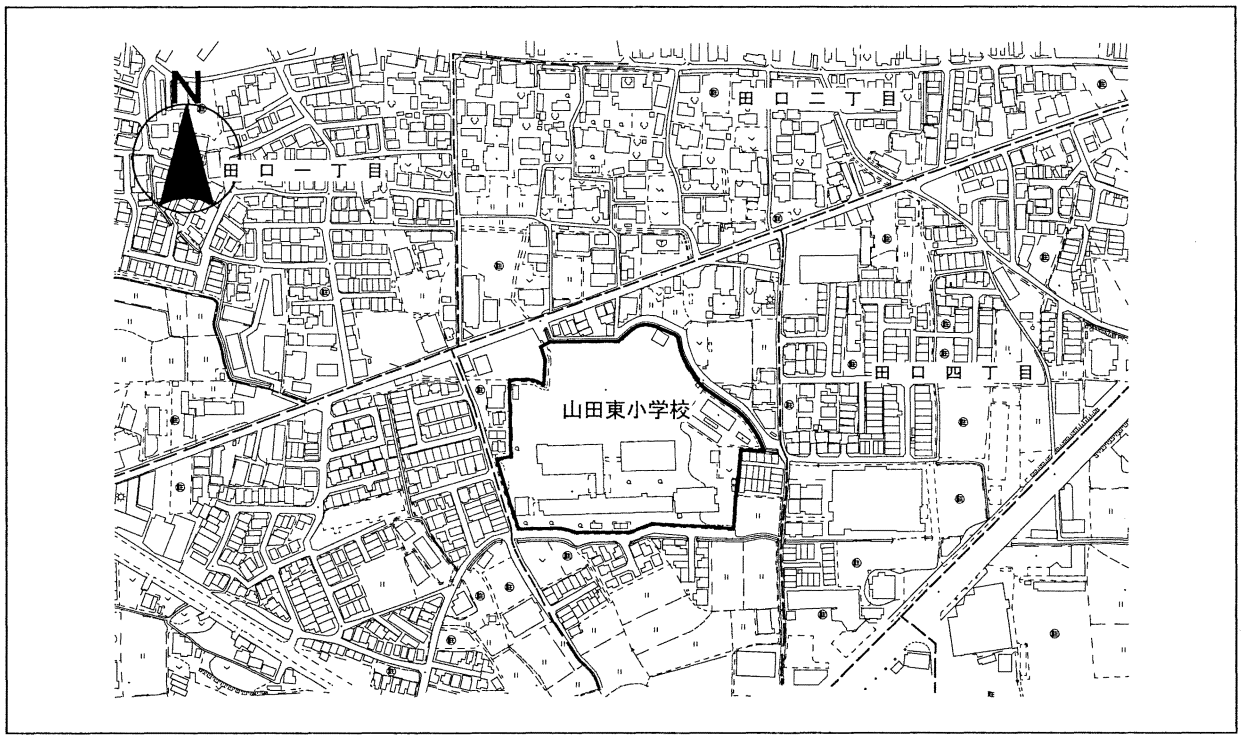

山田東小学校：枚方市田口３丁目１６－１　　37/62

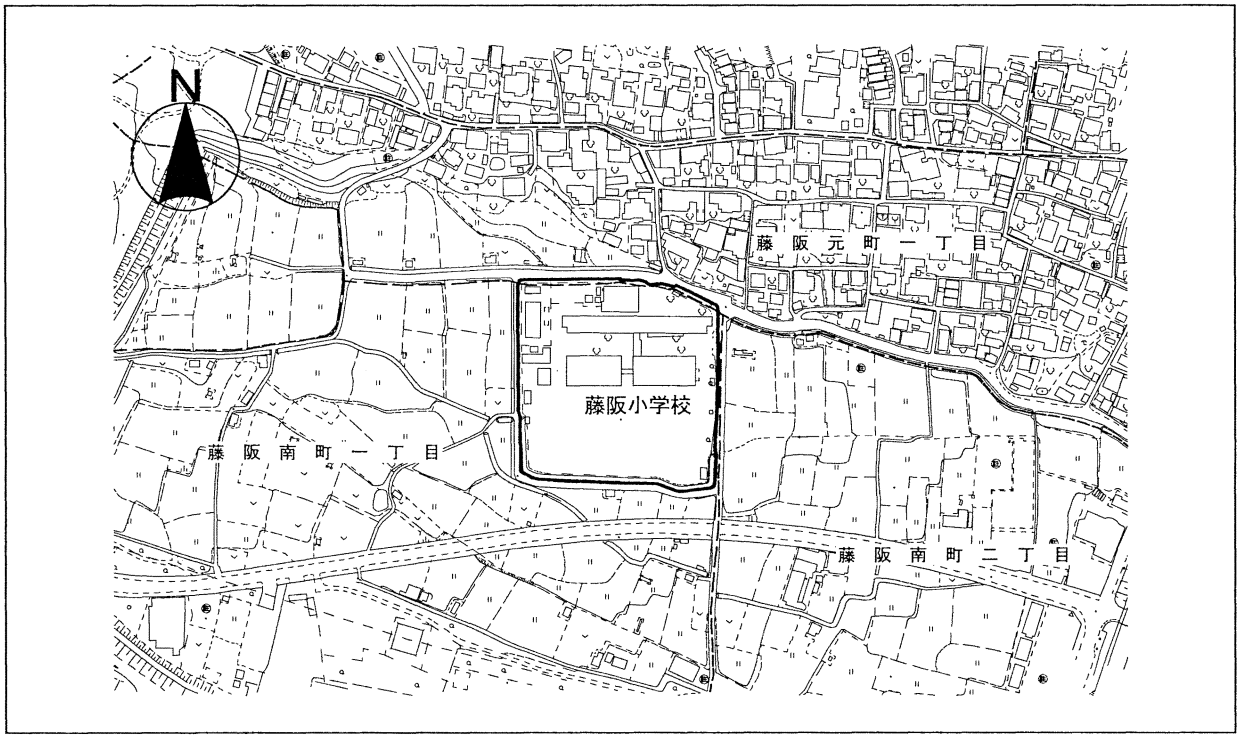

藤阪小学校：枚方市藤阪南町１丁目４０－１　　38/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

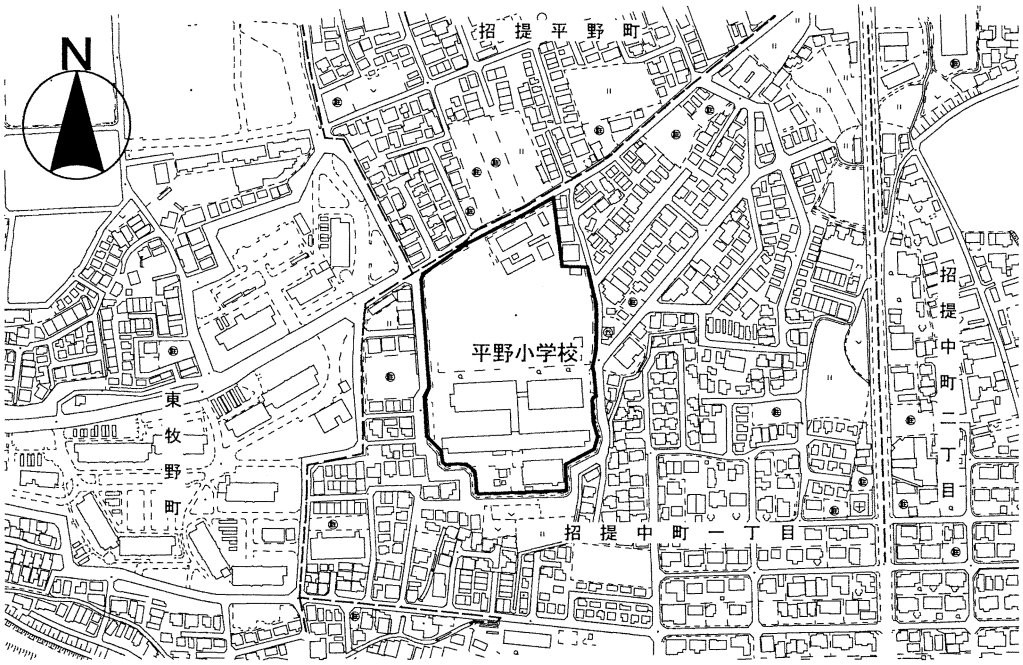

平野小学校：枚方市招提中町１丁目５３－１

39/62

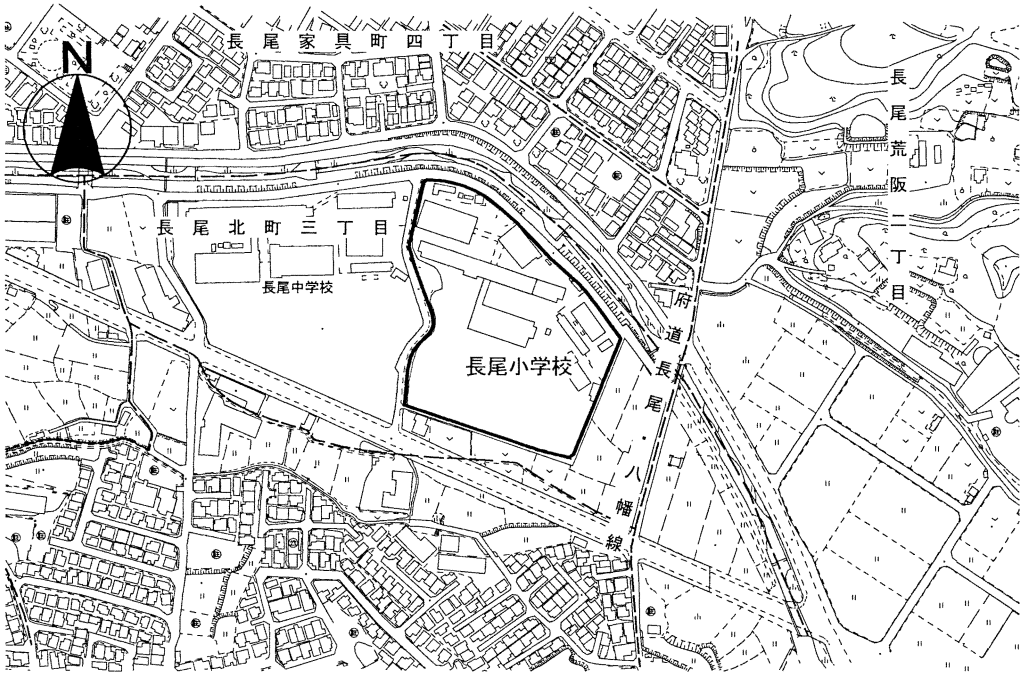

長尾小学校：枚方市長尾北町３丁目３－２

40/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

東香里小学校：枚方市東香里南町４４－１

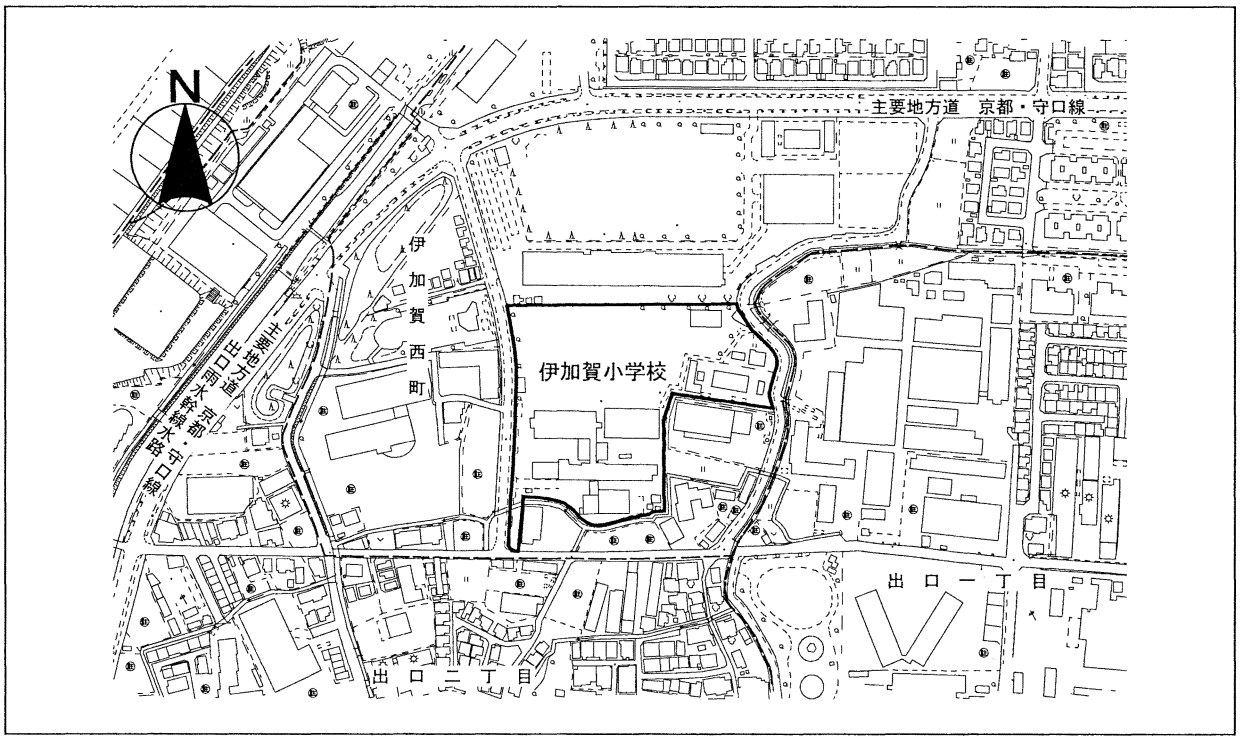

伊加賀小学校：枚方市伊加賀西町５３－１

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

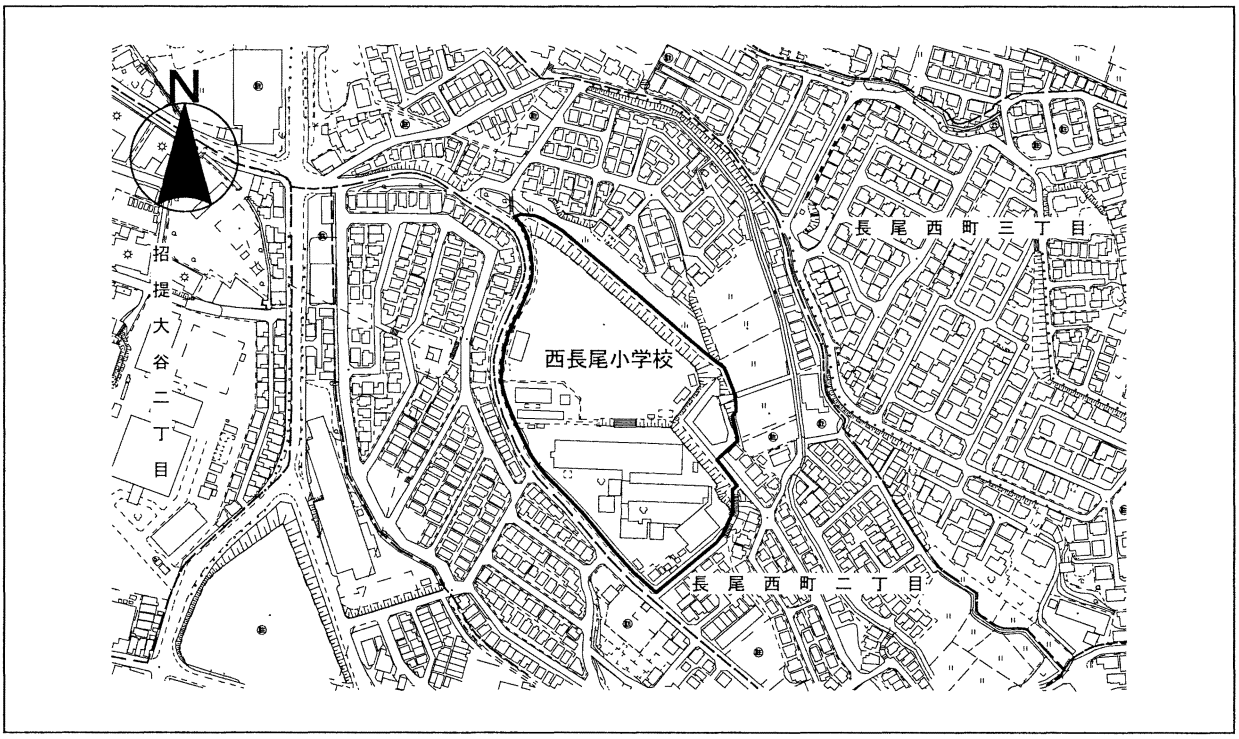

西長尾小学校：枚方市長尾西町２丁目４５－１　　43/62

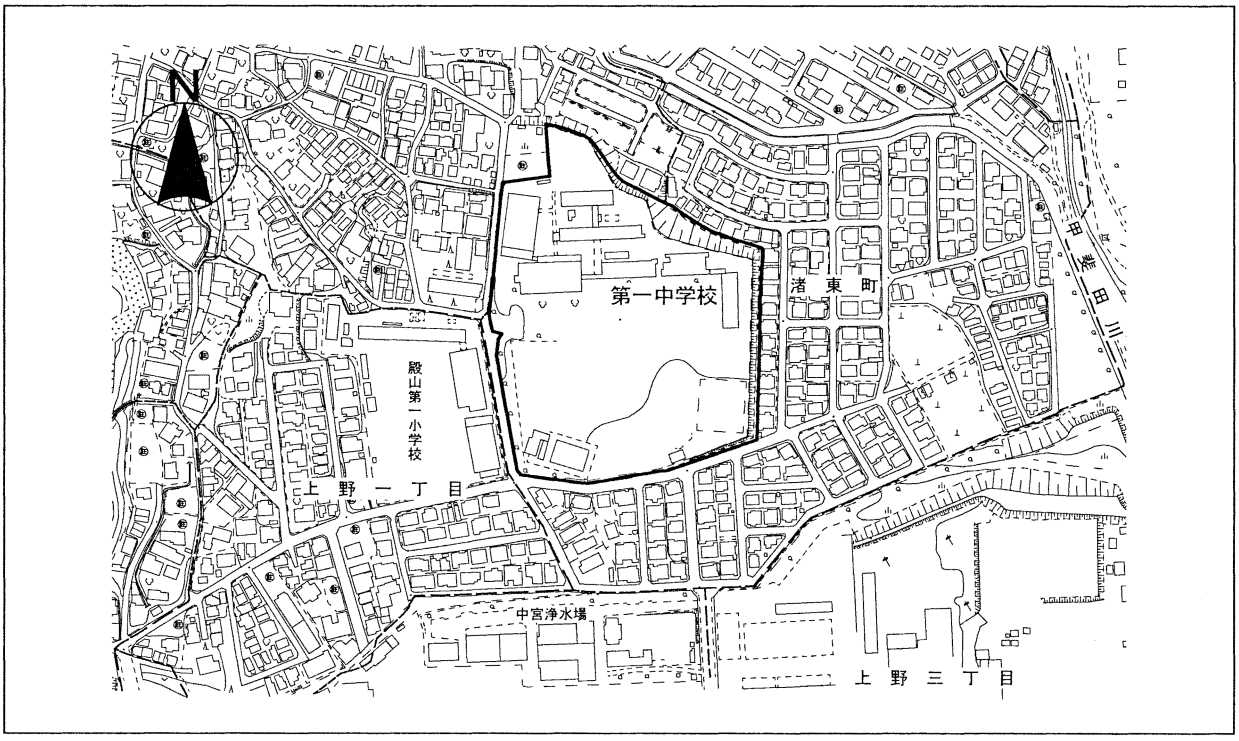

第一中学校：枚方市渚東町２－１　　44/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

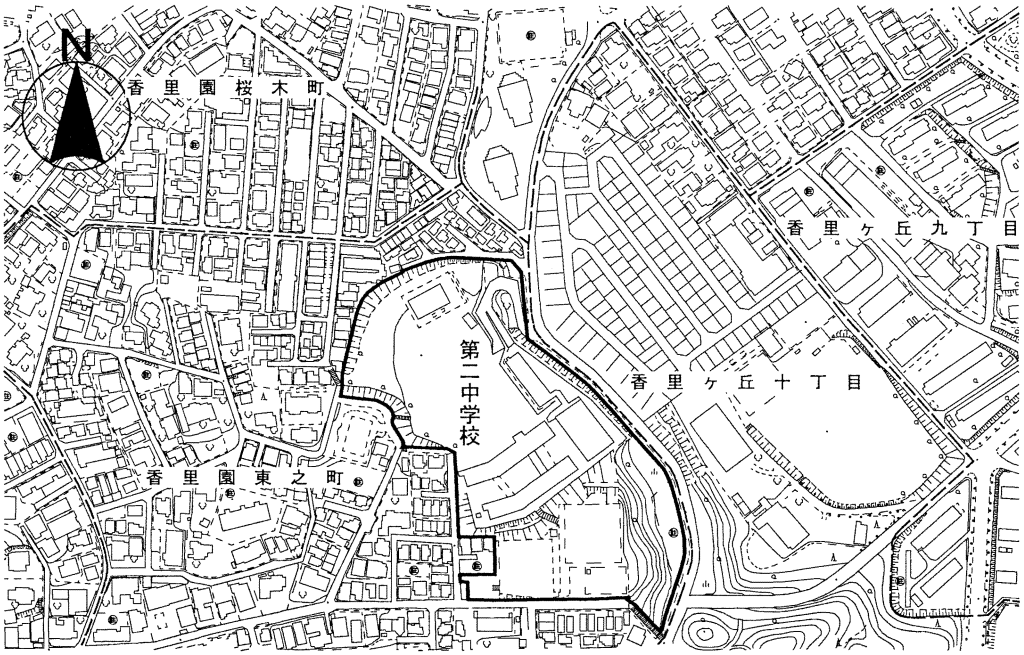

第二中学校：枚方市香里園東之町２０－２６　　45/62

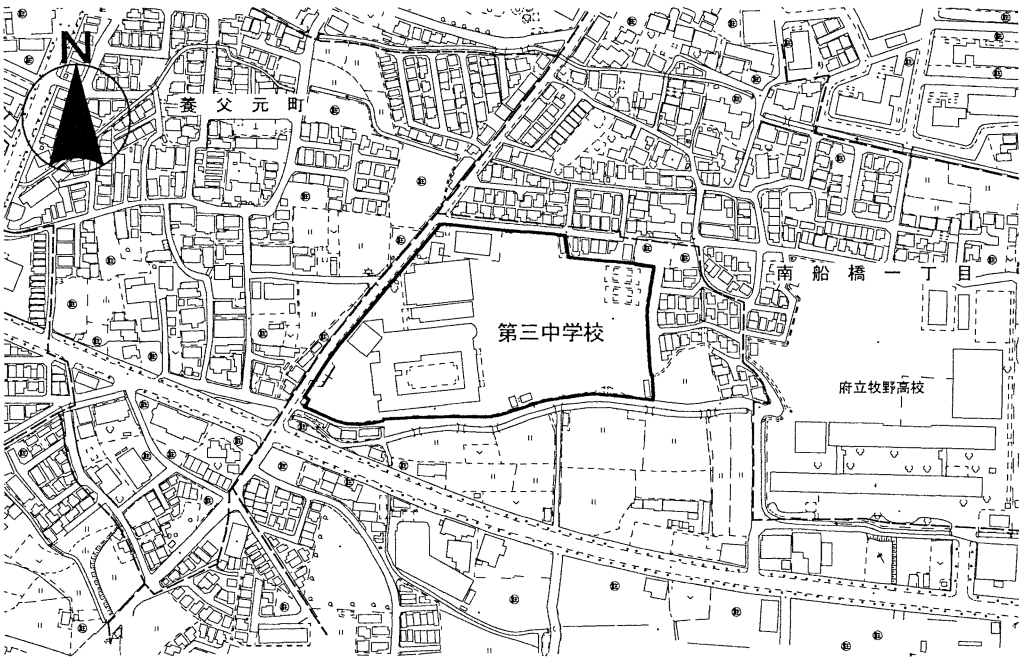

第三中学校：枚方市養父東町１－５　　46/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

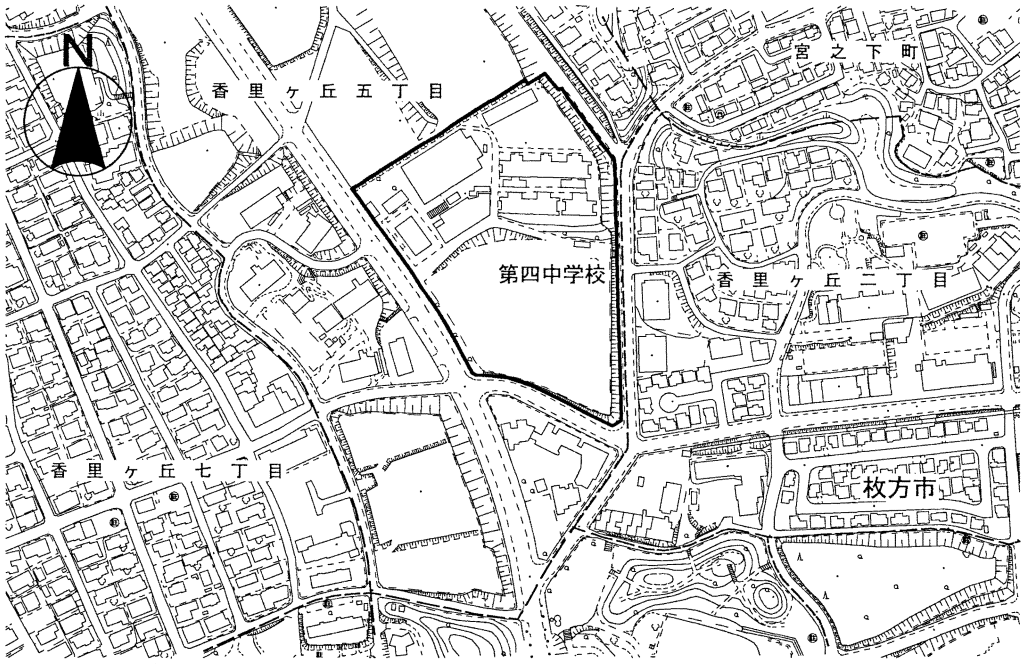

第四中学校：枚方市香里ケ丘５丁目３－２

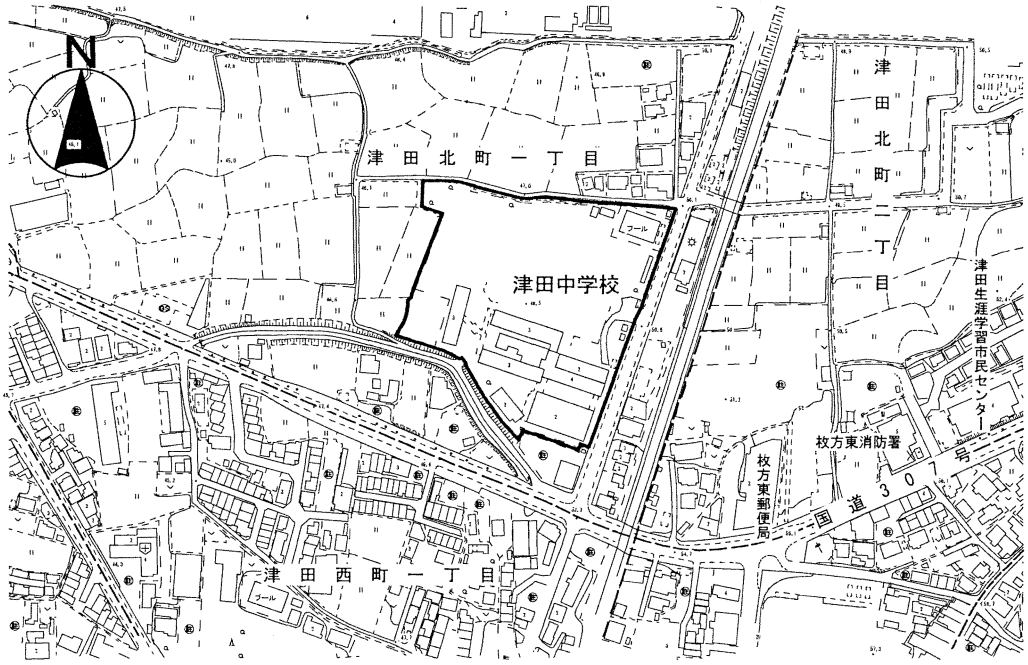

津田中学校：枚方市津田北町１丁目３２－１

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

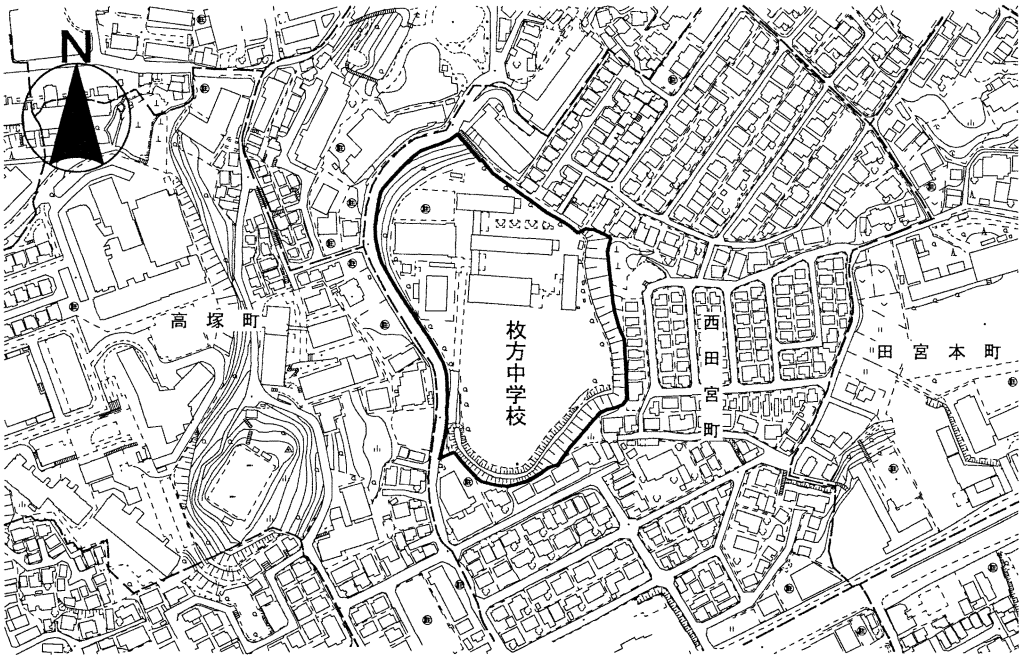

枚方中学校：枚方市西田宮町１９－１　　49/62

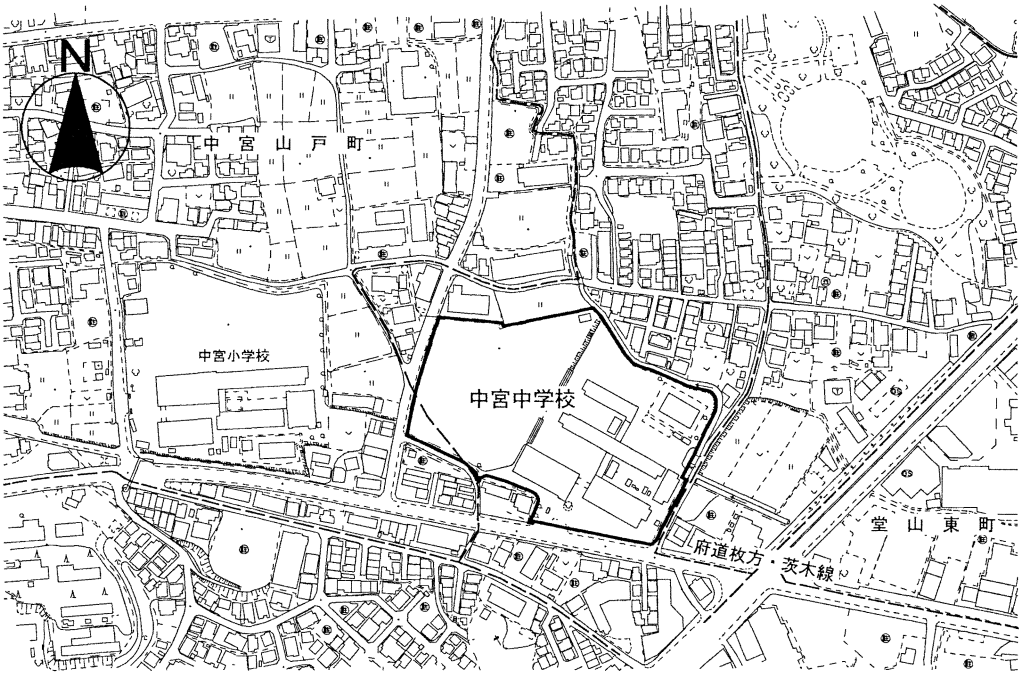

中宮中学校：枚方市堂山１丁目２－６　　50/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

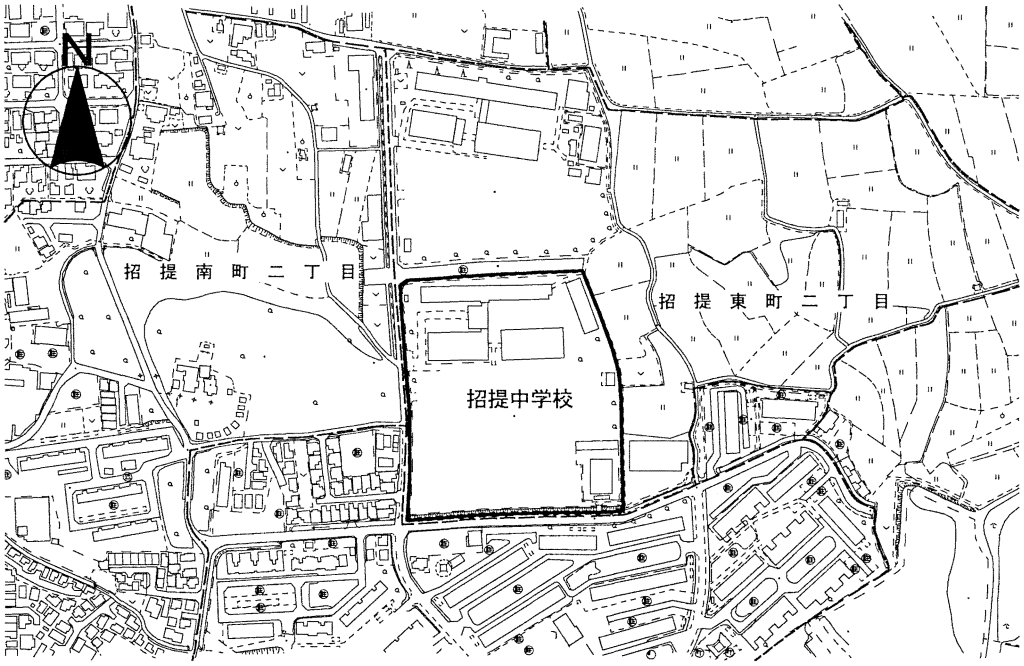

招提中学校：枚方市招提東町２丁目１－１２　　51/62

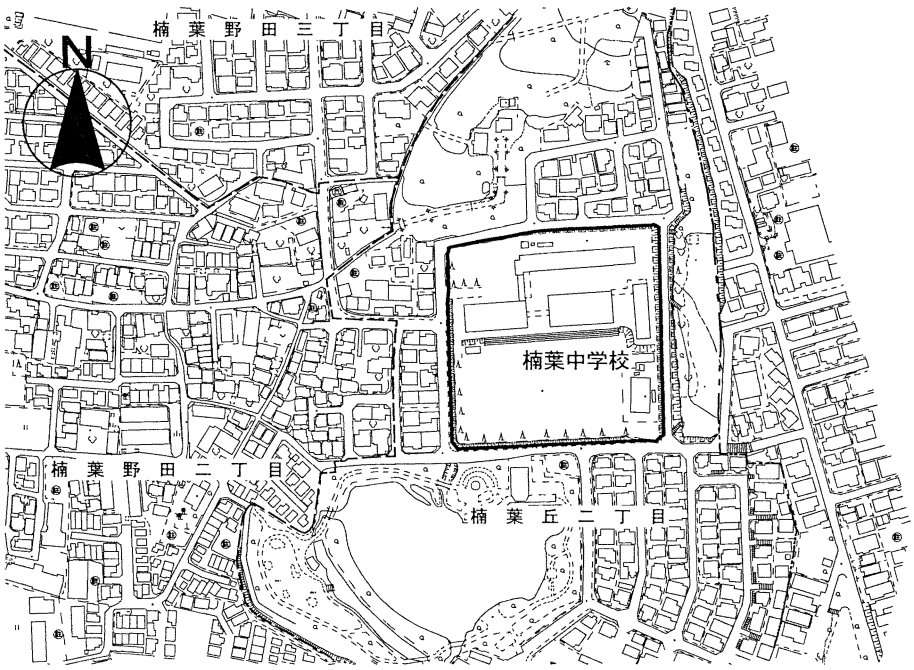

楠葉中学校：枚方市楠葉丘２丁目１２－１　　52/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

楠葉西中学校：枚方市西船橋２丁目４３－１

53/62

東香里中学校：枚方市東香里３丁目３７－１

54/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

長尾中学校：枚方市長尾北町３丁目３－１　　55/62

杉中学校：枚方市杉４丁目１－１　　56/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

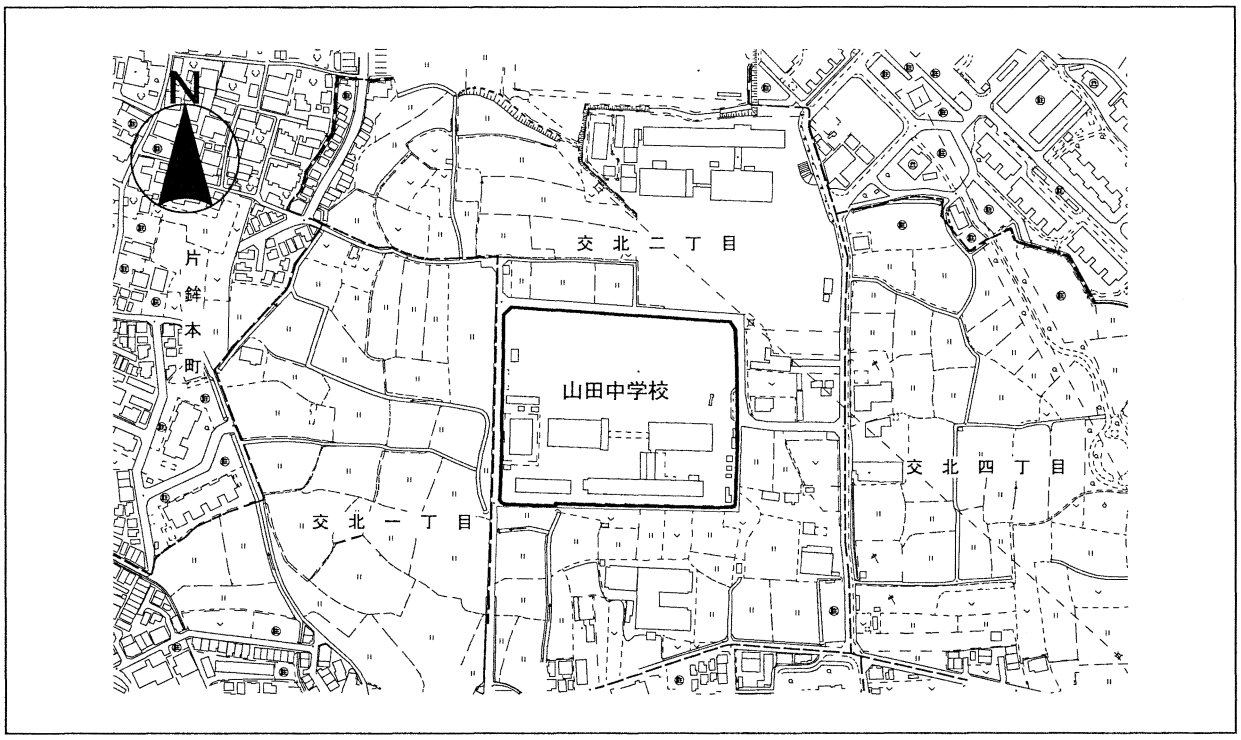

山田中学校：枚方市交北２丁目２８－１　　57/62

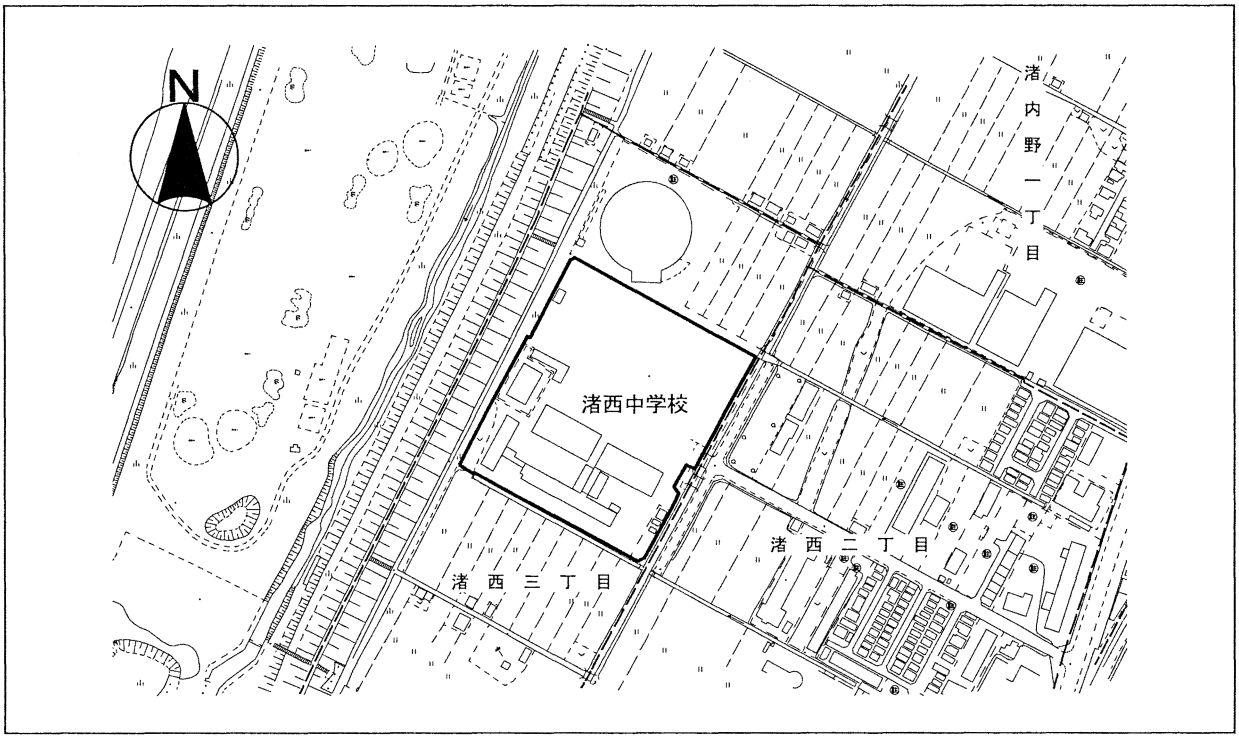

渚西中学校：枚方市渚西３丁目２５－１　　58/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

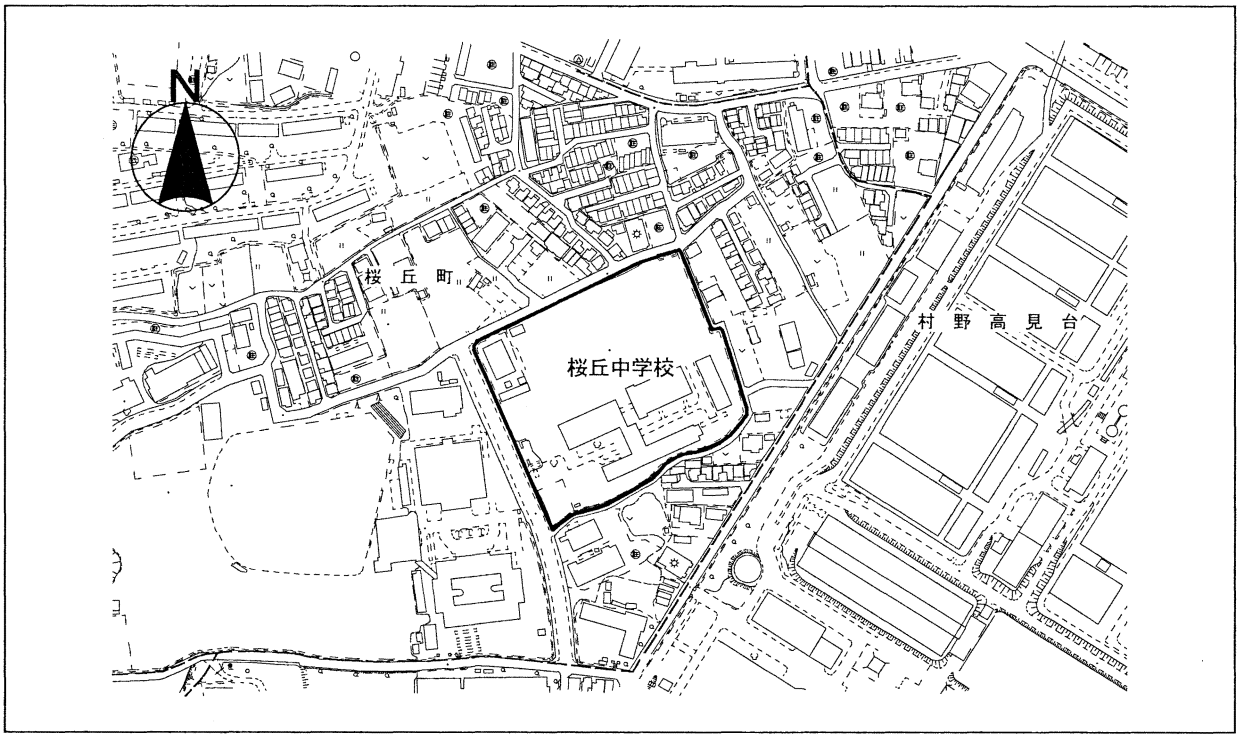

桜丘中学校：枚方市桜丘町６５－１　　59/62

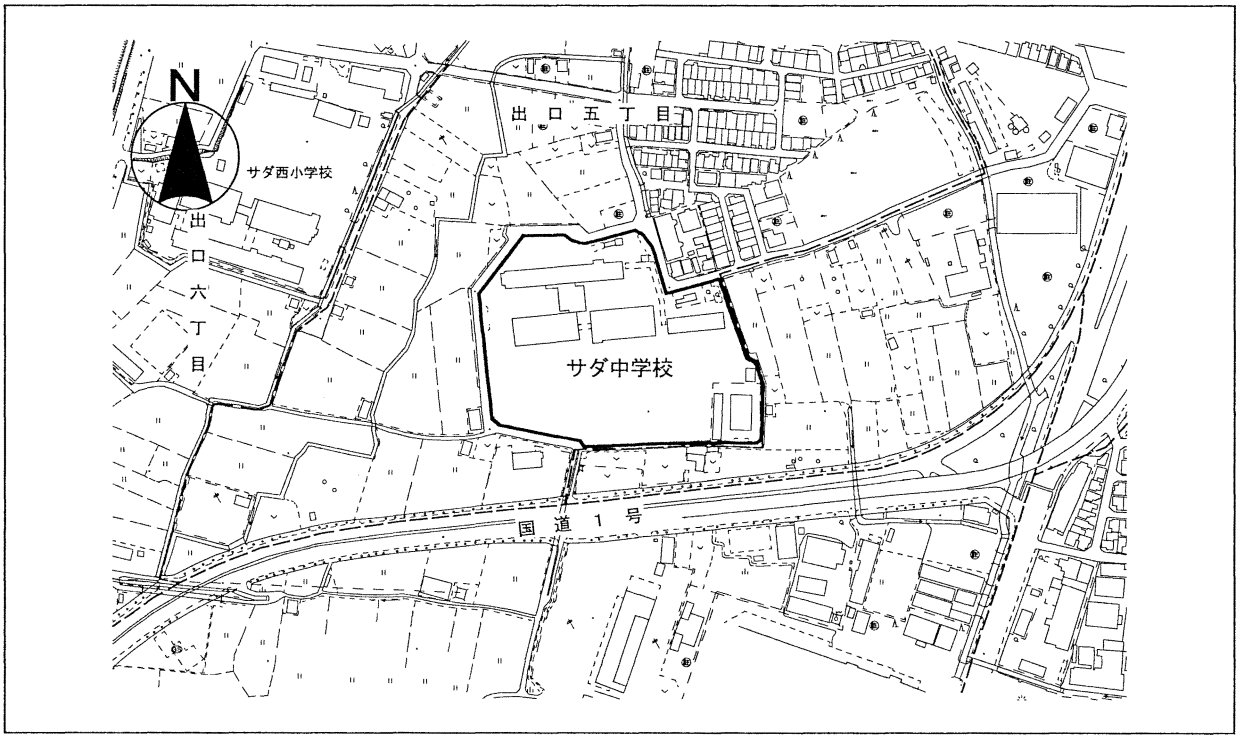

サダ中学校：枚方市出口５丁目４０－１　　60/62

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業

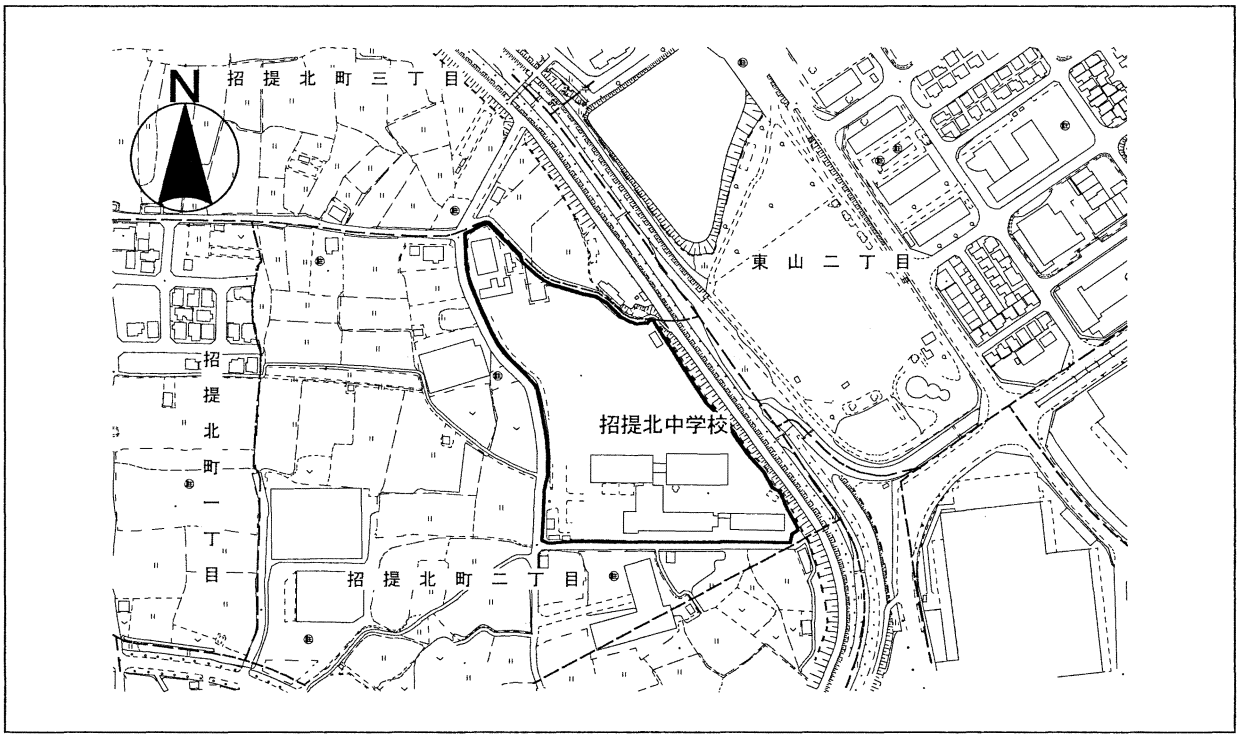

招提北中学校：枚方市招提北町２丁目３５－１　　61/62

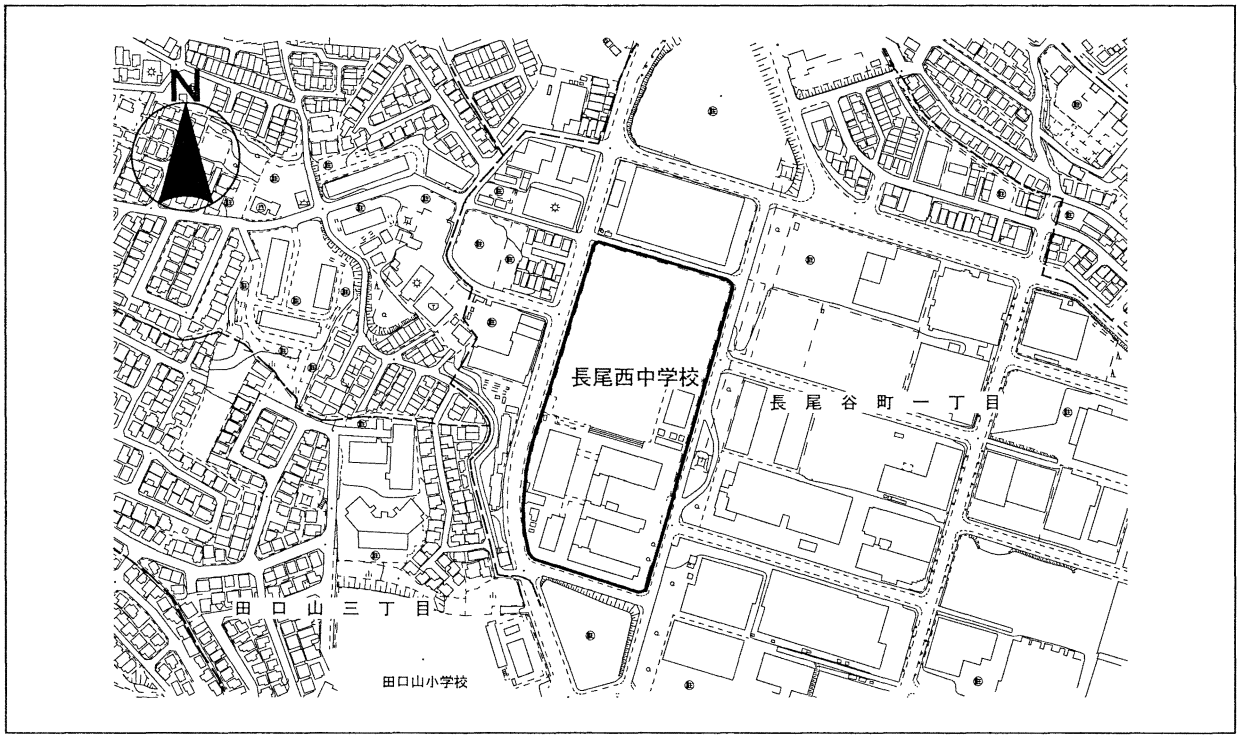

長尾西中学校：枚方市長尾谷町１丁目７３－１　　62/62

議案第１２５号

ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業請負契約締結について

次のとおりひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．発　注　者	枚方市大垣内町２丁目１番２０号 枚 方 市 市　長　　伏　見　　隆
２．受　注　者	枚方市長尾家具町４丁目２３番地の１９ 株式会社橘電気工事 代表取締役社長　橘　　充　紘 大阪市淀川区西中島７丁目１番２０号　第１スエヒロビル７階 株式会社エネ・グリーン　大阪支社 支社長　　中　川　　修　一
３．契 約 金 額	金　４１２，５００，０００円
４．契 約 保 証 金	設計業務、施工業務及び工事監理業務の対価の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の１０％相当額
５．工　事　名	ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業
６．施 工 場 所	枚方市磯島北町３７番１号　他
７．工期・履行期間	本契約締結日から令和１０年３月３１日まで
８．契約条項その他	契約内容に関しては、枚方市契約規則第３８条に定める事項を記載した契約による。

議案第１２５号参考資料

随意契約（工事）
執行調書

名称	ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業			
受注者名	株式会社橘電気工事・株式会社エネ・グリーン　大阪支社			
業務区分	コンサルタント・工事			
契約金額 (内消費税額)	金　412,500,000 円　（ 金　37,500,000 円 ）			
工期または期間	自	本契約締結日	至	令和10年 3月31日
			見積日	令和 6年11月22日 12時0分
※予定価格 (単位：円)	478,172,200		※最低制限価格 (単位：円)	適用しない

見積状況	参加業者名	第1回目 見積金額	評価点	評価点内訳	備　考
	株式会社橘電気工事 株式会社エネ・グリーン　大阪支社	412,500,000	－	－	決定
	【参考】ひらかたゼロカーボン推進事業 (市有施設照明設備改良事業、市有施設太陽光発電設備導入(PPA)事業及び市有施設電力調達業務)				
	HIRAKATA2050ネットゼロコンソーシアム (構成企業：関西電力株式会社、株式会社橘電気工事、株式会社エネ・グリーン大阪支社)	A：　412,500,000円 B：1kWh当たり49.07円 C：　3,858,999,479円	861.5点	業務実績　92.5点 企画提案　369点 価格提案　400点	

①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
②「予定価格」及び「見積金額」は、消費税及び地方消費税の額を含む金額です。
A：市有施設照明設備改良事業に関する提案価格です。
B：市有施設太陽光発電設備導入(PPA)事業に関する提案価格です。
C：市有施設電力調達業務に関する提案価格です。

工　事　概　要　書

１．工 事 名　　ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業

２．施工場所　　枚方市磯島北町３７番１号　他

３．工期・履行期間　　本契約締結日から令和１０年３月３１日まで

４．工事等概要　　設計業務
・照明設備の設計業務　・その他、付随する業務
施工業務
・照明設備の施工業務　・その他、付随する業務
工事監理業務
・照明設備の工事監理業務　・その他、付随する業務

５．施工理由　　枚方市役所CO_2削減プランに基づき、本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量を、令和１２年度までに平成２５年度比で５１％以上削減していくための取組の一部として、照明設備につき、未改修施設のＬＥＤ化を行うものです。

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業

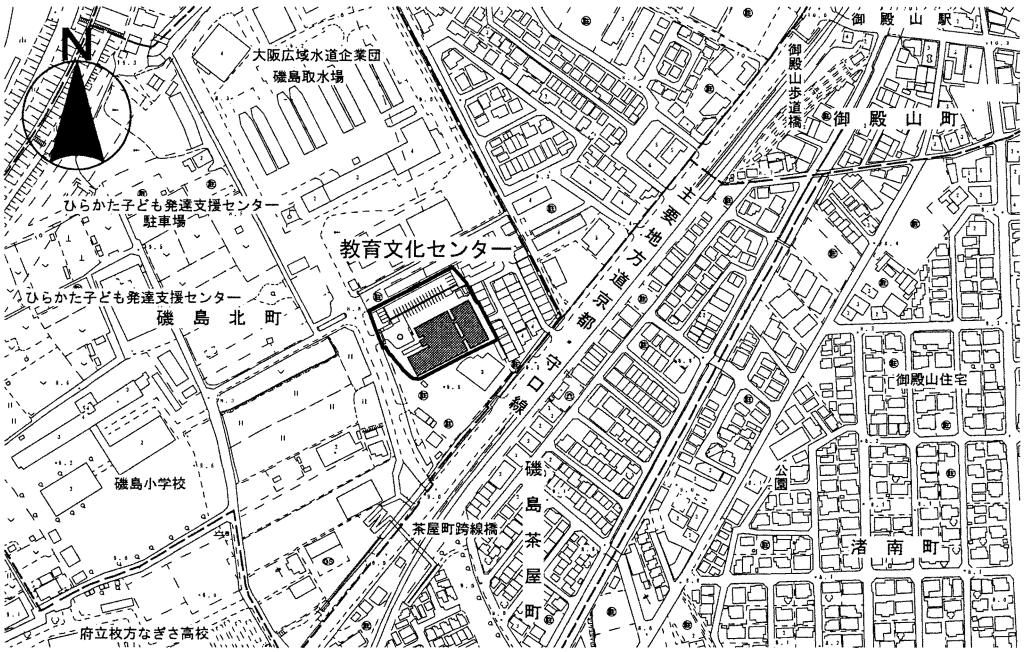

教育文化センター：枚方市磯島北町３７－１　　1/12

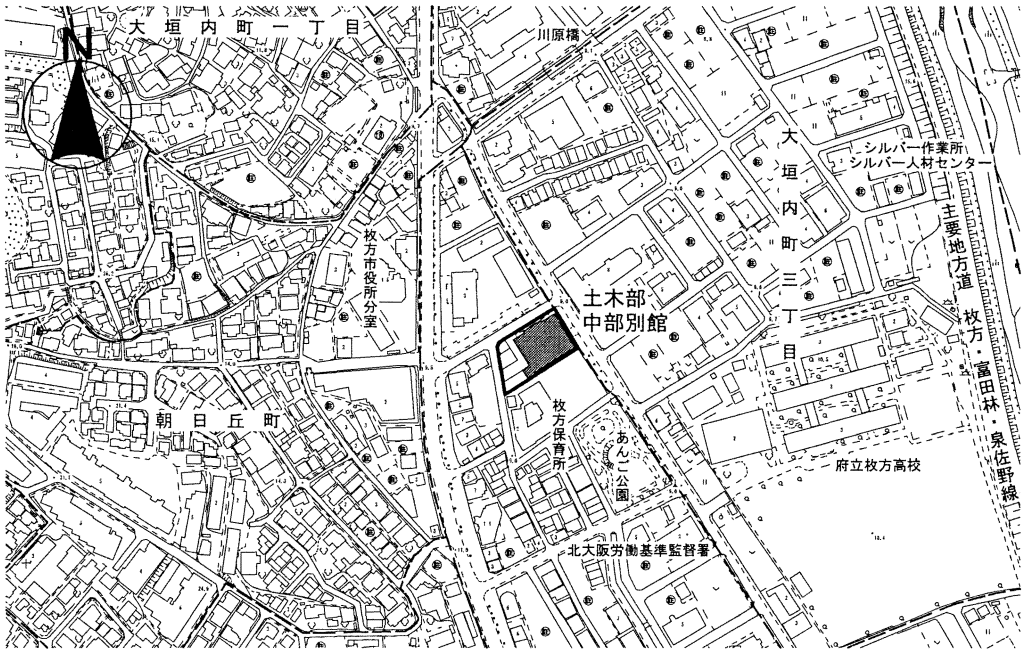

土木部中部別館：枚方市東田宮１丁目２－１　　2/12

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業

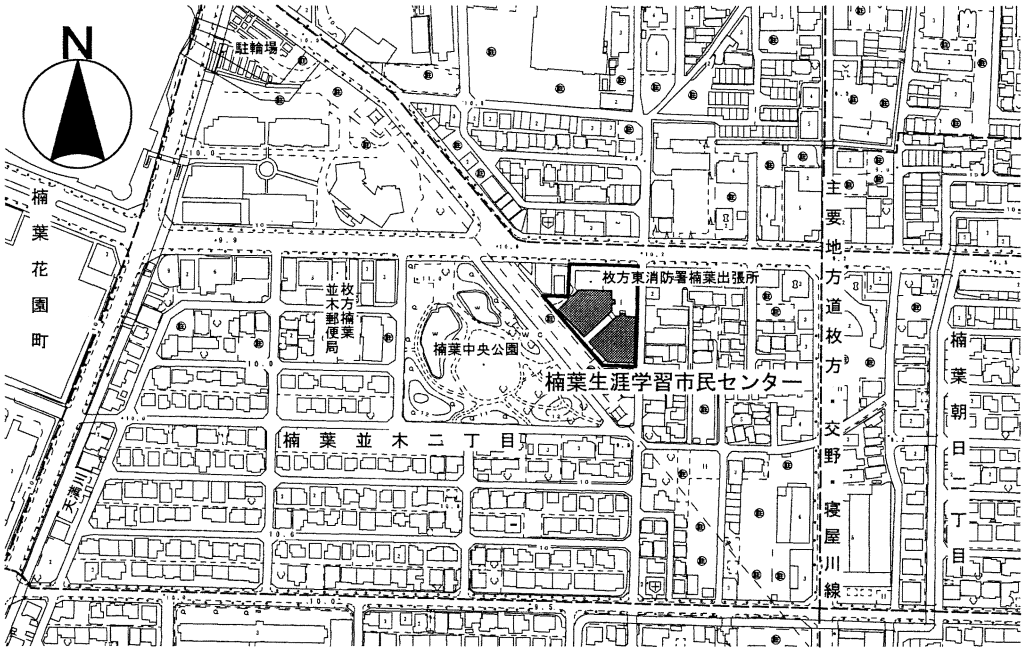

楠葉生涯学習市民センター：枚方市楠葉並木２丁目２９－５　3/12
（楠葉図書館・北部支所・楠葉なみき小規模保育施設含む）

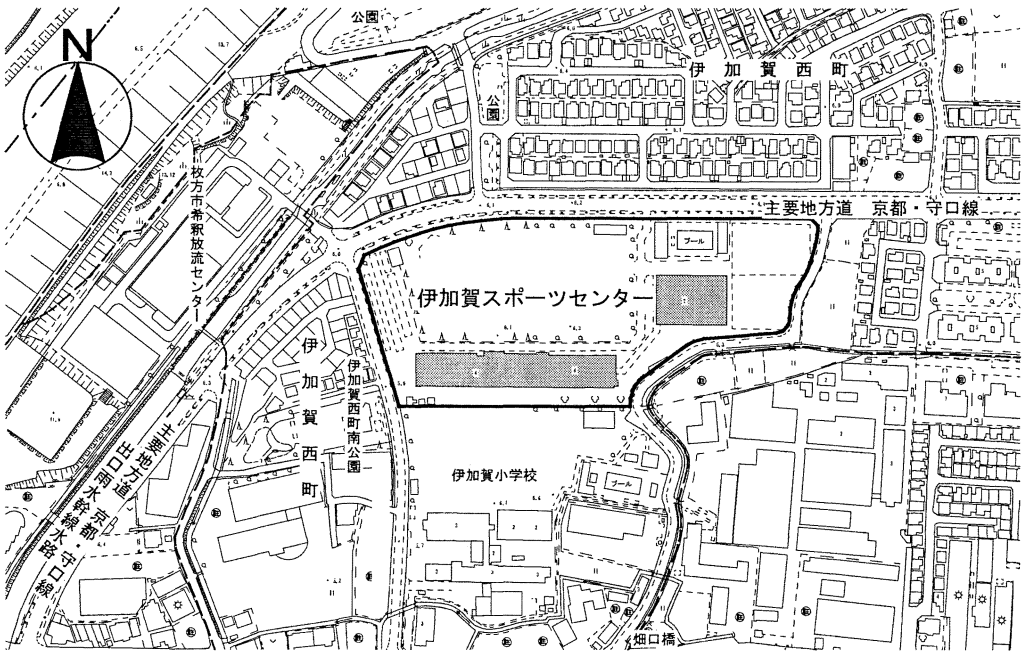

伊加賀スポーツセンター：枚方市伊加賀西町５３－２　4/12

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業

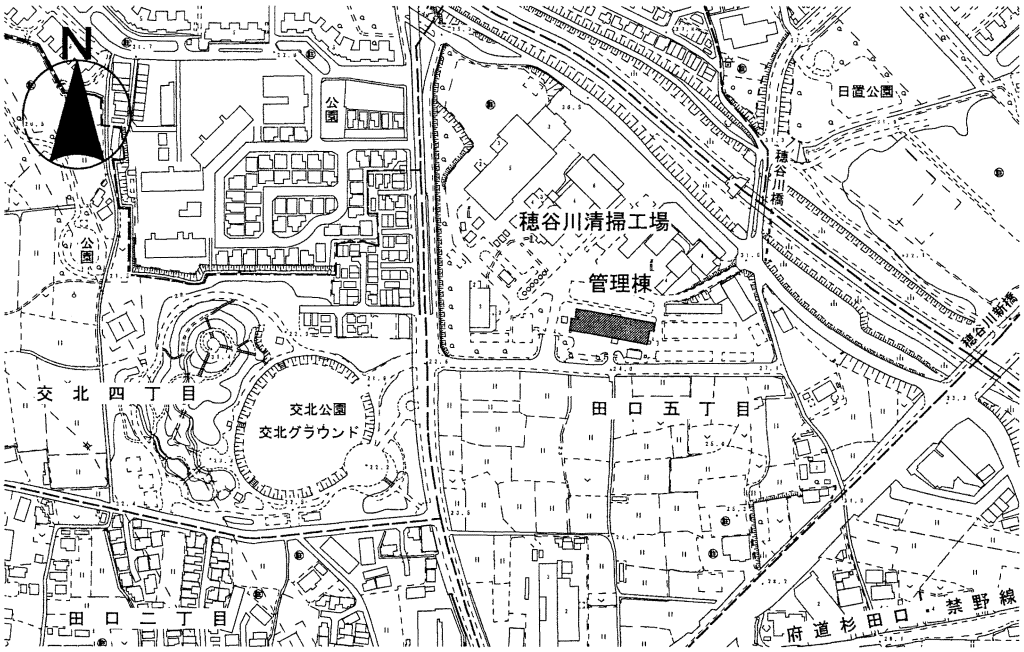

穂谷川清掃工場（管理棟）：枚方市田口５丁目１－１　　5/12

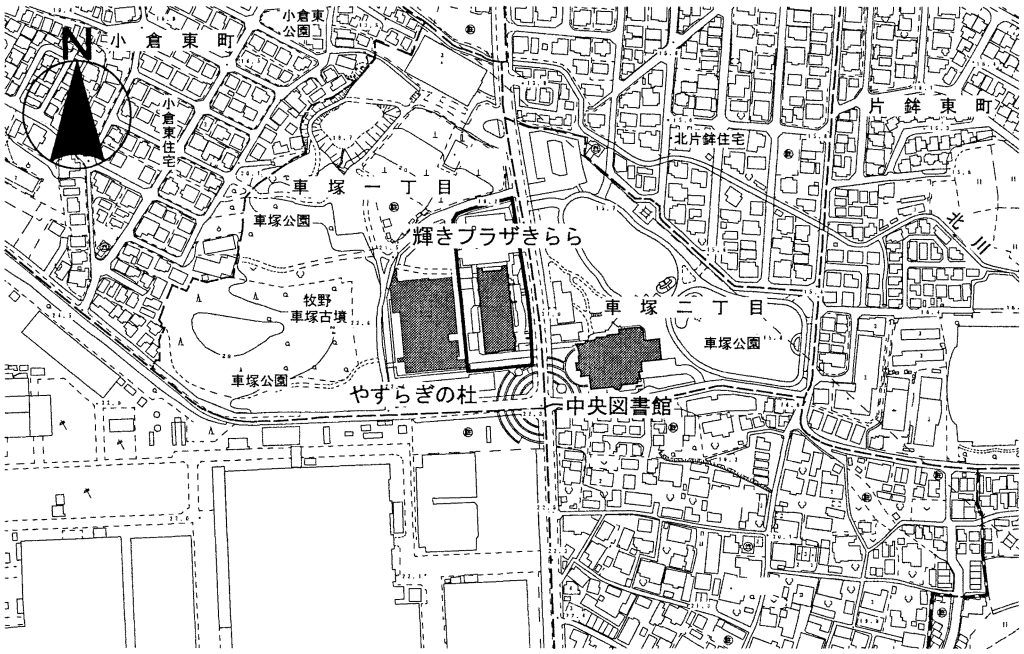

輝きプラザきらら：枚方市車塚１丁目１－１　　6/12
中央図書館　：枚方市車塚２丁目１－１
やすらぎの杜　：枚方市車塚１丁目１－３０

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業

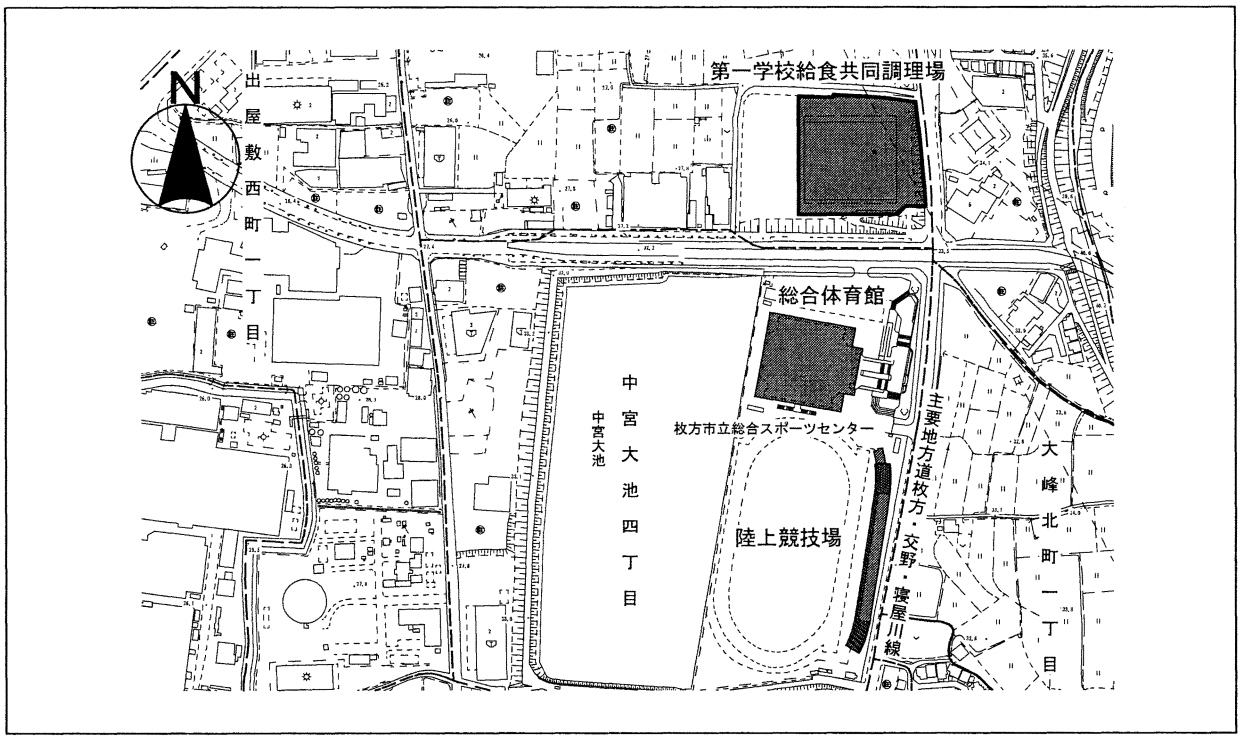

第一学校給食共同調理場：枚方市出屋敷西町２丁目６－６　　7/12
総合スポーツセンター（陸上競技場・総合体育館）：枚方市中宮大池４丁目１０－１

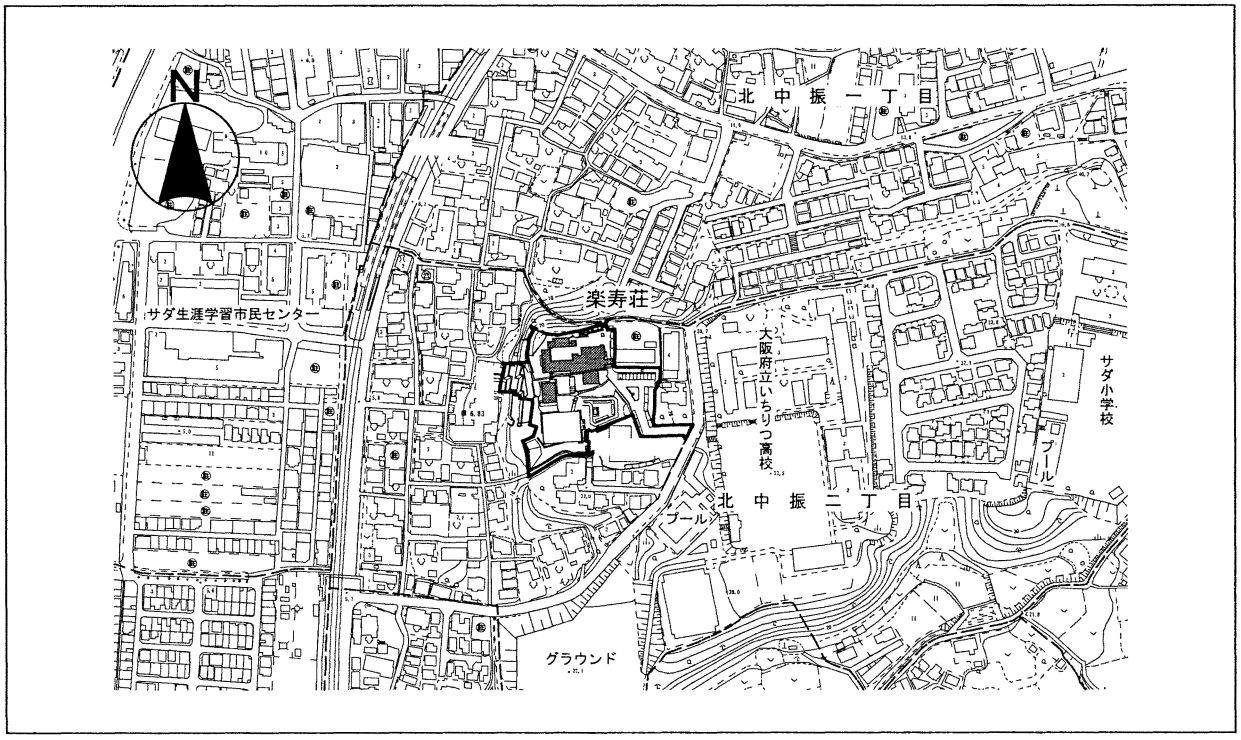

老人福祉センター楽寿荘：枚方市北中振２丁目３－４４　　8/12

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業

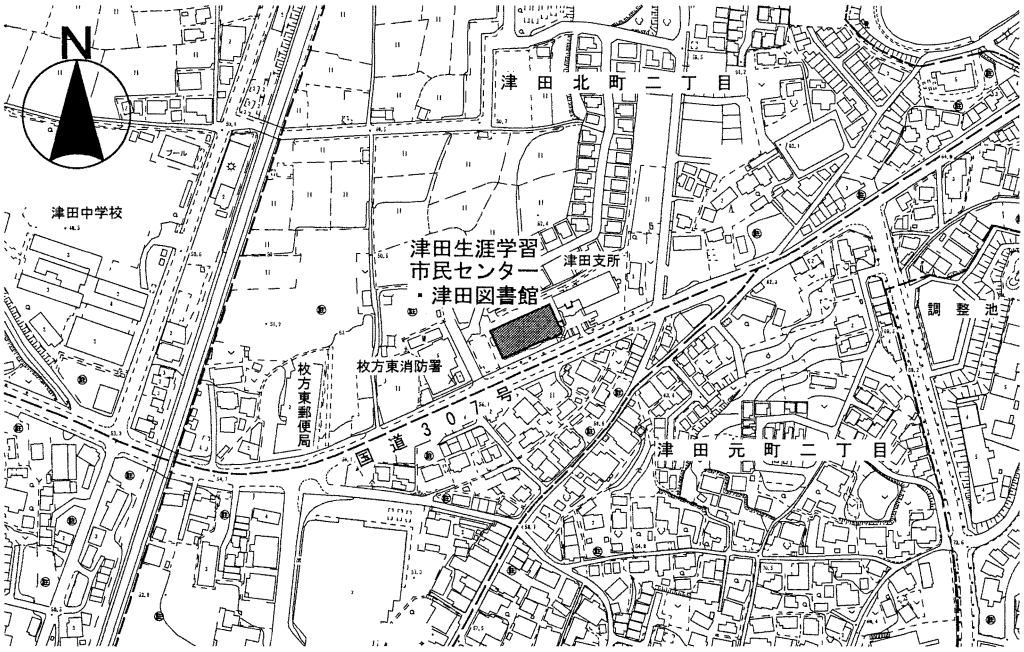

津田生涯学習市民センター・津田図書館：枚方市津田北町２丁目２５－３　　9/12

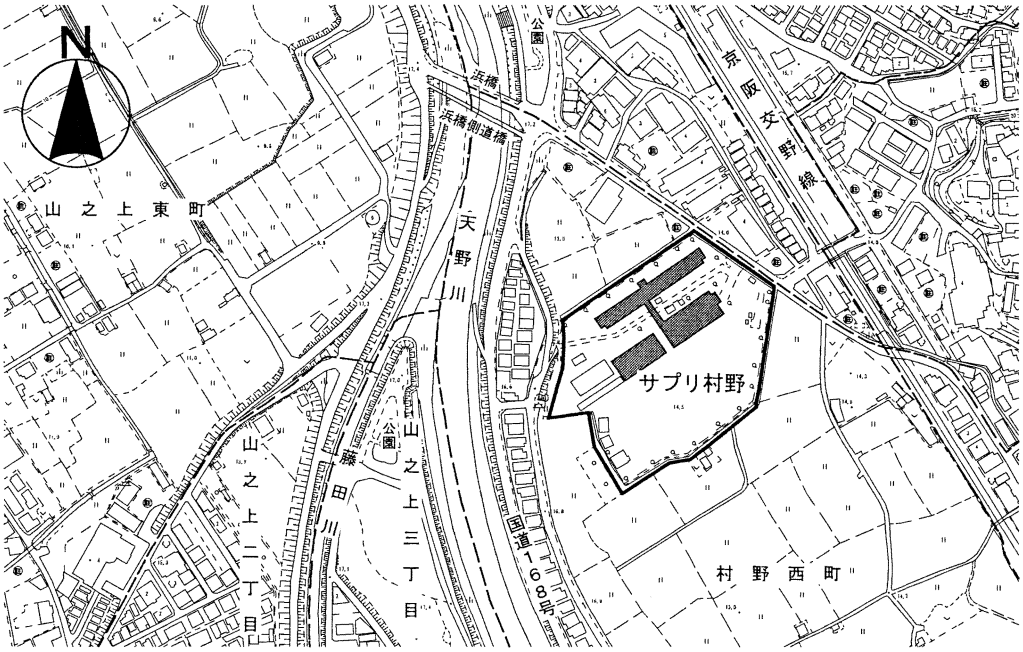

サプリ村野：枚方市村野西町５－１　　10/12
（サプリ村野スポーツセンター・サプリ村野ＮＰＯセンター・村野分室含む）

事　業　場　所　位　置　図

事業件名　ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業

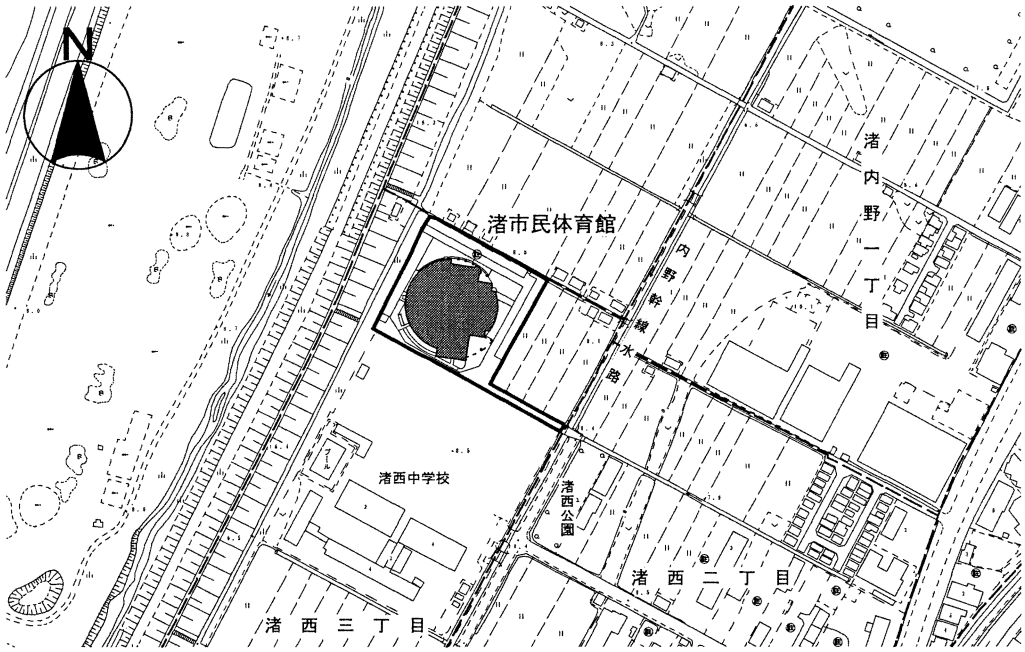

渚市民体育館：枚方市渚西３丁目２６－１０　　11/12

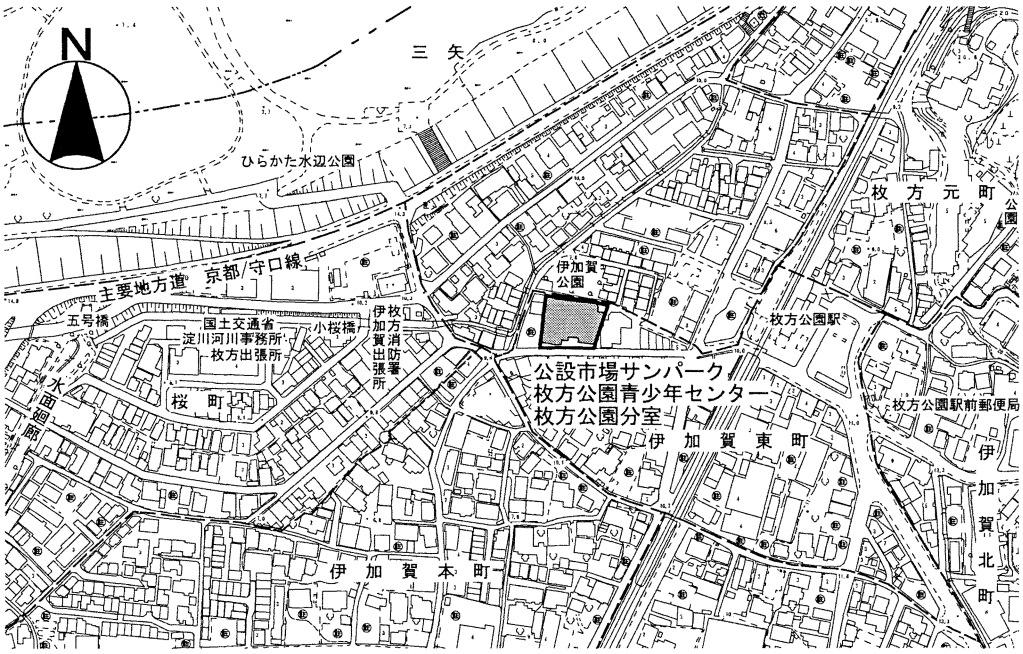

公設市場サンパーク・枚方公園青少年センター・枚方公園分室　　12/12
：枚方市伊加賀東町６－８

議案第１２６号

枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）請負変更契約締結について

次のとおり枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．発　　注　　者　　枚方市大垣内町２丁目１番２０号
枚 方 市
市　　長　　伏　見　　隆

２．受　　注　　者　　寝屋川市大成町１番１号
前田組・浦辺設計共同企業体
代表者　株式会社前田組
代表取締役　前　田　　浩　輝

３．工　　事　　名　　枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）

４．施　工　場　所　　枚方市御殿山南町２番２号

５．変　更　内　容

契　約　金　額	
変　更　前	金　３，３８５，８００，０００円
変　更　後	金　３，９６６，６１１，０００円

工事概要書（変更）

１．工 事 名　　枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）

２．施工場所　　枚方市御殿山南町２番２号

３．契約金額

変更前	金　３，３８５，８００，０００円
変更後	金　３，９６６，６１１，０００円
増　額	金　　５８０，８１１，０００円

４．工　　期　　令和４年６月１０日から令和８年７月１５日まで

５．工事概要

・　禁野小学校新設工事（延べ床面積：約８，０００㎡）
　上記に伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式

・　高陵小学校解体工事（延べ床面積：６，１６６㎡）
　上記に伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式

・　禁野小学校設計業務
　上記に伴う建築工事、電気設備工事、機械設備工事における基本設計及び実施設計

６．変更理由　　受注者から工期内の急激なインフレーションを理由とする契約金額の変更の請求があり、契約金額が著しく不適当となったと認められることから、契約金額を変更するものです。

施行・工事場所位置図

件　名　枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）

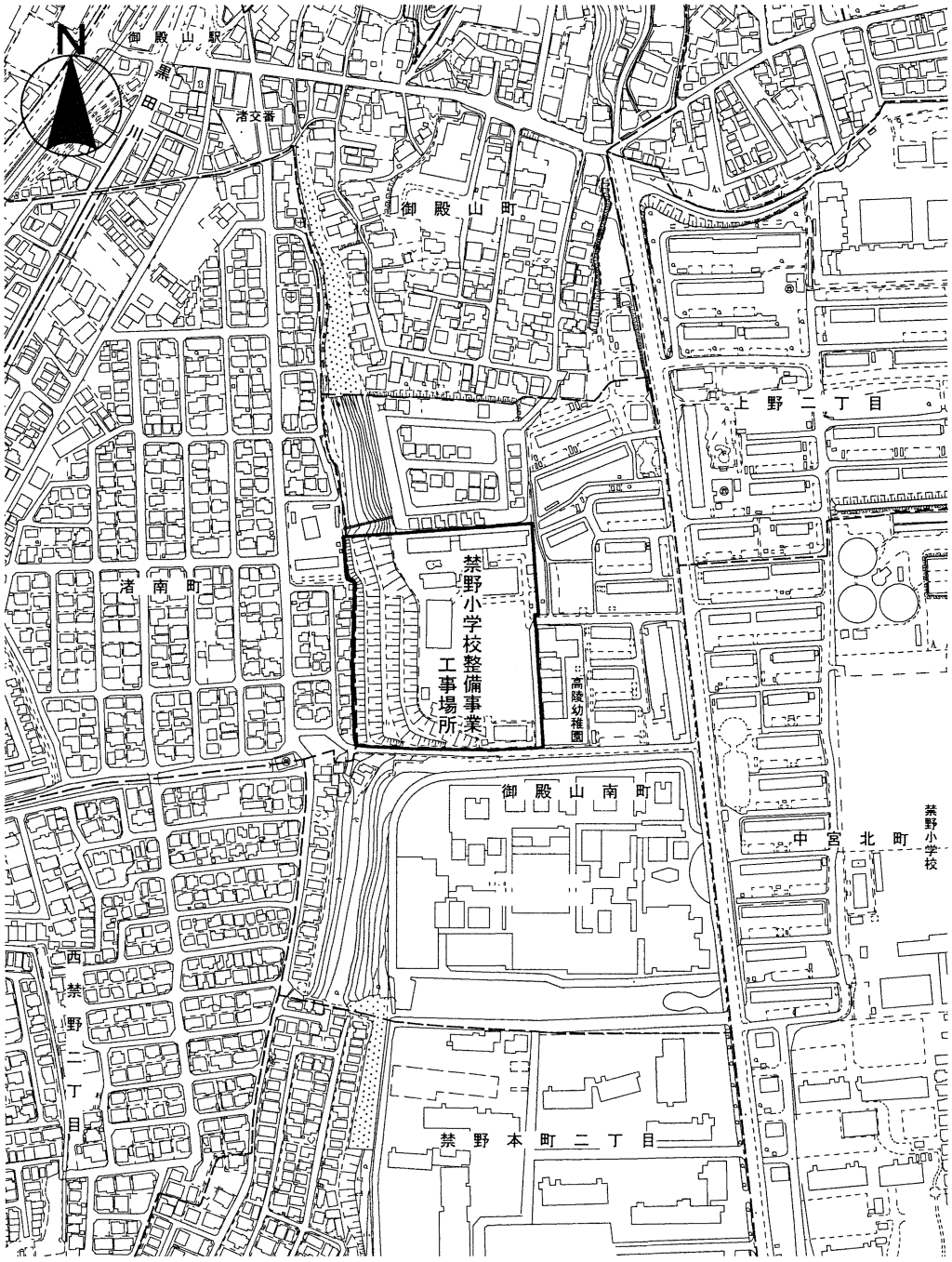

枚方市御殿山南町２－２

議案第１２７号

財産（執務室等什器）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．取　得　物　件	保健所移転に係る什器（執務室等什器）一式
２．契　　約　　先	枚方市村野本町１９番８号 株式会社ムラノ 代表取締役　　殿浦　秀規
３．取　得　金　額	金　　２４，９７０，０００　　円
４．用　　途	執務室及び窓口等に設置される什器
５．目　　的	令和７年７月より枚方市禁野本町２丁目１３番１３号に移転予定の枚方市保健所の執務室及び窓口等にて使用するため。
６．契約条項その他	契約内容に関しては、枚方市契約規則第３８条に定める事項を記載した契約による。

議案第１２７号 参考資料

制限付き一般競争入札（物品一般型）
執行調書

名　称	保健所移転に係る什器購入				
落札者名	(株)ムラノ				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金　24,970,000　円　（金　2,270,000　円）				
契約期間	自	本契約締結日	至	仕様書のとおり	
公告日	令和6年12月13日		入札日	令和7年1月27日　11時00分	
予定価格 (単位:円)	22,727,273				

入札状況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備　考
	(株) ムラノ	24,962,000	24,500,000		決定(随契8号) 22,700,000

① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。
③ 「備考」欄記載の金額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による見積書記載金額(消費税及び地方消費税の額を含まない)です。

議案第１２８号

枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務及び同組合規約の変更に関する協議について

次のとおり枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務及び同組合規約の変更に関し、協議することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務及び同組合規約の変更に関し、京田辺市と協議するため。

枚方京田辺環境施設組合規約の一部を変更する規約

枚方京田辺環境施設組合規約（平成２８年５月３１日総務大臣許可）の一部を次のように変更する。

第３条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第３条　組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

（１）関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）

（２）施設の管理運営に関する事務

第４条中「大阪府枚方市大字尊延寺２９４９番地」を「京都府京田辺市田辺ボケ谷１８番地２」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１０条関係）

経費区分	負担割合
施設建設経費	均等割　１００分の１０ 計画可燃ごみ量割　１００分の９０
施設管理運営経費	搬入可燃ごみ量割　１００分の１００
議会関係経費	議員選出数割　１００分の１００

備考

１　施設建設経費及び施設管理運営経費は、組合が管理運営を行う施設ごとに算定する。

２　搬入可燃ごみ量割の基礎となる数量（以下「搬入割基礎数量」という。）は、当該会計年度の前々年度の３月末日現在における過去１年間の関係市の搬入可燃ごみ量とする。

３　搬入割基礎数量がない場合は、計画可燃ごみ量を基礎として施設管理運営経費の負担割合を算定する。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和８年３月３１日から施行する。

（準備行為）

２　前項の規定にかかわらず、この規約による変更後の枚方京田辺環境施設組合規約第３条第２号に規定する事務を処理するために必要な手続その他の行為は、同号の規定の施行前においても行うことができる。

議案第１２８号参考資料

枚方京田辺環境施設組合規約の一部を変更する規約について

変更部分の新旧対照表

<table>
<tr><th>新（変更後）</th><th>旧（現行）</th></tr>
<tr><td>（組合の共同処理する事務）
第３条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。
（１）関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）
（２）施設の管理運営に関する事務
（組合の事務所の位置）
第４条 組合の事務所は、京都府京田辺市田辺ボケ谷１８番地２に置く。

別表（第１０条関係）
<table><tr><th>経費区分</th><th>負担割合</th></tr><tr><td>施設建設経費</td><td>（略）</td></tr><tr><td>施設管理運営経費</td><td>搬入可燃ごみ量割 １００分の１００</td></tr><tr><td>議会関係経費</td><td>（略）</td></tr></table>備考
１ 施設建設経費及び施設管理運営経費は、組合が管理運営を行う施設ごとに算定する。
２ 搬入可燃ごみ量割の基礎となる数量（以下「搬入割基礎数量」という。）は、当該会計年度の前々年度の３月末日現在における過去１年間の関係市の搬入可燃ごみ量とする。
３ 搬入割基礎数量がない場合は、計画可燃ごみ量を基礎として施設管理運営経費の負担割合を算定する。</td><td>（組合の共同処理する事務）
第３条 組合は、関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）を共同処理する。

（組合の事務所の位置）
第４条 組合の事務所は、大阪府枚方市大字尊延寺２９４９番地に置く。

別表（第１０条関係）
<table><tr><th>経費区分</th><th>負担割合</th></tr><tr><td>施設建設経費</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr><tr><td>議会関係経費</td><td>（略）</td></tr></table>（新設）</td></tr>
</table>

議案第１２９号

教育長の任命の同意について

次の者を本市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により議会の同意を求める。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．同意を求める者

住　所

氏　名

年　　月　　日生

議案第１３０号

教育委員会委員の任命の同意について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．同意を求める者

住　所

氏　名

年　　月　　日生

住　所

氏　名

年　　月　　日生

議案第１３１号

固定資産評価員の選任の同意について

次の者を本市固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４０４条第２項の規定により議会の同意を求める。

令和７年（２０２５年）２月１８日提出

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．同意を求める者

住　所

氏　名

年　　月　　日生

発行年月　令和7年(2025年)2月

発　　行　枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編　　集　総合政策部財政課
TEL 072-841-1221(代表)
072-841-1311(直通)